

福島県社会的養育推進計画



平成31年3月

福島県

目 次

1	福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の期間	1
	(3) 他の計画との関係	2
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	3
	(1) 福島県社会的養育推進計画策定への、当事者である子ども等の参画について	3
	(2) 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について	3
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた福島県の取組	5
4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	9
	(1) 福島県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数	9
	(2) 近年の児童虐待相談対応件数の状況	10
	(3) 市町村の社会的養育に関する事業の状況	11
	(4) 児童相談所における一時保護の状況	11
	(5) 代替養育を現に受けている子ども数の状況	12
	(6) 代替養育への新規措置子ども数及び措置解除子ども数	14
	(7) 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	16
	(8) 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	17
	(9) 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていない子どもで、代替養育の対象となる可能性が高い子ども数	18
	(10) 代替養育を必要とする子ども数の見込み	19
5	里親等への委託の推進に向けた取組	22
	(1) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み	22
	(2) 県内の里親の状況	23
	(3) 必要な里親数の算出	25
	(4) 本県における里親等委託率の数値目標について	27
	(5) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築	32
6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	34
	(1) 県内の状況	34
	(2) 民間あっせん機関について	34
	(3) 「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標について	34
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	36
	(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計	36
	(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け	

た取組	39
8 一時保護改革に向けた取組	42
(1) 一時保護所の必要定員数	42
(2) 一時保護専用施設確保・計画について	43
(3) 一時保護委託可能な里親等確保・計画について	45
(4) 一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期、研修などによる職員の 専門性向上と意識共有	44
(5) 一時保護の環境及び体制整備について	46
(6) 関係機関との連携	47
(7) 1人1人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行う 体制や環境整備	48
(8) 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護につ いて	49
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	64
10 児童相談所の強化等に向けた取組	66
資料 「代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査結果集計」	68

1 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

また、改正児童福祉法では、昭和22年の児童福祉法制定時から見直されていなかった理念規定について、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具現化するために、平成29年8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うこと並びに愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示されました。また、代替養育を必要とし、家庭復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間1,000人以上の成立を目指すとしています。

これを受けて都道府県は、平成23年7月に国により示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

こうした方針に基づき、福島県では平成27年3月に策定した「福島県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と福島県の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「福島県社会的養育推進計画」を策定しました。

(2) 計画の期間

この計画の期間は2029年度を終期とし、2019年度から2024年度を前期、2025年度から2029年度を後期とし、2024年度末及び各期の中間年を目安と

して進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図るものとします。

(3) 他の計画との関係

本計画の内容は、本県の子育て支援施策全般の基本指針となる「ふくしま新生子ども夢プラン」及び、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定めている「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容と整合するものとなります。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

改正児童福祉法では子どもが権利の主体であることが明記され、「新しい社会的養育ビジョン」でも子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うことが示されています。

そのため、本県における福島県社会的養育計画策定への子ども（社会的養護経験者を含む。以下、「子ども等」という。）の参画や児童福祉審議会における子どもの権利擁護の仕組みの構築について検討する必要があります。

（1）福島県社会的養育推進計画策定への、当事者であるの子ども等の参画について

【現状】

- ・子ども等の権利擁護の観点から、社会的養育に関する施策を検討する際に、当事者である子ども等の複数の参画を求め、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことが求められています。

【課題】

- ・子ども等について、当事者の団体等は県内になく、代表的な意見の集約が困難な状況です。
- ・子ども等の意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策が未整備です。

【対応】

- ・福島県社会的養育推進計画策定に当たり、児童養護施設等の代替養育を受けている子ども等にアンケートを実施しました。子ども等が意見を表明しやすいよう、アンケートは子ども等が記入した後に自ら封をして提出する方法としました。
- ・アンケートは2018年11月に児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の子ども275人（児童養護施設232人、養育里親37人、ファミリーホーム6人）を対象に実施し、回答率は91.3%（児童養護施設97.4%、養育里親51.4%、ファミリーホーム100%）でした。（資料「代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査結果集計」参照）

（2）児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

【現状】

- ・子どもに必要な支援の提供や方針決定にあたり、子どもに十分な説明がなされた上でその意見をできるだけ反映し、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を子どもに十分に説明することが求められています。
- ・児童福祉審議会等の第三者機関における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築が求められています。

【課題】

- ・改正児童福祉法で児童福祉審議会において子どもからの意見聴取等ができることとなりましたが、具体的な意見聴取方法等について未整理です。

【対応】

- ・国における調査研究の結果を踏まえながら、児童福祉審議会（本県の場合は福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会）において具体的な意見聴取方法等を整理していきます。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた福島県の取組

改正児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定されました。社会的養育は施設や里親などの代替養育のみならず、地域で子どもが家庭で健やかに成長できるよう養育されることも含んでおり、「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実のための子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、地域支援を行う機関として児童家庭支援センターの設置促進を図ることが求められています。

また、改正児童福祉法では、児童虐待による死亡事例が0歳児が多いことを踏まえ、産前産後の支援を行うために、支援が必要な妊産婦の情報を把握した医療機関や学校等が市町村に情報提供するよう努めることや、児童相談所や市町村から情報提供を求められた場合に医療機関や学校等が情報提供ができるとされました。

そのため、福島県における子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、地域子ども・子育て支援事業の実施等の市町村の子どもの相談支援体制等の整備に向けた支援や取組、児童家庭支援センターの設置、子どもの支援に関わる関係機関との連携について検討する必要があります。

さらに、2018年3月に東京都目黒区、2019年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事案を受け、児童虐待に対する社会の関心が高まっている状況ではありますが、いずれの事案についてもDV被害が児童虐待の背景にあったことを踏まえ、児童虐待への対応とDV被害への相談対応や支援が連携して行われることが求められています。

【現状】

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点設置状況 2町※で設置（平成30年12月1日現在）
※子育て世代包括支援センターに配置されている保健師が市区町村子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員を兼務することにより、設置基準を満たしています。
- ・子育て世代包括支援センター設置状況 36市町村で設置（平成30年12月1日現在）
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施状況

それぞれの市町村では、社会的養育を推進する上で特に、以下の取組を実施しています。

（平成29年度子ども・子育て交付金交付実績）

利用者支援事業	17市町村
子育て短期支援事業	3市
乳児家庭全戸訪問事業	46市町村

養育支援訪問事業 24市町村

地域子育て支援拠点事業 31市町村

- ・代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査によれば、代替養育を受けている子どもに関して、金銭面での支援の他、支援体制の充実を求める回答が多く寄せられています。

※「家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいこと」について

回答	回答数	比率※
お金のことを助けてほしい	90	35.9%
自分や家族が病院に行けるようにしてほしい	53	20.7%
自分や家族を危ないことから守ってほしい	80	31.9%
自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい	100	39.8%
その他	37	14.7%

(注) 分母はアンケートの全回答数251としました。詳細は添付の資料を参照。

- ・県内に児童家庭支援センターは設置されていません。
- ・児童虐待対応のため、市町村は医療機関や学校等と子どもの状況や支援について情報共有をすることが求められています。
- ・配偶者暴力相談支援センター（以下、「DVセンター」という。）を、県が福島県女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、福島県男女共生センターに設置し、市町村としては郡山市が設置しており、合計9か所設置されています。また、4市で女性相談員を配置し、DV被害の相談対応や支援を行っています。

【課題】

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置や運営に対して、市町村から、専門的助言や専門人材の育成の他、財政支援を求める声が寄せられています。

※2018年10月に福島県子ども未来局児童家庭課で市町村に実施したアンケートでは、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備について必要と考える支援として、

「設置方法や運営に関する専門的なアドバイス」 50市町村

「専門的な人材の育成」 48市町村

「設置・運営にかかる財政的支援」 42市町村

「その他」 5市町村

(市町村と児童相談所の役割分担の整理、市町村のケースに応じた職員配置基準設置の必要性) となっています。

- ・子育て世代包括支援センターについては、県において2019年度末までに全市町村に設置できるよう、市町村が設置を進めています。
- ・社会的養育を進める上において、市町村では支援が必要な子育て家庭を早期に見

し適切に対応する必要があります。そのため、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることが求められます。中でも、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業間の連動性を確保するなどの取組が必要です。

- ・子どもが地域で生活していくためには、医療機関や学校等も含め、子どもの支援に関わる機関が連携した支援体制の充実が求められています。
- ・県内の児童虐待対応件数が増加している中で、児童相談所のみでなく、地域で相談ができる専門的な相談機関である児童家庭支援センターの設置が求められています。
- ・医療機関や学校等と市町村が、児童虐待対応について共通理解をもち、連携して対応することが求められています。
- ・市町村における児童虐待対応部署と、DVセンター等のDV被害の相談対応や支援の窓口の連携が必要です。

【対応】

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備については、市町村に対して、専門的助言を行う仕組みをつくり、専門的人材育成のための研修を実施するとともに、国の財政支援策の動向を注視し、適切な活用を助言していきます。
- ・地域子ども子育て世代包括支援センターについては、更なる設置推進と機能充実を図るため引き続き市町村に対して支援していきます。
- ・地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて、引き続き市町村を支援していきます。
- ・子どもが地域で生活していくため、市町村を中心として関係機関が連携して支援できるよう、市町村に対して、専門的助言を行う仕組みづくりや専門人材育成のための研修の実施を検討するとともに、要保護児童対策地域協議会が効果的に機能できるよう支援していきます。
- ・児童家庭支援センターの設置を支援します。
- ・関係機関との連携を図るため、児童虐待対応に関連する情報について、医療機関や学校等に適切に提供するとともに、児童虐待対応や支援の方法、連携について研修等を行うなど適切に対応していきます。
- ・市町村の児童虐待対応部署及びDVセンター等のDV被害の相談対応や支援を行う機関に対し、研修等によりそれぞれの窓口や対応方法等、支援に必要な情報を提供し、相互の業務を理解し、連携して対応ができるよう取り組んでまいります。

【指標】

指標	現況値	目標値
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2市町村 ※1	59市町村 (2022年度末)
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	38市町村 ※2	59市町村 (2019年度末)

※1 現況値は2018年12月1日の状況。

※2 現況値は2019年3月1日の状況。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

里親委託推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、子どもを保護者と分離し、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の子どもをとりまく状況を踏まえて算出します。

(1) 福島県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数

- ・児童福祉法の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができるため、20歳未満の人口に代替養育を受けている子ども数の占める割合を計算しました。
- ・その結果、代替養育を受けている子ども数が20歳未満に占める割合は平均0.136%でした。(表2)
- ・将来的な人口推計から代替養育を必要とする子ども数を試算すると、人口減に伴い2030年には396人まで減少する見込みです。(表3)
- ・しかし、直近の代替養育を受けている子ども数(2018年9月1日現在)は435人(表4)に増加し、人口に占める割合も0.143%と増えています。
- ・したがって、代替養育を必要とする子ども数は、子どもの人口減少に伴って必ずしも減少するとはいえず、子どもをとりまく社会情勢の影響を勘案して見込む必要があります。

表2 20歳未満人口に占める代替養育を受けている子ども数 (単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均
代替養育子ども数 (A) ※1	493	465	420	423	419	444
20歳未満人口 (B) ※2	345,109	338,100	318,564	315,888	309,737	325,480
割合(A/B)(%)	0.143%	0.138%	0.132%	0.134%	0.135%	0.136%

※1 各年度3月1日の代替養育の措置を受けている子ども数。

※2 「福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果)」より引用。

表3 20歳未満人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推計 (単位 人)

年	2020	2025	2030
代替養育子ども数 (A) ※1	415	400	396
20歳未満人口 (B) ※2	304,864	293,201	290,936

※1 (B) に表2の2013～2017年度の平均割合(0.136%)を乗じた数。

※2 「福島県の人口推計(福島県企画調整部復興・総合計画課作成)」より引用。

表4 直近の代替養育を受けている子ども数(2018年9月1日現在)(単位 人)

	2018.9.1
代替養育子ども数 (A)	435
20歳未満人口 (B)	305,208
割合 (A/B) (%)	0.143%

(2) 近年の児童虐待相談対応件数の状況

- ・児童相談所における養護相談のうち、虐待相談は5年で4倍と大きく増加していますが、その他の相談はほぼ横ばいであり、養護相談全体では5年で約1.7倍と増加しています。(表5)
- ・市町村で設置する要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数は、5年で約1.8倍と増加しています。(表6)

表5 児童相談所における養護相談対応件数 (単位 件)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
養護(虐待)	294	394	529	956	1177
前年比	-	134%	134%	181%	123%
対2013年度比	-	134%	180%	325%	400%
養護(その他) ※1	988	932	982	1063	1057
前年比	-	94%	105%	108%	99%
対2013年度比	-	94%	99%	108%	107%
養護(合計)	1,282	1,326	1,511	2,019	2,234
前年比	-	103%	114%	134%	111%
対2013年度比	-	103%	118%	157%	174%

(注)「福祉行政報告例」より。

- ※1 養護(その他)は保護者の死亡、入院、離婚、家出・失踪等による養育困難や迷子、養子縁組等、児童虐待以外の子どもの養育に関する相談。

表6 各年度4月1日時点で要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数

(単位 件)

年度		2014	2015	2016	2017	2018
事由	児童虐待	331	394	520	582	536
	養護相談	131	171	188	286	366
	障害相談	88	121	129	166	141
	保健相談	24	23	30	18	28
	非行	6	16	6	12	13
	不登校・いじめ	89	71	90	90	102
	生活困窮	14	27	18	34	30
	不明	1	0	1	0	1
	その他	27	40	30	61	57
合計		711	863	1012	1249	1274
対前年比		-	121%	117%	123%	102%
対2014年度比		-	121%	142%	176%	179%

(注) 2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

(3) 市町村の社会的養育に係る事業の状況

- それぞれの市町村では、社会的養育を推進する上で特に、以下の取組を実施しています。

(平成29年度子ども・子育て交付金交付実績)

利用者支援事業	17市町村
子育て短期支援事業	3市
乳児家庭全戸訪問事業	46市町村
養育支援訪問事業	24市町村
地域子育て支援拠点事業	31市町村

(4) 児童相談所における一時保護の状況

- 児童相談所で一時保護される子ども数全体は、5年で約1.7倍と、虐待相談件数増加と連動した大きな伸びはなく、養護相談全体の伸びとほぼ同じ増加率となっています。(表7)
- 一時保護所には定員があるため、一時保護件数の増加に伴い、里親や児童養護施設等への一時保護委託が増加しています。

表7 一時保護の子ども数

(単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
一時保護所	193	227	222	241	266
前年比	-	118%	98%	109%	110%
対2013年度比	-	118%	115%	125%	138%
一時保護委託	49	74	57	126	142
前年比	-	151%	77%	221%	113%
対2013年度比	-	151%	116%	257%	290%
合計	242	301	279	367	408
前年比	-	124%	93%	132%	111%
対2013年度比	-	124%	115%	152%	169%

(注)「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護子ども数を含む。

(5) 代替養育を現に受けている子ども数の状況

- ・2013～2015年度は若干の減少傾向にありましたが、2016年度から一時増加し、直近の2018年9月1日時点の状況では、年度途中にも関わらず2015～2017年度の数を超えています。(表8、図1)
- ・「福島県家庭的養護推進計画」では、特別な要因として震災遺児・孤児で里親に委託されている子ども数を社会的養護の需要の見込み数から除いていましたが、全体に占める割合は低く特別な要因としての影響が小さいこと、震災遺児・孤児についても代替養育の対象として計上することが適当であることから、今回の代替養育の見込みに含むこととします。(表11)
- ・里親等委託率は2013年度から2017年度までの5年で16.0%から21.7%に伸びており、直近の2018年9月1日では25.1%とさらに増加しています。(表9)
- ・平成28年度末の里親等委託率の全国平均は18.3%であり、本県は20.8%と全国平均を超えています。(表10)
- ・年齢別では3歳未満の里親等委託率が高く、次いで3歳～就学前、学童期以降が最も低くなっています。年度毎の委託率も、2013年度から2017年度までの5年間で3歳未満、3歳～就学前は伸びていますが、学童期以降は微増の状況です。

表8 代替養育を受けている子ども数の状況

(単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均	2018.9.1
乳児院	22	15	12	10	12	14	10
前年比	-	68%	80%	83%	120%	-	83%
対2013年度比	-	68%	55%	45%	55%	-	45%
児童養護施設	392	379	340	329	316	351	316
前年比	-	97%	90%	97%	96%	-	100%
対2013年度比	-	97%	87%	84%	81%	-	81%
里親	75	64	62	73	78	70	93
前年比	-	85%	97%	118%	107%	-	119%
対2013年度比	-	85%	83%	97%	104%	-	124%
ファミリーホーム	4	7	6	11	13	8	16
前年比	-	175%	86%	183%	118%	-	123%
対2013年度比	-	175%	150%	275%	325%	-	400%
合計	493	465	420	423	419	444	435
前年比	-	94%	90%	101%	99%	-	104%
対2013年度比	-	94%	85%	86%	85%	-	88%

(注) 各年度、措置されている子ども数が最大数となる3月1日付けの子ども数を計上。
直近の状況として2018年9月1日現在の子ども数を計上。

図1 代替養育を受けている子ども数の状況（各年度3月1日）

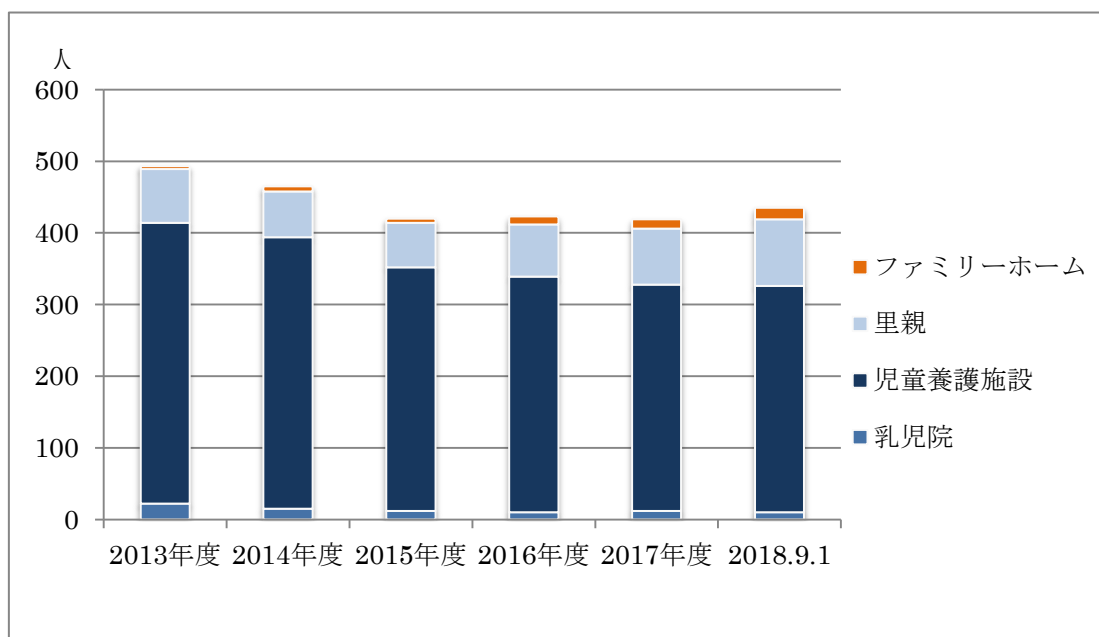


表9 年齢別里親等委託率①（各年度3月1日の状況）（単位 %）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018.9.1
3歳未満	35.4	32.4	26.1	50.0	55.6	63.9
3歳から就学前	20.0	22.4	28.3	25.0	29.9	40.3
学童期以降	13.0	12.4	13.4	15.6	17.2	17.8
全体	16.0	15.3	16.2	19.9	21.7	25.1

（注）2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

表10 年齢別里親等委託率②（各年度末）（単位 %）

年度	2013	2014	2015	2016	2017
3歳未満	27.9	34.3	25.0	48.5	53.8
3歳から就学前	22.4	23.5	26.3	22.7	30.3
学童期以降	14.4	13.7	16.2	17.3	17.8
全体	16.7	16.6	18.2	20.8	22.3
（参考）全国平均	15.6	16.5	17.5	18.3	未公表

（注）2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

表11 東日本大震災による遺児・孤児の里親委託数（単位 人）

年度	2013	2014	2015	2016	2017
震災遺児・孤児 里親委託数	10	9	9	9	8

（6）代替養育への新規措置子ども数及び措置解除子ども数

- ・代替養育に新規に措置される子ども数は、全体では年度ごとに増減がありますが、5年間で大きな増加は見られません。代替養育の種類ごとの子ども数も同様です。ファミリーホームについては伸びが大きくなっていますが、全体に占める子ども数は少ない状況です。（表12）
- ・措置解除された子ども数についても全体では年度ごとに増減がありますが、5年間で大きな増減は見られず、代替養育の種類ごとの子ども数も同様です。（表13）
- ・一時保護子ども数に占める新規措置子ども数の割合は、年度ごとに増減はありますが減少してきており、一時保護子ども数の増加が代替養育新規措置子ども数の増加にそのままつながっていません。（表14）

表 1 2 代替養育を新規に受けた子ども数

(単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
乳児院	11	9	10	11	5
前年比	-	82%	111%	110%	45%
対 2013 年度比	-	82%	91%	100%	45%
児童養護施設	61	62	42	62	55
前年比	-	102%	68%	148%	89%
対 2013 年度比	-	102%	69%	102%	90%
里親	29	17	16	33	26
前年比	-	59%	94%	206%	79%
対 2013 年度比	-	59%	55%	114%	90%
ファミリーホーム	2	4	3	6	4
前年比	-	200%	75%	200%	67%
対 2013 年度比	-	200%	150%	300%	200%
全体 (合計)	103	92	71	112	90
前年比	-	89%	77%	158%	80%
対 2013 年度比	-	89%	69%	109%	87%

(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。

表 1 3 代替養育を解除された子ども数

(単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
乳児院	14	16	12	12	3
前年比	-	114%	75%	100%	25%
対 2013 年度比	-	114%	86%	86%	21%
児童養護施設	60	82	87	50	62
前年比	-	137%	106%	57%	124%
対 2013 年度比	-	137%	145%	83%	103%
里親	21	22	19	16	19
前年比	-	105%	86%	84%	119%
対 2013 年度比	-	105%	90%	76%	90%
ファミリーホーム	2	1	2	3	1
前年比	-	50%	200%	150%	33%
対 2013 年度比	-	50%	100%	150%	50%
合計	97	121	120	81	85
前年比	-	125%	99%	68%	105%
対 2013 年度比	-	125%	124%	84%	88%

(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。

表 1 4 一時保護された子ども数に占める代替養育への新規措置児童数の割合

(単位 %)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均
乳児院	5%	3%	4%	3%	1%	3%
児童養護施設	25%	21%	15%	17%	13%	18%
里親	12%	6%	6%	9%	6%	8%
ファミリーホーム	1%	1%	1%	2%	1%	1%
全体	43%	31%	25%	31%	22%	30%

(注) 表 7 の子ども数のうち、表 1 2 の子ども数が占める割合。

(7) 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

- ・ 2018年4月1日から9月30日までの間に児童相談所で一時保護した子どもについて、子どものケアニーズにのみ着目した場合に、望ましいと考えられる措置先を評価し、子ども数を計上しました。
- ・ 里親等委託が必要な子どもは33名、全体の35%という状況です。(表 1 5)

表15 一時保護している子どものケアニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先
(単位 人)

代替養育の種類		人数	比率	里親人数	里親比率
里親	養子	3	3%	33	35%
	養育・FH	30	32%		
乳児院		0	0%		
児童養護施設		37	39%		
児童心理治療施設		8	8%		
児童自立支援施設		12	13%		
福祉型障害児入所施設		4	4%		
医療型障害児入所施設		0	0%		
自立援助ホーム		1	1%		
合計		95	100%		

(注) 2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

2018年4月1日～9月30日に一時保護した子どもについて望ましい措置先を評価して計上。「FH」はファミリーホームの意。

(8) 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

- ・乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数の総計は202人です。

(表16)

- ・現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合、里親等委託が望ましいとされた子ども数は216人です。(表17)
- ・現に一時保護されている子どものケアニーズにのみ着目した場合、里親等委託が望ましいとされた子ども数は33人です。(表15)
- ・上記の調査を踏まえると、200人程度は現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもがいると考えられます。

表16 乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数 (単位 人)

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	9
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	8
児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	28
児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	157
合計	202

(注) 2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

2018年9月1日現在の状況。

表17 現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合望ましい措置先 (単位 人)

代替養育の種類		人数	比率	里親人数 C (A+B)	里親比率 (C/全体)	種類別比率
里親	養子 (A)	54	12%	216	47%	25.0% (A/C)
	養育・FH (B)	162	36%			75.0% (B/C)
乳児院		4	1%			
児童養護施設		203	45%			
児童心理治療施設		12	3%			
児童自立支援施設		14	3%			
福祉型障害児入所施設		0	0%			
医療型障害児入所施設		0	0%			
自立援助ホーム		0	0%			
未回答		6	1%			
合計		455	100%			

(注) 2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

2018年9月1日現在で代替養育を受けている子どもについて望ましい措置先を評価して計上。「FH」はファミリーホームの意。

本調査の対象は代替養育を受けている子どもに加え、児童自立支援施設に措置されている子どもも措置変更で里親等委託の可能性もあるため、調査対象としました。

(9) 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていない子どもで、代替養育の対象となる可能性が高い子ども数

- ・児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていない子どもで、代替養育の対象となる可能性が高い子ども数は、2015年度から2018年度(2018年度分については4～9月分)の平均で、代替養育を必要とする可能性のある子ども数は114人、そのうち里親等委託が必要な子ども数は48人です。
- ・代替養育を必要とする可能性のある子どもは、前提として一時保護されることを考慮すれば、実際に全ての子どもが代替養育につながるとはいえません。そのため、上記の数に一時保護された子どもに占める代替養育への新規措置子ども数の平均割合30%を乗じ、代替養育を必要とする可能性のある子ども数は34人、うち里親等委託が必要な子ども数は14人と見込むこととします。(表18)

表18 代替養育の対象となる可能性の高い子ども数

(単位 人)

年度	2015	2016	2017	2018. 4～9	平均	見込数 ※1
代替養育を必要とする 可能性のある子ども数	112	118	119	108	114	34
里親等委託が必要な 子ども数	56	46	50	40	48	14

※1 平均の数値に30%を乗じた数。

(注) 2018年10月の福島県こども未来局児童家庭課調査。

児童相談所で受け付けた相談のうち、代替養育の対象となっていない子どもで、今後、代替養育の対象となる可能性が高い子ども数を調査。

直近の状況として2018年4月から9月に児童相談所で相談を受け付けた子どもも対象としています。

(10) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

ア 「現に代替養育を受けている子ども数」について

- ・本県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合は少なく、人口推計による子ども数の減少の影響を考慮するより、児童福祉、社会的養育をとりまく状況を踏まえた代替養育を必要とする子ども数の見込みを行うことが適切です。
- ・近年の児童虐待相談対応件数や市町村の要保護児童対策地域協議会での対応件数は増加しており、一時保護される子ども数も増加しています。
- ・代替養育を現に受けている子ども数は表8のとおり一時減少しましたが、再び増加しています。児童虐待相談対応件数があるまま代替養育を必要とする子ども数の増加につながるわけではありませんが、2018年3月に東京都目黒区、2019年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事案を受け、児童虐待に対する社会の関心が高まっている状況を踏まえれば、児童虐待を受けている子どもが発見され、保護される件数は増加すると考えられ、代替養育を必要とする子ども数は現状と同等あるいはそれ以上の数になると考えられます。
- ・そのため、代替養育を必要とする子ども数の見込みを行うにあたって、基本となる現在の代替養育を受けている子ども数は直近の状況である2018年9月1日の状況をもとに、里親等委託のニーズを加えて行うこととします。

イ 里親等委託のニーズを反映した代替養育の見込み

- ・里親等委託のニーズの把握については、「家庭養育優先原則」の理念に基づき、現状における委託可能な里親数にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断

します。

- ・現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数は200人程度いると考えられます。
- ・また、現に代替養育の対象となっていない子どもで、代替養育を必要とする可能性のある子どもは34人、うち里親等委託が必要な子ども数は14人と見込まれます。
- ・表19に示した2018年9月1日現在で代替養育の措置を受けている子ども数に年齢区分ごとの比率に応じて里親等委託が必要な子ども数を反映すると表20のとおりとなり、里親等委託率は表21のとおりとなります。

表19 2018年9月1日現在の代替養育の措置を受けている子ども数 (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	10	3	19	4	36	8%
3歳～就学前	0	40	24	3	67	15%
学童期以降	0	273	50	9	332	76%
合計	10	316	93	16	435	100%

表20 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	10	0	25	4	39	8%
3歳～就学前	0	10	59	3	72	15%
学童期以降	0	126	223	9	358	76%
合計	10	136	307	16	469	100%

(注) 表19の児童養護施設に入所している子ども数のうち200人を、年齢区分の比率等を考慮し、同表の里親へ委託されている子ども数に加算して計上しました。3歳未満は原則里親等委託としますが、既に委託率が高く、委託が可能な子どもについては現状で既に委託されていると想定されるため、乳児院の数は現状の数値としました。潜在ニーズについても年齢区分の比率に応じて必要数を計上し、3歳未満については原則里親等委託として計上しました。

表 2 1 代替養育を必要とする子ども数の見込みを反映した里親等委託率 (単位 %)

年度	2018. 9. 1	反映後
3歳未満	63. 9%	75. 1%
3歳から就学前	40. 3%	86. 0%
学童期以降	17. 8%	64. 7%
全体	25. 1%	68. 9%

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とする子どもについては、里親等への委託を推進する必要があります。

「家庭養育優先原則」を実現するためには、子どもの養育の受け皿となる里親を増やす必要があります、そのために新たな里親の開拓や、里親への研修や支援等を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うことが求められています。

そのため、県内の里親やファミリーホームへの委託が必要な子ども数の見込みと里親の状況を踏まえ、本県における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う必要があります。

(1) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・「4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で示された里親やファミリーホームの委託子ども数の見込みは表22のとおりであり、現状との差は表23のとおり、新たに214人分の里親への新規措置が見込まれます。
- ・里親委託見込み数の中に、ファミリーホームが適当な子どもも含まれている可能性もありますが、養育経験豊富な里親がファミリーホーム養育者となるため、まずは里親への委託数見込みとして対応を検討することとします。

表22 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

年齢区分	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	25	4	30
3歳～就学前	59	3	62
学童期以降	223	9	232
合計	307	16	324

表 2 3 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みと現状の差

年齢区分	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	6	0	6
3歳～就学前	35	0	35
学童期以降	173	0	173
合計	214	0	214

(注) 表 1 9 「2018年9月1日現在の代替養育の措置を受けている子ども数」と
表 2 2 「里親やファミリーホームへの委託子ども数」の見込みとの差。

(2) 県内の里親の状況

- ・ 2017年度末で190世帯、2018年10月1日現在で194世帯となっています。
- ・ 里親登録数は年によって増減があり、新規里親登録の5年平均が23世帯であるのに対し、登録取消数は5年平均で26世帯と新規登録を上回っており、新規里親登録は毎年あるものの、里親登録数は減少しています。(表 2 4 表 2 7 表 2 8)
- ・ 登録取消の理由は里親の健康状態や家庭の状況、高齢となったこと等の理由もありますが、子どもの委託がないまま登録期間が経過し、登録更新時や制度改正時等の際に登録取消の意向を示す里親もある状況です。
- ・ 委託を受けている里親の割合は増加しており、2017年度末で34.2%、2018年10月1日現在で41.2%となっています。2018年10月1日現在の状況では委託を受けている世帯が80世帯に対し、委託子ども数は93人であり、13人の子どもは2人目以降の子どもとして里親世帯に委託されています。里親登録数は減少していますが、受託率(委託を受けている里親の割合)は増加しており、里親等委託率の増加につながっています。(表 2 5)

表 2 4 里親登録数

(単位 世帯)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体	206	194	196	213	190
前年比	-	94%	101%	109%	89%
対 2013 年度比	-	94%	95%	103%	92%
養育里親	160	135	136	146	154
前年比	-	84%	101%	107%	105%
対 2013 年度比	-	84%	85%	91%	96%
専門里親	5	7	7	7	7
前年比	-	140%	100%	100%	100%
対 2013 年度比	-	140%	140%	140%	140%
親族里親	12	12	11	11	11
前年比	-	100%	92%	100%	100%
対 2013 年度比	-	100%	92%	92%	92%
養子縁組里親	81	98	103	113	69
前年比	-	121%	105%	110%	61%
対 2013 年度比	-	121%	127%	140%	85%

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。

種別を重複して登録している里親を含みます。

表 2 5 委託を受けている里親の割合

(単位 世帯)

里親種類	年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体	里親数	61	50	50	62	65
	受託率	29.6%	25.8%	25.5%	29.1%	34.2%
養育里親	里親数	44	33	36	39	47
	受託率	27.5%	24.4%	26.5%	26.7%	30.5%
専門里親	里親数	3	4	4	2	3
	受託率	60.0%	57.1%	57.1%	28.6%	42.9%
親族里親	里親数	12	12	11	11	11
	受託率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
養子縁組 里親	里親数	7	4	3	10	5
	受託率	8.6%	4.1%	2.9%	8.8%	7.2%

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。

里親数は子どもの委託をうけている里親数。

受託率は登録されている里親数に占める委託を受けている里親数の割合。

種別を重複して登録している里親を含みます。

表26 直近の里親の受託率（2018年10月1日現在）

里親登録数（世帯）	委託里親数（世帯）	委託子ども数（人）	受託率
194	80	93	41.2%
2人目以上として委託されている子ども数		13	14.0%※

※ 委託子ども数93人に占める割合。

表27 新規里親登録の状況 (単位 世帯)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均※
全体	22	19	23	28	22	23
養育里親	17	6	10	18	19	14
専門里親	0	2	0	0	1	1
親族里親	2	0	0	1	1	1
養子縁組里親	18	15	18	18	17	17

※ 小数点第1位を四捨五入。

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。

種別を重複して登録している里親を含みます。

表28 里親の登録取消状況 (単位 世帯)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均※
全体	22	31	21	11	45	26
養育里親	20	29	9	8	11	15
専門里親	0	0	0	0	1	0
親族里親	1	0	1	1	1	1
養子縁組里親	10	8	13	6	61	20

※ 小数点第1位を四捨五入。

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。

種別を重複して登録している里親を含んでおり、2017年度は養子縁組里親を取り消しても、養育里親としては継続している里親がいるため、全体数よりも養子縁組里親の取消数が多くなっています。

(3) 必要な里親数の算出

- ・現状に加えて214人の子どもを里親委託とし、1世帯に1人の子どもが委託されると仮定した場合、214世帯の里親が必要となります。しかし、実際は1世帯に2人以上委託されることもあり、2018年10月1日現在では14.0%の子どもが2人以上同じ里親に委託されています(表26)。214人について同程度の割合で2人以

上同じ里親に委託されると仮定した場合には約30人の子どもが対象となり、必要な里親は184世帯となります。

- ・里親の種類については、表17「現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合望ましい措置先」では養子縁組里親と養育里親・ファミリーホームの比率は1対3となっていることを参考とし、184世帯の内訳としてはおおよそ46世帯が養子縁組、138世帯が養育里親（ファミリーホーム分含む）と想定されます。表24「里親登録数」に示すように、2017年度末で69世帯の養子縁組里親が登録されていますが、表25「受託を受けている里親数」に示すように委託を受けているのは5世帯であり、64世帯が未委託の状況であることを踏まえれば、新たな委託分を想定したとしても、十分な数が確保されているといえます。一方で養育里親については、登録されている里親数では不足しています。
- ・子どもを里親に委託する際には、子どもの状況と里親の状況を十分勘案した適切なマッチングが必要ですが、その上でも、子どもが里親宅で生活を継続することが困難になる場合も起こり得ます。特に養育里親については、実親との関係は継続しながら、家族として生活を始めることとなるため、十分な調整と準備が必要です。そのため、里親（特に養育里親）については、登録された里親全てが子どもを受託するということは現実的には困難です。表26「直近の里親の受託率」に示すように、本県の直近の受託率は41.2%であり、里親等委託率の高い自治体でも5割程度であることを踏まえれば、実際に委託できるのは4～5割程度の里親と考えられます。
- ・こうした状況を踏まえると、138世帯の養育里親に子どもを委託するとした場合、養育里親の登録数は受託率が40%の場合は345世帯、50%の場合は276世帯が必要となります。
- ・現在措置されている子どもについて、現状の措置のまま継続し、かつ里親等委託率が現状を下回らないと仮定した場合、措置変更により里親委託となる子どもや学童期以降に代替養育が必要となる子どももいますが、乳幼児期に里親委託された子どもが成長し、次の年齢区分に移行していくことを想定すると、学童期以降の里親等委託率も増加していくと考えられます。その前提として、現在子どもを受託している里親の状況を維持しつつ、新規の代替養育が必要な子どもに対し、継続的に受託可能な里親の数を確保していくことが必要となり、そのためには新たな養育里親として、276～345世帯が必要となります。
- ・里親登録数の増加のためには、新規里親のリクルートが重要ですが、登録取消の数を減らすことも必要です。未委託のまま登録取消となる里親も多く、里親登録数増加のための課題といえます。子どもを委託可能な里親を増やすための研修や、委託後の支援の充実、未委託里親への定期的な訪問などの支援等が必要となります。
- ・養子縁組里親については現状の登録数でもニーズに応じることは可能ですが、里親登録を希望するきっかけは養子を望んで相談につながる場合が多く、養子縁組里親希望

者に対して丁寧な説明を行い、養育里親についても理解を得られるように努める必要があります。

- ・また、里親の経験から「複数の子どもを育てた方が子育てはしやすい」という意見もあり、1人目の委託経験が良い体験だった里親については、2人目以上の委託を望む里親もいる状況です。里親のリクルートについても、里親自身の良い体験をもとに進めていくことが効果的と言われていることも踏まえれば、はじめに子どもを委託する際に十分な支援を行い、里親が子どもとの生活で良い体験を出来ることが里親委託推進に効果的と考えられます。

(4) 本県における里親等委託率の数値目標について

ア 国における里親等委託率の数値目標

- ・国においては里親等委託率の数値目標について、「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」としています。

イ 本県における里親等委託率の数値目標

- ・本県における子どものニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先を前提とした代替養育の見込み数は表20のとおりであり、2018年9月1日現在を基礎とし、その差を10年で埋めていくことを想定した場合、1年あたり、3歳未満の子どもについては里親委託する子ども数を1人以上増加、3歳~就学前については児童養護施設に措置する子ども数を3人以上減少させ、かつ里親委託する子ども数を4人以上増加させることとなります。同じく学童期以降の子どもについては児童養護施設に措置される子ども数を15人以上減少させ、かつ里親委託する子ども数を17人以上増加させることとなり、その場合の里親等委託率の推移は表31のとおりであり、国の示す数値目標に近い形での里親等委託率の増加が見込まれます。
- ・しかし、現状の里親、特に養育里親の登録数の状況では、3歳未満と3歳~就学前の増加分の5人分の増加には対応できますが、学童期以降分の17人の子どもを受け入れる里親の数を毎年確保することは困難です。また、子どもと里親のマッチングの難しさや様々な事情を抱える子どもを養育できる養育里親の確保の難しさを考えれば、実現は容易ではないと考えられます。
- ・こうした状況を踏まえ、里親等委託率の目標として、3歳未満及び3歳~就学前の子どもについては、国と同様に「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」とし、家庭養育原則の実現のための取組を推進することとします。
- ・学童期以降については、対象となる子ども数が多く、現状で登録されている養育里親数では、就学前の子どもと同様の里親等委託率の増加は困難と考えられます。

- 表24に示すように2016、2017年度には平均10世帯の養育里親登録数の増加があり、今後も同程度の登録数の増加があり、新規登録分の半数が委託を受けると仮定し、その増加分を学童期以降の里親委託数の増加にあてるとした場合、毎年度里親委託数を5人増加、児童養護施設分を5人減として見込んだ場合の学童期以降の里親等委託率は表32のとおりであり、2029年度には34.3%となると見込まれます。
- 里親委託が望ましい子どもについても、保護者の同意が得られない、安全確保が難しい、子どもに特別なケアが必要である等の理由で、里親委託が難しい子どもは存在しており、特に学童期以降の子どもについては、子どもの状況と里親のマッチングを丁寧に行う必要があることなどから、3歳未満や3歳~就学前の子どもよりも里親委託推進の難しさがああり、本県の実情に照らした場合、国の示す数値目標の達成は困難と考えられます。特に学童期以降については1人1人の子どもの状況に合わせた判断を積み重ねて里親等委託率の向上を目指すのが望ましいことを踏まえ、表32の結果を参考とし、10年で30%の里親等委託率を目指すこととします。

(再掲) 表 2 0 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	10	0	25	4	39	8%
3歳～就学前	0	10	59	3	72	15%
学童期以降	0	126	223	9	358	76%
合計	10	136	307	16	469	100%

(注) 表 1 9 の児童養護施設に入所している子ども数のうち 2 0 0 人を、年齢区分の比率等を考慮し、同表の里親へ委託されている子ども数に加算して計上しました。3歳未満は原則里親等委託としますが、既に委託率が高く、委託が可能な子どもについては現状で既に委託されていると想定されるため、乳児院の数は現状の数値としました。潜在ニーズについても年齢区分の比率に応じて必要数を計上し、3歳未満については原則里親等委託として計上しました。

(再掲) 表 1 9 2 0 1 8 年 9 月 1 日 現在の代替養育の措置を受けている子ども数 (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	10	3	19	4	36	8%
3歳～就学前	0	40	24	3	67	15%
学童期以降	0	273	50	9	332	76%
合計	10	316	93	16	435	100%

表 2 9 2 0 1 8 年 9 月 1 日 現在と代替養育見込み数との差 (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	0	△3	6	0
3歳～就学前	0	△30	35	0
学童期以降	0	△147	173	0

表30 2018年9月1日現在と代替養育見込みの差を10年で実現する場合に、1年あたりに措置する子ども数 (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	0	0	1	0
3歳～就学前	0	△3	4	0
学童期以降	0	△15	17	0

(注) 差を10年で除し、小数点第一位以下は四捨五入し、1人以下の場合は0人で計上。

表31 子どものニーズにのみ着目した場合の代替養育の見込み数を10年で実現する場合の年度ごとの里親等委託率の推移の見込み (単位 %)

年齢区分	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
3歳未満	65.1	66.3	67.4	68.6	69.7	70.8	71.9	73.0	74.1	75.1	75.5
3歳～就学前	45.2	50.0	54.8	59.4	64.0	68.6	73.0	77.4	81.8	86.0	82.3
学童期以降	22.8	27.7	32.6	37.4	42.1	46.8	51.4	55.9	60.3	64.7	61.7
全体	29.7	34.4	38.9	43.4	47.8	52.1	56.4	60.6	64.8	68.9	65.9

表3 2 子どものニーズにのみ着目した場合の代替養育の見込み数を学童期以降について
 毎年5人ずつ里親委託数を増やし、児童養護施設措置数を減らした場合の年度ご
 との里親等委託率の推移の見込み (単位 %)

年 齢 区 分	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
学 童 期 以 降	19.3	20.8	22.3	23.8	25.3	26.8	28.3	29.8	31.3	32.8	34.3

(5) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

【現状】

- ・里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでの一連の業務（フォスタリング業務）について、本県では児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の協力を得ながら行っています。
- ・里親支援専門相談員については、2018年度から児童養護施設2か所に配置されており、児童相談所と連携しながら活動をしています。児童家庭支援センターは未設置です。
- ・里親会として福島県里親連合会が活動しており、研修や里親サロンの運営等、里親同士の交流、支援等を行っています。
- ・代替養育を受けている子どもへのアンケートでは、養育里親やファミリーホームで暮らしている子どもについて、里親の家庭で家族として過ごせること、普通の生活ができたこと、安心できることなどを里親宅に来て良かったこととしてあげています。嫌なことやつらいことは「ない」という子どもが多いですが、学校の悩みやきょうだいの分離、実の家族との関係の悩み等があげられています。自分の部屋についてはプライバシーを守るために1人部屋を希望する子どもが多いですが、「安心」「楽しい」などの理由で2人以上を望む子どももあり、子どもにより適切な状況は異なると考えられます。

【課題】

- ・児童相談所が中心となって業務を行っていますが、児童虐待対応件数の増加など、業務量が増加しており、里親のリクルート、里親への研修や支援等の業務の負担が過重となってきています。
- ・里親支援専門相談員の数は少なく、児童福祉施設への配置の増加が求められます。
- ・地域支援や里親支援等を行う児童家庭支援センターの設置が必要です。
- ・里親会の活動について、運営の中心となっているベテランの世代と新たに里親となった世代のニーズに差があり、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を考えていく必要があります。

【対応】

- ・フォスタリング業務の実施体制については、児童相談所が中心となって担っている状態から、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の各場面で、児童福祉施設及び里親会といった既存の資源を活用し、連携を強化して支援の充実を図っていきます。
- ・2018年12月18日付けで国により示された児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、里親への支援体制の充実に向けて、児童相談所の強化について検討

します。

- ・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援します。
- ・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討します。
- ・フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討します。

【指標】

指標	現況値	目標値
里親等委託率（3歳未満）	53.8%	75.0% （2024年度）
里親等委託率（3歳～就学前）	30.3%	75.0% （2026年度）
里親等委託率（学童期以降）	17.8%	30.0% （2029年度）
新規里親登録数（里親種別）	別記のとおり※	増加を目指す
登録里親数（里親種別）	別記のとおり※	増加を目指す
委託里親数（里親種別）	別記のとおり※	増加を目指す
委託子ども数（里親種別）	別記のとおり※	増加を目指す

（注）現況値は2017年度末の数値。

里親等委託率については、2019年度から取組を開始しますが、目標値の達成年度については、国の示す2020年度を起点として設定します。

※ 里親種類ごとの現況値

里親種類	新規里親登録数 （世帯）	登録里親数 （世帯）	委託里親数 （世帯）	委託子ども数 （人）
全体	23	190	65	75
養育里親	14	154	47	52
専門里親	1	7	3	4
親族里親	1	11	11	14
養子縁組里親	17	69	5	5

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

家庭における養育が困難又は適当でないため、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が求められており、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

【現状】

(1) 県内の状況

- ・県内の特別養子縁組の成立状況は表33のとおりであり、5年平均で9人となっています。

表33 特別養子縁組の成立件数 (単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均※
成立件数	12	13	4	4	11	9

※ 平均は小数点第1位を四捨五入。

(2) 民間あっせん機関について

- ・県内で活動している民間あっせん機関はありません。

(3) 「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標について

- ・2017年8月に国により示された「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。
- ・本県の全国に占める人口比率1.5%（2017年8月1日現在 本県1,900千人/全国126,933千人）を踏まえると、本県に求められる成立件数はおよそ15件と考えられます。

【課題】

- ・特別養子縁組については、子どもの権利を最優先とし、必要と考えられる場合には児童相談所で適切に対応していますが、制度上、実親の同意が得られない場合には特別養子縁組を行うことが難しい状況です。
- ・養子縁組や特別養子縁組成立後に里親登録を取消す里親が多く、児童相談所や関係機関の支援から離れてしまい、通常の子育て支援の利用は可能ですが、養子と生活する親としての不安や悩みに対する支援が不十分な状況です。

【対応】

- ・特別養子縁組については、子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを踏ま

え、子どもの権利を最優先に考えて適切に対応していきます。

- ・特別養子縁組制度については、法制度の見直し（対象となる子どもの年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与する、実親の同意撤回の制限を行う）が行われているため、国の動向を踏まえ、新たな制度について適切に対応していきます。
- ・養子縁組や特別養子縁組成立後の養親への支援について、里親会や関係機関と連携による対応について検討していきます。
- ・民間あっせん業者は県内にはありませんが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行います。

【指標】

指標	現況値	目標値
特別養子縁組成立件数	11件	適切に対応する

(注) 現況値は2017年度末の状況。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

改正児童福祉法で示された「家庭養育優先原則」の実現のため、里親委託の推進を行っていく一方で、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア等、施設での養育も引き続き必要とされていますが、その場合は「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があります。施設は小規模かつ地域分散化することが求められています。

また、施設は、子どもの養育機関としての専門性を生かし、里親支援の機能や地域の相談に応じる機能、市町村への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換を行っていくことが必要とされています。

こうした状況に加え、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

こうしたことを踏まえながら、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を行う必要があります。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計

- ・「代替養育を必要とする子ども数の見込み」で算出された施設で養育が必要な子ども数は146人（表20）となっています。
- ・2018年12月時点の今後の定員の見込みについて、県内8か所の児童養護施設を対象に行った調査結果は表35のとおりであり、2024年度で336人、2029年度で334人の見込みとなっています。調査時点では各施設とも具体的には3～5年の定員見込み量の計画であったため、今後の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組により、変動する可能性があります。
- ・県内で唯一の乳児院である若松乳児院については、2018年度に社会福祉審議会児童福祉専門分科会で「新たな乳児院のあり方」の検討を行っており、将来的な定員の見込みについては未定ですが、過去5年間の暫定定員の状況から、現段階では将来的な定員を20人と仮定して代替養育の見込みの推計を行うこととします。
- ・児童養護施設、乳児院を合計すると、2024年度では356人、2029年度では354人となり、施設で代替養育が必要な子ども数146人を超えています。
- ・表20「代替養育を必要とする子ども数の見込み」では、里親307人、ファミリーホーム16人となっています。この数値は、子どものニーズにのみ着目した場合を想定して算出した数値であり、実際に委託措置が可能な子ども数ではありません。
- ・表37に示す理由で実際に委託措置が困難な子どもがおり、里親の不足については今後の取組の努力により改善も見込まれますが、保護者が里親委託に同意しない場合や子どもと里親の安全確保のために里親委託が困難な場合については容易に改善はでき

ず、委託が困難な子どもが一定程度いることが見込まれます。また、ケアニーズの非常に高い子どもについては、施設でのケアが必要となってきます。子どものケアニーズにのみ着目した場合に必要とされる里親数の確保や委託推進への取組は行う一方で、こうした子ども達の代替養育の場としての施設の確保が必要となってきます。

- ・表37のとおり、保護者が同意しない又は安全確保のために里親委託が困難であったという回答の合計は95件であり、里親による代替養育を必要とする子ども数307人のおおよそ1/3が委託困難となる可能性があります。また、養育里親の確保が困難であったという理由が51件あり、養育里親の十分な確保ができるまでには時間を要することや、子どもとのマッチングで適切な養育里親が確保されない場合があることを踏まえれば、当面の間、施設での代替養育を受ける子ども数もおおよそ1/6程度は見込まれます。
- ・パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意した場合、施設で養育することが必要な子どもの受け皿は300人分必要です。(表38)
- ・また、児童養護施設の入所率は表39に示すとおり8割程度であり、施設の場合も子どもの状況との適切なマッチングが必要であることを考えれば、必要な代替養育数は300人に1割程度上乗せした321人程度が必要となる可能性があります。
- ・児童養護施設と乳児院の2029年度時点での代替養育の供給の見込み数は354人であり、保護が必要な子どもの行き場がなくなるための必要数は満たしている状況です。
- ・家庭養育優先の原則の実現に向けた取組を推進しながら、子どものセーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めていく必要があります。

表34 施設で代替養育が必要な子ども数 (単位 人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	10	0	10
3歳～就学前	0	10	10
学童期以降	0	126	126
合計	10	136	146

表35 児童養護施設の定員の見込み量 (単位 人)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
定員	365	357	332	338	338	336	336	336	336	334	334

(注) 2018年12月、福島県子ども未来局児童家庭課調査。

県内8か所の児童養護施設対象に2018年12月時点での将来的な定員見込みを調査。

表36 若松乳児院の定員及び暫定定員※の推移 (単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均
定員	40	40	40	40	40	40	—
暫定定員	23	24	24	20	17	14	21.1

※ 暫定定員とは、児童入所施設措置費を支弁するために、前年度または直近3年度の在籍児童数又は在籍述べ日数の平均値に1.11を乗じて算出する便宜的なもの。

表37 子どものニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先に措置できなかった理由 (単位 件)

理由	件数	理由別総計 (再掲)	
1 養子縁組について保護者同意が得られなかった。	34	里親委託に保護者の同意が得られない	79
2 里親委託について保護者同意が得られなかった。 (里親委託を拒否)	32		
3 里親委託について保護者同意が得られなかった。 (きょうだいと同一施設を希望)	13		
4 里親委託では保護者対応が困難と判断した(子どもを連れ戻すリスクがあり、安全確保のため)	11	子ども・里親の安全確保のため困難	16
5 里親委託では保護者対応が困難と判断した(里親に対する個人攻撃のおそれなど)	5		
6 適切な養子縁組里親が確保できなかった	20	里親の確保が出来なかった	71
7 適切な養育里親が確保できなかった	51		
8 適切な施設が満床だった	13		
9 適切な施設がなかった	8		
10 子どものケアニーズを満たせないと判断した	27		
11 その他	3		

(注) 2018年10月実施の福島県こども未来局児童家庭課調査。

子どものニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先に措置できなかった全ての理由について回答した数。(複数回答あり)

表38 里親等委託が困難な子ども数を見込んだ児童養護施設等における代替養育必要数
(単位 人)

里親が必要な子ども数 (A)	同意困難・安全確保困難数見込 (B=A×1/3)	養育里親困難等数見込 (C=A×1/6)	困難見込数合計 (D=B+C)
307	102	51	154
施設養育が必要な子ども数 (E)	施設等における代替養育必要数 (E+D)		
146	300		

表39 児童養護施設の入所率

年度	2015	2016	2017	2018.10.1
入所率	80.0%	81.9%	80.7%	84.9%

(注) 各年度3月1日時点の定員に占める入所した子ども数の割合。直近の状況として2018年10月1日の状況を計上。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状】

- ・県内では児童養護施設は8か所、乳児院は県立の若松乳児院が1か所設置されています。
- ・児童養護施設においては、各施設の状況に応じて、小規模化、地域分散化に向けて、施設内における小規模グループケア、地域における分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に向けて計画的に取り組んでいます。
- ・里親支援専門相談員を配置している児童養護施設は2か所となっています。
- ・県内で児童家庭支援センターを設置している施設はありません。
- ・ケアニーズの非常に高い子どもへの対応を行う施設として、児童自立支援施設は県内に1か所、福島学園が設置されていますが、児童心理治療施設はありません。
- ・母子生活支援施設は県内に4か所設置、運営されています。(他に1か所休所中)
- ・代替養育を受けている子どもへのアンケート結果では、半数以上の子どもが1人部屋を希望しており、プライバシーへ配慮した空間での生活を希望しています。また、同じホーム(グループ)の人数についても8人以下を望む子どもが半数以上おり、小規模なグループでのケアが望まれています。一方で、友達と助け合える、楽しい、さびしくないなどの理由で複数人での同室希望やグループの人数も多い方が良いという答えもあり、子どもの状況によって適切な養育環境が異なる場合もあります。また、施設に来て良かったこととして、友達ができたことや仲間ができたことがあげられており、一方で施設内で困っていることや嫌なこととして、ルールの厳しさや友達とのトラブル(悪口、いじめ、けんか)や集団生活の負担(プライバシーが

ない、うるさい等) があげられています。施設での集団生活の良い部分と子ども達への負担の部分が表れています。

【課題】

- ・若松乳児院については、築48年が経過し老朽化が進んでおり、現在の建物の構造及び間取りでは、家庭的な養育環境に近づける小規模グループケア(ユニットケア)を行うことが困難な状況です。
- ・児童養護施設における小規模化、地域分散化については、各施設の状況に応じて進めていますが、小規模なグループでの子どもとの関わりや地域分散化施設の運営の方法など、新たな施設の在り方について、職員の理解やスキルアップが必要な状況です。また、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組に係る検討においては、各施設に地域や里親等の関係機関との連携や専門的なソーシャルワーク技術の獲得などの新たな役割が求められることとなるため、人材確保や人材育成が課題として挙げられています。
- ・被虐待等によるトラウマ関連障がいや愛着障がいがあり、精神科治療、心理治療を主とした支援が必要な子どもや、発達障がいがあり、障がいの特性に応じた支援が必要な子ども等、ケアニーズが非常に高い子どもの支援のため、児童心理治療施設の設置が求められています。
- ・各児童福祉施設での生活においても、できる限り子どもの状況に応じた環境の整備が求められています。
- ・母子生活支援施設については、設置されている地域等により、市町村毎の入所者数の偏りがあります。

表40 子どものケアニーズのみに着目した場合に児童心理治療施設の措置が望ましい子ども数(表15、表17より抜粋) (単位 人)

代替養育を受けている子ども	8
一時保護している子ども	12
合計	20

(注)「代替養育を受けている子ども」は2018年9月1日現在。「一時保護している子ども」は2018年4月1日～9月30日まで一時保護された子ども。

【対応】

- ・乳児院の高機能化及び機能転換・多機能化については、2018年度開催の社会福祉審議会児童福祉専門分科会による「新たな乳児院のあり方」についての答申を踏まえて対応します。
- ・児童養護施設における小規模化、地域分散化については、(1)で示した保護が必要な子どもの生活の場の確保を優先することを前提として、各施設の状況を把握する

ためのヒアリングを随時行いながら、各施設の小規模化かつ地域分散化を推進できるよう支援していきます。

- ・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換については、地域支援や里親委託推進、社会的養育を受けて自立する子ども達のアフターケアなどの機能を担うことができるよう、里親支援専門相談員等の専門職員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援します。
- ・児童心理治療施設の設置について、課題を整理し、対応について検討します。
- ・市町村に対し、母子生活支援施設が母子を分離せずに支援するためのケアが提供できることや、母子生活支援施設の具体的な利用方法について改めて周知します。

【指標】

指標	現況値	目標値
施設での養育が必要な子ども数	328人	適切に対応する (2024年度末)
児童養護施設の小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数	32人	適切に対応する (2024年度末)

(注) 現況値は2017年度末の乳児院・児童養護施設に措置された子ども数の状況

8 一時保護改革に向けた取組

一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものですが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要とされており、2018年7月に厚生労働省より示された一時保護ガイドラインでは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることが求められています。

そのため、一時保護ガイドラインで示されている課題について、本県の状況を踏まえ、子どもの最善の利益を守る一時保護のあり方について見直しを行う必要があります。

(1) 一時保護所の必要定員数

改正児童福祉法で示されている「家庭養育優先原則」については、一時保護所も代替養育の場という性格を有することから、出来る限り良好な家庭的環境で個別的な対応ができるようにすることが求められています。

そのため、本県の一時保護所の現状を踏まえ、一時保護所の定員について検討する必要があります。

【現状】

- ・本県の各児童相談所の一時保護所は定員12名となっています。
- ・一時保護数は増加傾向、特に2016年度からの増加が著しい状況です。(表41)
- ・一時保護所での保護は定員があるため限界があり、委託による一時保護数が増加。特に県中児童相談所管内の伸びが大きくなっています。
- ・年齢別では6～11歳、12～14歳の児童数が多くなっていますが、全体的に大きな差ではありません。(表53)一方で委託児童数では0～5歳の児童が増えており、特に2016年度から伸びが大きくなっています。(表54)
- ・一時保護所の日あたりの保護児童数は増加傾向にあり、2016年度5.4人、2017年度5.8人です。(表43)一時保護人数は児童相談所や日によって異なり、少ない人数で生活できる場合もあれば、定員近い人数となる場合もありますが、2015～2016年度の一時保護数は県中児童相談所以外は概ね定員の8割以内での保護人数となっています。(表44)

【課題】

- ・一時保護所が児童虐待対応等のセーフティネットとしての機能と、できるだけ小規模で家庭的な環境で子どもが生活できることのバランスを取りながら定員数を設定する必要があります。

【対応】

- ・ 県中児童相談所管内の一時保護件数の伸びが大きく、一時保護所定員数の増員について検討していきます。(表 4 2 図 3)

【見直し時期】

- ・ 県中児童相談所の整備を 2 0 1 9 年度から行い、必要定員数の増員について検討していきます。

(2) 一時保護専用施設確保・計画について

一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、一時保護ガイドラインでは、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要があり、児童養護施設等に一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされています。

本県の一時保護委託の状況を踏まえ、一時保護専用施設の必要性について検討する必要があります。

【現状】

- ・ 一時保護専用施設が整備されている児童養護施設等はありません。
- ・ 児童養護施設等への一時保護委託数は、2 0 1 5 ～ 2 0 1 7 年度実績では年度毎の差が大きくなっています。(表 4 1)
- ・ 児童養護施設への 1 日あたりの一時保護委託児童数は、最大で 2 0 1 6 年度の 5. 3 人、5 年平均で 2. 6 人であり、県内の 8 施設の通常の施設処遇の中で対応可能と考えられ、児童養護施設の一時保護専用施設の必要性は現段階では低い状況です。(表 5 0)
- ・ 児童養護施設での 1 人あたりの一時保護委託日数は 2 0 1 3 ～ 2 0 1 7 年度平均で 5 2. 7 日となっています。(表 5 1)

【課題】

- ・ 児童養護施設への 1 日あたりの一時保護委託児童数は県内の 8 施設の通常の施設処遇の中での受け入れに大きな影響があるとは言えず、一時保護専用施設の必要性は現段階では低い状況です。
- ・ 児童養護施設への一時保護委託日数は里親への一時保護委託よりも長く、児童福祉法第 2 8 条審判申し立て等のため、長期に一時保護となる児童がいることが影響していると考えられます。児童養護施設への一時保護委託は、緊急的な一時保護やアセスメント一時保護よりも、その後も長期に渡り委託された施設で生活することを想定された委託が多い状況です。

【対応】

- ・現状では児童養護施設等への一時保護専用施設の整備の必要性は低い状況です。
- ・しかし、特に県中児童相談所管内の一時保護件数の伸びが大きい状況であるため、県中児童相談所の定員数、委託可能な里親等確保と併せてその必要性を検討します。

【見直し時期】

- ・県中児童相談所の整備を進める中で、児童養護施設等への一時保護専用施設の確保の必要性を検討します。

(3) 一時保護委託可能な里親等確保・計画について

一時保護委託の形態として、里親への一時保護委託があります。「家庭における養育環境と同様の養育環境」で、開放的環境である里親宅への一時保護は、安全確保や子どものアセスメントが可能である場合、子どもの権利を最優先に考えれば望ましい環境です。

そのため、本県における里親への一時保護委託の状況を踏まえ、委託可能な里親等確保について検討が必要です。

【現状】

- ・里親への一時保護委託数は増加傾向にあり、特に2016年度からの伸びが大きい状況です。(表48 図7)
- ・年齢別の0～5歳の児童の一時保護委託数の増加と併せて考えると、主に就学前の児童の里親への一時保護委託が増加していると考えられます。(表54 図11)
- ・里親への一時保護委託日数は2013～2017年度平均で27.7日、増加傾向の大きい2017年度以降も増えていません。(表51)
- ・社会的養護の理由別対応児童数では、里親に委託措置される児童は虐待以外の主訴によるものが多くなっています。安全の確保等の理由から、虐待が主訴の場合は一時保護についても一時保護所での対応が必要となる児童が多いと考えられます。(表55 図2)

【課題】

- ・今後も里親への一時保護委託は増加すると考えられ、対応できる里親の確保が必要です。
- ・里親が様々な状況の子どもの受け入れることが可能となるような支援や研修の充実が必要です。

【対応】

- ・里親全体のリクルートを進める中で、一時保護委託が可能な里親を確保していきます。

- ・一時保護委託については、就学前の児童の委託が多く、委託日数が1ヶ月以内と比較的短いため、対応する児童の年齢や期間等がある程度限定される方についても、里親登録を勧める等の対応を検討します。
- ・現在は、虐待以外の児童について一時保護委託が多い状況ですが、虐待や特別な支援が必要な児童についても対応ができるような里親を増加させるための研修の充実を図ります。

【見直し時期】

- ・里親等への委託の推進に向けた取組に併せて検討します。

(4) 一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期、研修などによる職員の専門性向上と意識共有

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、子どもの権利擁護や被虐待による心的外傷、子どもの発達や障がい等に関する知識、家庭環境の子どもに与える影響など、様々な知識や子どもへの支援方法に関する研修などにより、職員の専門性の向上と意識共有を行うことが求められるため、その方法について検討する必要があります。

【現状】

- ・一時保護所職員対象の研修として、児童相談所職員の部門別研修を実施しています。
- ・児童相談所職員全体を対象とした研修は実施していますが、一時保護所職員は、勤務形態として、一時保護所の児童に対応する職員を日中に確保する必要があるため、児童福祉司、心理判定員と比較し、研修に参加できる機会が少ない状況です。

【課題】

- ・一時保護職員を対象とした研修について、初任者、中堅職員、スーパーバイザーなど、求められるスキルに応じた研修の在り方の検討が必要です。
- ・開催時期、参加方法等、一時保護所職員の勤務形態に配慮して実施する必要があります。

【対応】

- ・一時保護所職員を対象とした研修の企画及び勤務形態に配慮した開催方法などを検討します。

【見直し時期】

- ・2019年度中に検討し、2020年度からの児童相談所職員を対象とした研修から対応します。

(5) 一時保護の環境及び体制整備について

一時保護については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要ですが、一方では代替養育の場という性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできるだけ良好な家庭的環境を整備し、個別性を重視した対応ができる体制整備が求められています。また、閉鎖的環境のみではなく、安全確保やアセスメントに支障がない場合に、開放的環境を一時保護所内で確保あるいは一時保護委託による対応で用意し、子どもの外出を可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいとされています。

そのため、本県における一時保護所の環境について、子どもを守る安全な環境で、できる限り個別性を重視した対応が可能な環境及び体制整備について検討する必要があります。

【現状】

- ・2006年度に会津児童相談所、2017年度に浜児童相談所の改築を行いました。
- ・中央児童相談所、県中児童相談所は老朽化、狭小となっています。
- ・県中児童相談所については本所・一時保護所が別設置となっている問題があります。
- ・一時保護された子どもの学習環境を整備するために、2016年度から学習指導協力員を配置しています。
- ・代替養育を受けている子どもに対するアンケートでは、一時保護所の居室についてはプライバシーを守るために1人部屋を希望する子どもがいる一方で、1人では不安、怖い、相談できる友達がいた方が良い等の理由で2人以上を希望する子どももおり、緊急保護などで急に生活環境が変化する一時保護所と児童養護施設等での生活では異なる反応が見られました。また、一時保護所からの通学については、一時保護所で勉強できるから良い、学校には行きたくなかったという子どもがいる一方で、元の学校であれば行きたかった、違う学校でも行きたかったという子どもも同程度いる状況でした。

【課題】

- ・県中児童相談所の本所・一時保護所が別設置となっていますが、緊急的な保護や安全確保、児童のアセスメント・指導、保護者からの引取り要求への対応、児童の自傷、他害、無断外出等の緊急時の対応等をより適切に行うために、事務所と一時保護所が一体となった施設を整備することが必要です。
- ・中央児童相談所、県中児童相談所は老朽化が進んでおり、狭小な環境であるため、個室対応等のプライバシーに配慮した空間の確保が困難な状況です。
- ・子ども達の中には通学を希望する子どもがいるものの、一時保護した児童のうち、安全確保や通学手段の確保の困難さ等があり、7割が原籍校への通学は困難であり、仮に学区内に委託可能な施設、里親があつたとしても5割が通学が困難な状況です。

- ・一時保護した児童で通学が困難な子どもはおり、学習指導協力員の適切な配置により、学習環境を整えることが必要です。

【対応】

- ・県中児童相談所の整備を2019年度から行います。
- ・中央児童相談所の整備についても課題の整理等を行います。
- ・原籍校への通学については、児童の安全確保等に配慮しながら、一時保護委託による対応も含めて可能な範囲で対応します。
- ・一時保護所から通学する場合、通学が可能な子どもとできない子どもの混合処遇となるため、子ども一人一人に丁寧に説明します。
- ・実際に原籍校に通学できる児童は限られるため、一時保護所に学習指導協力員を配置するなどし、学校と連携しながら学習環境を整えるとともに、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討します。

【見直し時期】

- ・県中児童相談所の整備と併せて検討を行います。
- ・中央児童相談所については、課題の整理等を行います。
- ・通学が可能な子どもについては適時対応し、学習指導協力員配置については現状を継続します。また、引き続き学校と連携して対応し、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討します。

(6) 関係機関との連携

一時保護は乳幼児から18歳未満の全ての子どもを対象とし、一時保護の目的も多様であることから、様々な状況の子どもを保護することになります。

その中でも、重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠です。児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定されることから、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておくことが求められます。

また、警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、児童相談所が遠隔地にある場合などのやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられ、関係機関との連携について検討する必要があります。

【現状】

- ・警察への一時保護委託は可能ですが、2013～2018年度の実績が1人と少ない状況です。
- ・児童自立支援施設への委託についても、同じく2人と少ない状況です。

【課題】

- ・警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときがあります。
- ・重大事件に係る触法少年と思料される児童の一時保護の緊急対応体制について検討が必要です。

【対応】

- ・警察における一時保護委託について、児童相談所との円滑な連携が進むよう調整を行います。
- ・重大事件に係る触法少年と思料される児童の一時保護の緊急対応体制について検討します。

【見直し時期】

- ・警察との調整については2019年度から行います。
- ・重大事件に係る触法少年と思料される児童の一時保護の緊急対応体制については2019年度から必要性等について検討します。

(7) 1人1人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行う体制や環境整備

一時保護の機能として、安全確保のための緊急保護とアセスメント、心理療法やカウンセリング、生活面の支援を行う短期入所指導があります。

一時保護を行い、子どもの援助方針を立てるに当たっては、児童福祉司により行われる社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の職員による行動診断等を基に、協議により総合的なアセスメントを行うことが求められています。

そのため、各部門の職員が適切に連携し、安全確保やアセスメントを行う体制や環境整備について検討する必要があります。

【現状】

- ・子どもの状況に応じた安全確保、アセスメントは、児童福祉司、心理判定員、一時保護所職員が連携して適切に行っています。

【課題】

- ・県中児童相談所については本所と一時保護所が別設置されており、各部門の連携のしにくさがあります。

【対応】

- ・今後も子どもの状況に応じて適切に対応していきます。

- ・ 県中児童相談所の整備について検討していきます。

(8) 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について

一時保護は、子どもや保護者の同意が得られない場合にも行うことができるという強行性をもっており、子どもの安全を確保し、迅速に保護するため、最終的な支援を決定するまでの短期間のものであること等から認められているものです。特に児童虐待については、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、必要な時には子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく行うことが求められています。

また、子どもの安全を守るための閉鎖的環境については、子どもの権利擁護の観点から必要最小限とし、安全確保が可能な場合には開放的環境に移行すること、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定して記録に留め、子どもや保護者に説明することが求められています。

加えて、子どもの権利が侵害されたときの解決方法や意見表明の方法等を子どもの年齢や理解力に応じて説明し、閲覧できるよう冊子等を用意することや相談窓口の明確化等が必要であり、一時保護所に対する第三者機関による視察や子どもの意見聴取等の子どもの権利を守る仕組みを設けることが望ましいとされています。

こうした一時保護ガイドラインに示された子どもの最善の利益を守るための保護を行うため、本県の取組を検討する必要があります。

【現状】

- ・ 子どもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関しては、子ども用のしおりを作成し、子どもの年齢に応じて説明を行い、意見箱を設置して子どもが意見表明できるよう対応しています。
- ・ 一時保護所に対する第三者評価は未実施です。
- ・ 児童福祉審議会（本県の場合、社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会）における意見表明の方法については未整備です。

【課題】

- ・ 一時保護ガイドラインに示された子どもの最善の利益を守るための保護についての十分な理解が必要です。
- ・ 現在の対応について、一時保護ガイドラインを踏まえた対応となっているか検討が必要です。
- ・ 第三者による評価導入、児童福祉審議会での意見表明の方法についての検討と整備が必要です。

【対応】

- ・ 一時保護ガイドラインについて各児童相談所で職員に十分周知するとともに、児童相

談所職員を対象とした研修の課題として対応していきます。

- ・各児童相談所において一時保護ガイドラインに基づき子どもの権利に配慮した保護のあり方について検討し、適切な対応を行います。
- ・第三者評価の導入を2019年度から行います。
- ・児童福祉審議会での意見聴取の方法について、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法について検討します。

【見直し時期】

- ・2019年度中に検討します。

【指標】

指標	現況値※1	目標値
一時保護所での一時保護子ども数	266人	適切に対応する (2024年度末)
委託一時保護子ども数(里親)	73人	適切に対応する (2024年度末)
委託一時保護子ども数(その他の施設)	57人	適切に対応する (2024年度末)

※1 現況値は2017年度末の状況。

【一時保護に関する統計】

表 4 1 一時保護人数（保護所・委託） (単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体	242	301	279	367	408
保護所	193	227	222	241	266
委託	49	74	57	126	142

(注)「福祉行政報告例」より。

図 2 一時保護人数（保護所・委託）

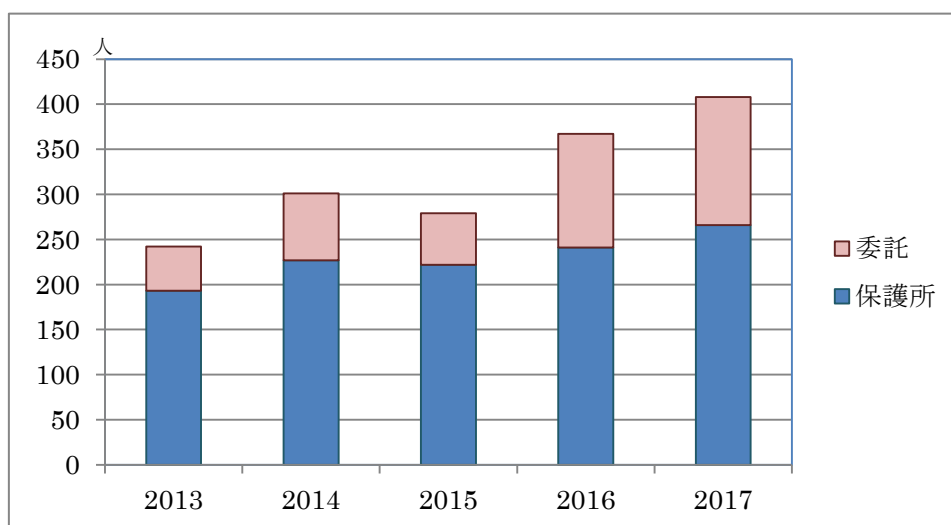


表 4 2 児童相談所別一時保護数の推移 (単位 人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体	193	227	222	241	266
中央	50	71	66	49	61
県中	52	63	67	92	89
会津	42	61	49	47	47
浜	49	32	40	53	69

(注)「福祉行政報告例」より。

図 3 児童相談所別一時保護数の推移

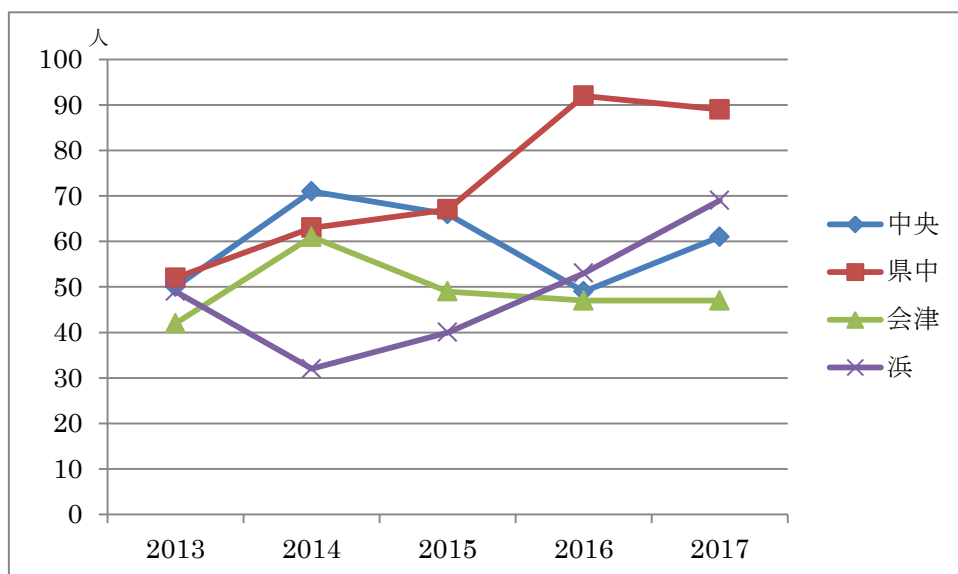


表 4 3 一時保護の 1 日あたりの児童数及び 1 人当たりの一時保護日数（保護所・委託）
（単位 人・日）

	年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均
全体	1 日あたり人数	21.4	25.9	22.3	32.3	32.8	26.9
	1 人あたり日数	32.3	31.5	29.1	32.1	29.4	30.9
保護所	1 日あたり人数	16.4	18.5	17.5	21.5	23.4	19.5
	1 人あたり日数	31.0	29.7	28.8	32.6	32.1	30.8
(1 児相あたり) ※	1 日あたり人数	4.1	4.6	4.4	5.4	5.8	4.9
委託	1 日あたり人数	5.0	7.5	4.7	10.8	9.5	7.5
	1 人あたり日数	37.6	36.9	30.3	31.2	24.3	32.1

(注)「福祉行政報告例」より。

※ 児童相談所別の比率を考慮せずに 1/4 として計算。

表 4 4 児童相談所別 1 日あたりの一時保護所における児童数及び 1 人あたりの一時保護日数
（単位 人・日）

児童相談所	年度	2013	2014	2015	2016	2017	平均
中央	延べ日数	1,601	1,653	1,861	2,094	1,853	1,812
	1 日あたり人数	4.4	4.5	5.1	5.7	5.1	5.0
	1 人あたり日数	32.0	23.3	28.2	42.7	30.4	31.3
県中	延べ日数	1,663	2,070	2,055	2,835	3,239	2,372
	1 日あたり人数	4.6	5.7	5.6	7.8	8.9	6.5
	1 人あたり日数	32.0	32.9	30.7	30.8	36.4	32.5
会津	延べ日数	1,383	1,669	1,134	1,223	1,430	1,368
	1 日あたり人数	3.8	4.6	3.1	3.4	3.9	3.7
	1 人あたり日数	32.9	27.4	23.1	26.0	30.4	28.0
浜	延べ日数	1,338	1,347	1,344	1,701	2,005	1,547
	1 日あたり人数	3.7	3.7	3.7	4.7	5.5	4.2
	1 人あたり日数	27.3	42.1	33.6	32.1	29.1	32.8

(注)「福祉行政報告例」より。

表4-5 一時保護人数（保護所・委託合計）

（単位 人）

児童相談所	年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体		242	301	279	367	408
中央		60	85	75	78	94
県中		61	90	100	163	139
会津		51	83	56	54	70
浜		70	43	48	72	105

（注）「福祉行政報告例」より。

図4 一時保護人数（保護所・委託合計）

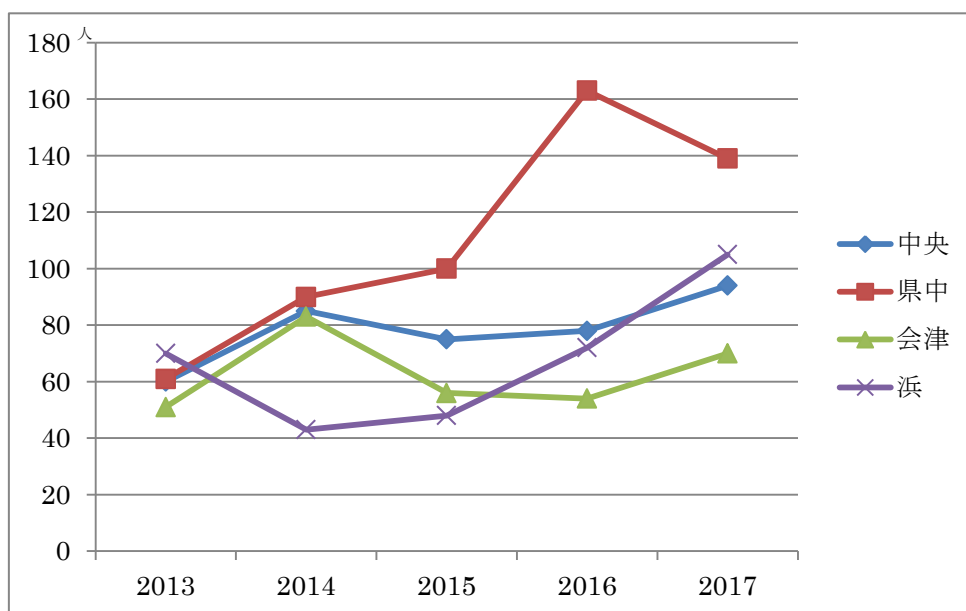


表4-6 一時保護人数（保護所）

（単位 人）

児童相談所	年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体		193	227	222	241	266
中央		50	71	66	49	61
県中		52	63	67	92	89
会津		42	61	49	47	47
浜		49	32	40	53	69

（注）「福祉行政報告例」より。

図5 一時保護人数（保護所）

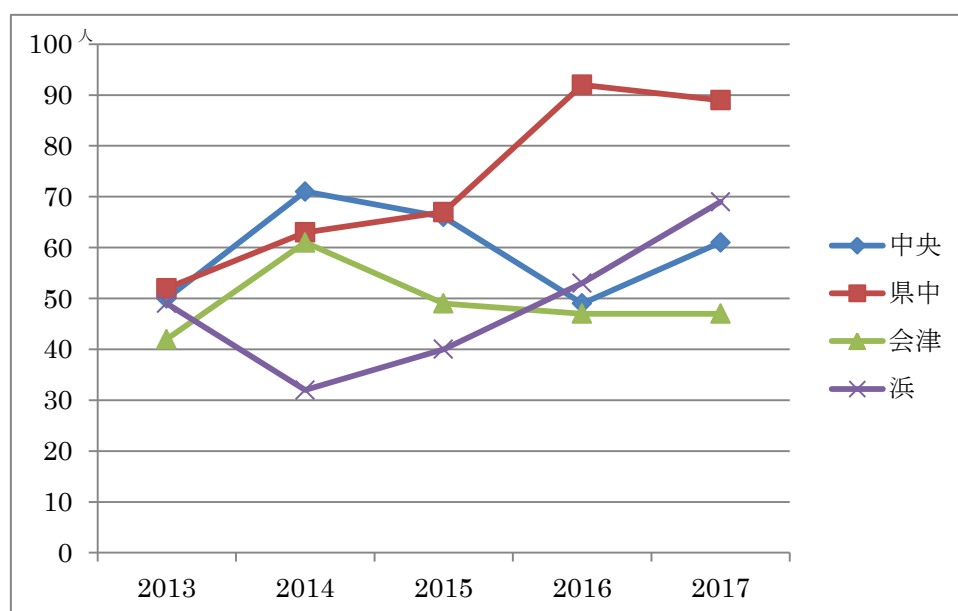


表 4 7 一時保護委託人数

児童相談所 \ 年度	2013	2014	2015	2016	2017
全体	49	74	57	126	142
中央	10	14	9	29	33
県中	9	27	33	71	50
会津	9	22	7	7	23
浜	21	11	8	19	36

(注)「福祉行政報告例」より。

図 6 一時保護委託人数

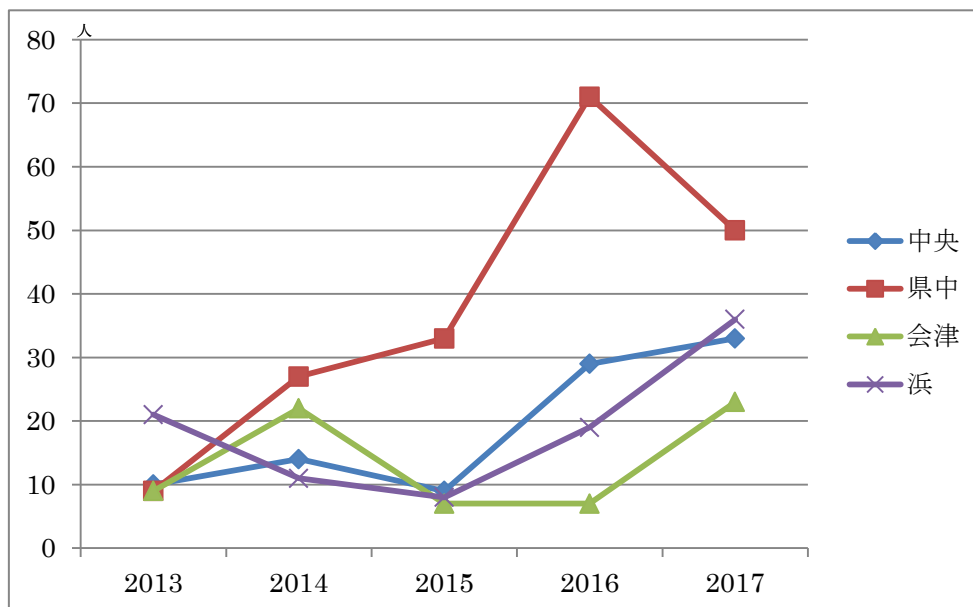


表 4 8 一時保護委託先別委託人数 (単位 人)

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
2013	1	19	2	0	0	3	0	14	6	25
2014	0	13	4	2	0	7	7	32	4	69
2015	0	7	5	0	0	5	0	26	9	52
2016	0	27	2	0	0	10	0	63	16	118
2017	3	25	7	0	0	12	1	73	9	130

(注)「福祉行政報告例」より。

図 7 一時保護委託先別委託人数

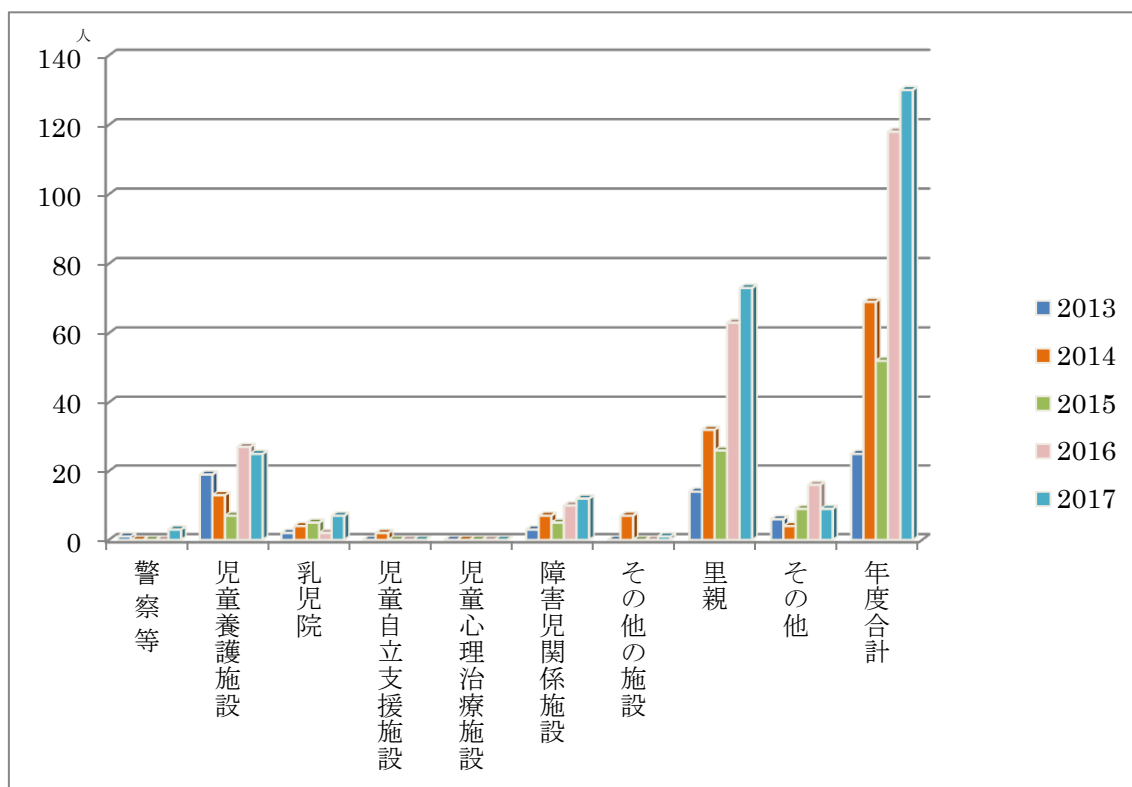


表4-9 一時保護委託先別延べ日数

(単位 人)

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
2013	1	1,073	21	0	0	81	0	505	159	1,840
2014	0	773	252	169	0	233	106	988	211	2,732
2015	0	342	426	0	0	186	0	661	114	1,729
2016	0	1,919	49	0	0	173	0	1,453	334	3,928
2017	3	670	442	0	0	450	28	1,696	166	3,455

(注) 福祉行報告例より。

図8 一時保護委託先別延べ日数

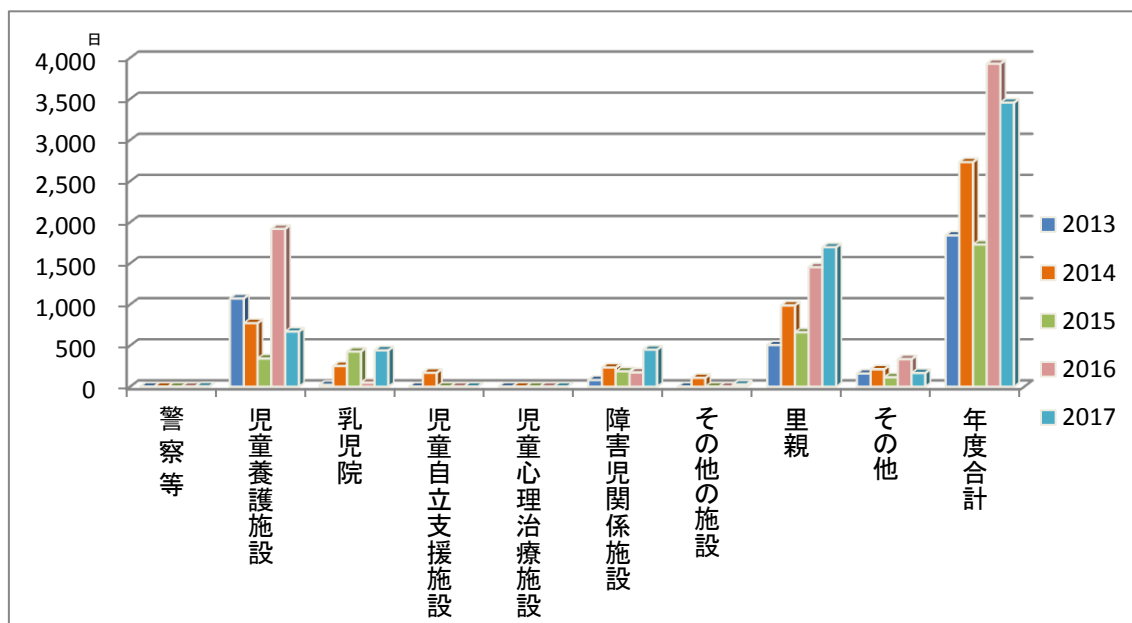


表50 一時保護委託先別一日当たりの児童数 (単位 人)

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
2013	0.0	2.9	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	1.4	0.4	5.0
2014	0.0	2.1	0.7	0.5	0.0	0.6	0.3	2.7	0.6	7.5
2015	0.0	0.9	1.2	0.0	0.0	0.5	0.0	1.8	0.3	4.7
2016	0.0	5.3	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	4.0	0.9	10.8
2017	0.0	1.8	1.2	0.0	0.0	1.2	0.1	4.6	0.5	9.5
平均	0.0	2.6	0.7	0.1	0.0	0.6	0.1	2.9	0.5	7.5

(注)「福祉行政報告例」より。

小数点第二位以下は0.0と記載。

表51 一時保護委託先別児童1人あたりの一時保護日数 (単位 日)

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
2013	1.0	56.5	10.5	0.0	0.0	27.0	0.0	36.1	26.5	73.6
2014	0.0	59.5	63.0	84.5	0.0	33.3	15.1	30.9	52.8	39.6
2015	0.0	48.9	85.2	0.0	0.0	37.2	0.0	25.4	12.7	33.3
2016	0.0	71.1	24.5	0.0	0.0	17.3	0.0	23.1	20.9	33.3
2017	1.0	26.8	63.1	0.0	0.0	37.5	28.0	23.2	18.4	26.6
平均	0.4	52.5	49.3	16.9	0.0	30.5	8.6	27.7	26.2	41.3

(注)「福祉行政報告例」より。

小数点第二位以下は0.0と記載。

表5-2 年齢別一時保護人数（保護所・委託合計）

（単位 人）

年度 \ 年齢	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	年度合計
2013	69	66	53	37	242
2014	64	86	73	55	301
2015	66	77	73	41	279
2016	112	108	78	49	367
2017	140	112	59	70	408

（注）「福祉行政報告例」より。

図9 年齢別一時保護人数（保護所・委託合計）

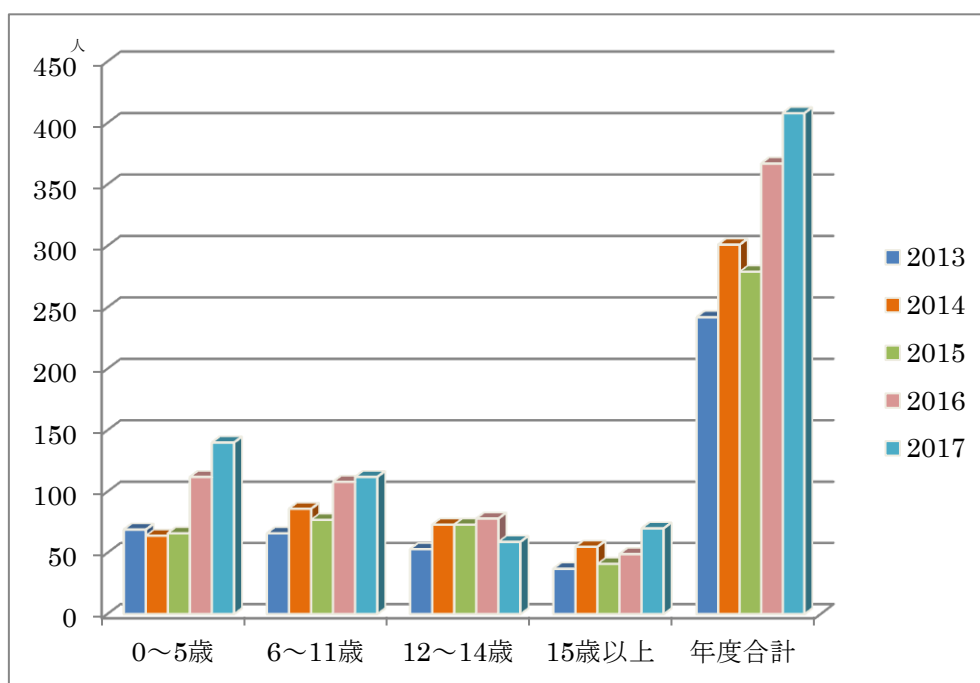


表 5 3 年齢別一時保護人数（保護所）

（単位 人）

年齢 年度	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	年度合計
2013	36	59	50	35	193
2014	27	69	68	44	227
2015	39	61	70	35	222
2016	40	71	68	47	241
2017	53	77	53	64	266

（注）「福祉行政報告例」より。

図 1 0 年齢別一時保護人数（保護所）

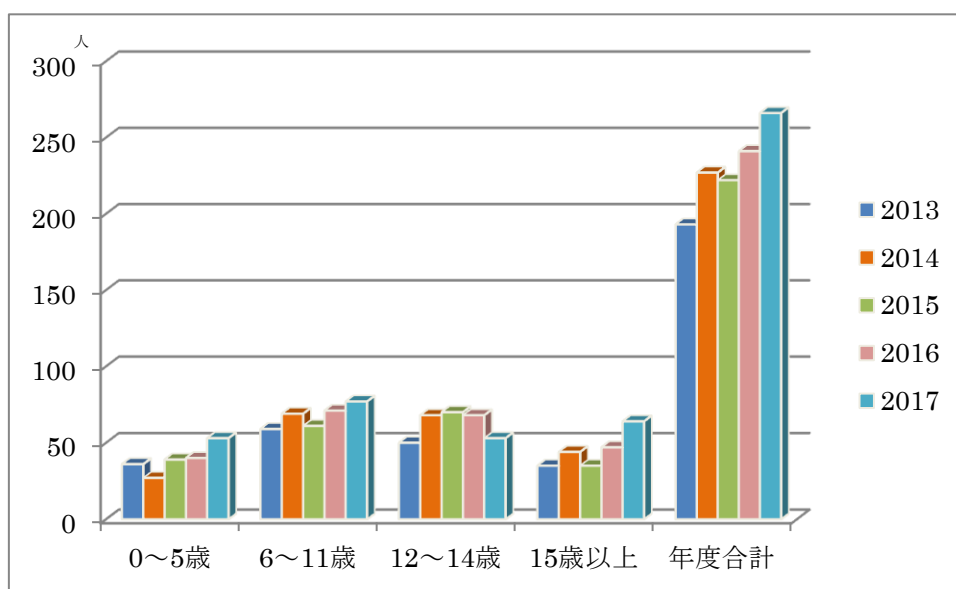


表 5 4 年齢別一時保護委託数

(単位 人)

年齢 年度	0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	年度合計
2013	33	7	3	2	49
2014	37	17	5	11	74
2015	27	16	3	6	57
2016	72	37	10	2	126
2017	87	35	6	6	142

(注)「福祉行政報告例」より。

図 1 1 年齢別一時保護委託数

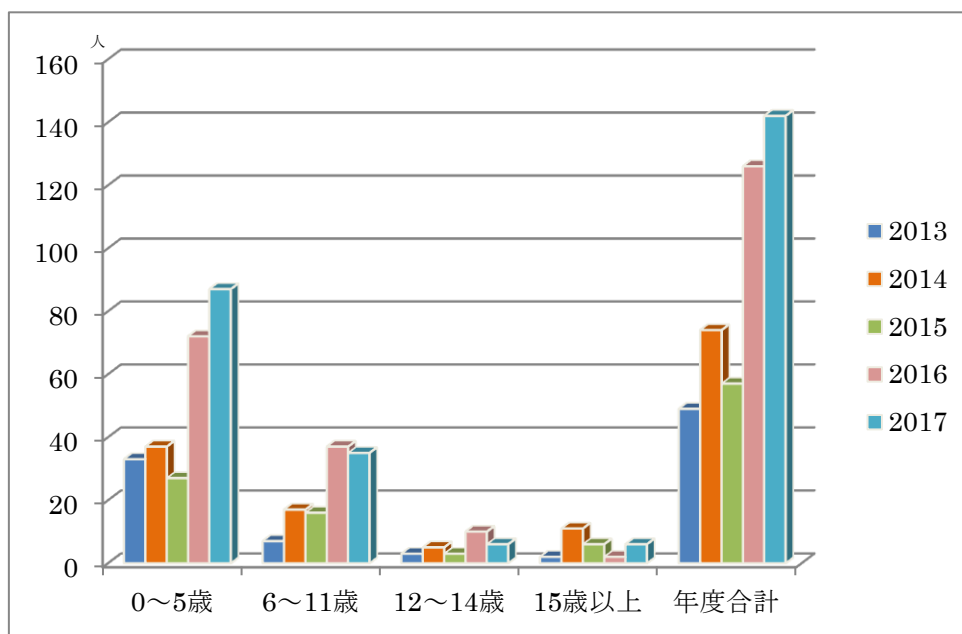
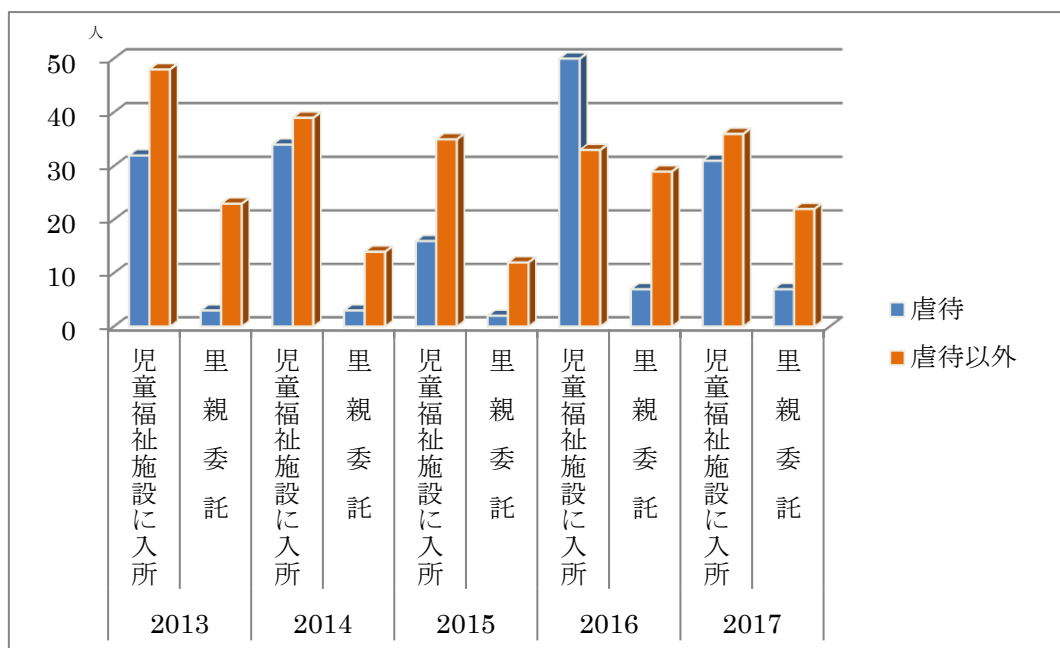


表 5 5 社会的養護への理由別対応人数 (単位 人)

年度	対応	虐待	虐待以外	合計
2013	児童福祉施設に入所	32	48	80
	里親委託	3	23	26
2014	児童福祉施設に入所	34	39	73
	里親委託	3	14	17
2015	児童福祉施設に入所	16	35	51
	里親委託	2	12	14
2016	児童福祉施設に入所	50	33	83
	里親委託	7	29	36
2017	児童福祉施設に入所	31	36	67
	里親委託	7	22	29

(注)「福祉行政報告例」より。

図 1 2 社会的養護への理由別対応人数



9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

代替養育のもとで育ち、社会へ自立する子ども達は、それまでは児童福祉法の「措置」という強い制度的枠組みの中で養育されるにも関わらず、自立した後は家族や親族などの支援がほとんど期待できず、経済基盤は脆弱で、日常的な困りごとや対人関係、就労や住居、経済的な問題など、自立生活で生じる様々な問題の相談先や支援者が乏しいという厳しい状況で生活することになります。

こうした状況を踏まえ、改正児童福祉法では自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組み等が整備されており、都道府県は自立のための事業や自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策強化の取組や、取組を行っていない事業については実施のための計画を策定することが求められています。

そのため、本県における自立支援の取組の現状を踏まえ、今後の取組や計画の検討を行う必要があります。

【現状】

- ・「未来に進もう！こどもの夢応援事業」で大学等へ進学する者へ支援給付金を給付しています。
- ・「子どもの巣立ち見守り事業」（国事業：社会的養護自立支援事業）で、児童養護施設等からの自立支援・アフターケア等を実施しています。
- ・「自立援助ホーム開設支援事業」で県内の自立援助ホームの設置を促進し、2か所開設済みです。
- ・「児童自立生活援助事業」（国事業：就学者自立生活援助事業）で自立援助ホームから就学する20歳以上22歳未満の者を支援しています。
- ・「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」で進学者・就職者への経済的支援を実施しています。
- ・「身元保証人確保事業」で就職、住宅等賃借、大学等進学の際の身元保証を行い、自立を支援しています。
- ・「児童養護施設等入所児童自立支援事業」で就職する者の運転免許の取得支援を実施しています。

【課題】

- ・自立のための支援について子ども自身にもよく理解してもらい、将来の進路設計が出来るようにする必要があります。
- ・自立支援・アフターケア等の効果的な方法の検討と普及が必要です。
- ・自立援助ホームの支援の専門性の向上が必要です。

【対応】

- ・子ども自身に自立のための支援について情報提供します。

- ・各種事業による自立支援・アフターケア等の課題や成功例等について情報収集し、実施法人等で共有し、より効果的な方法での事業実施を検討します。
- ・自立援助ホームの専門性向上のため、2019年度から心理職の配置等を支援します。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

こうした状況に対応するため、改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化や中核市・特別区への児童相談所設置等が対策として講じられましたが、さらに、その後の2018年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事案を受け、同年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下、「緊急総合対策」という。）が決定され、これに基づき同年12月18日には「児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下、「新プラン」という。）が策定され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされました。これに加え、同年1月に千葉県で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事案を受け、同年2月8日に再び児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策の更なる徹底・強化について対策に取り組むことが示されました。

こうした状況を踏まえ、増加する深刻な児童虐待事案に対応するために、本県における児童相談所の強化等に向けた取組について検討する必要があります。

また、先述の東京都、千葉県で発生した児童虐待死亡事案の背景にはDV被害があったことを踏まえ、児童虐待対応とDV被害の相談対応や支援の連携が求められています。

【現状】

- ・県内には4か所の児童相談所（中央、県中、会津、浜）が設置されています。県中、会津、浜児童相談所には、それぞれ白河相談室、南会津相談室、南相馬相談室が設置されています。
- ・児童虐待対応件数は対2013年度比で2017年度で4倍となっており、急激に増加しています。（表56）増加の要因は2014年度から児童虐待を目撃したきょうだいについても心理的虐待として通告されるようになったことや、2016年度からは警察からの配偶者間の暴力を目撃した子どもについての心理的虐待の通告の増加が大きく影響しています。
- ・県内には3か所の中核市がありますが、児童相談所の設置については1か所が検討中、2か所が「設置しない」という意向を示しています。（2018年10月福島県こども未来局児童家庭課調査による）
- ・DVセンターを、県が福島県女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、福島県男女共生センターに設置し、市町村としては郡山市が設置しており、合計9か所設置されています。また、4市で女性相談員を配置し、DV被害の相談対応や支援を行っています。（再掲）

【課題】

- ・児童相談所の相談件数増加による児童相談所の業務負担は大きくなってきており、職員の量的・質的な充実が必要となっています。
- ・2018年10月現在で児童相談所設置に向けて中核市の具体的な動きはありません。
- ・児童相談所とDVセンター等のDV被害の相談対応や支援の窓口の連携が必要です。

【対応】

- ・本県の児童相談所の相談件数増加等の状況と2018年12月に国により示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を踏まえ、児童相談所の体制を強化していきます。
- ・中核市児童相談所設置については、今後も意向確認を継続し、必要な支援を行っていきます。
- ・児童相談所及びDVセンター等のDV被害の相談対応や支援を行う機関に対し、研修等によりそれぞれの窓口や対応方法等、支援に必要な情報を提供し、相互の業務を理解し、連携して対応ができるよう取り組んでまいります。

表5.6 児童虐待対応件数

(単位 件)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
児童虐待対応件数	294	394	529	956	1177
前年比	-	134%	134%	181%	123%
対2013年度比	-	134%	180%	325%	400%

【指標】

指標	現況値	目標値
児童福祉司数	48人	適切に対応する (2024年度末)

(注) 現況値は2018年4月1日現在。

資料 「代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査結果集計」

1 アンケートの目的と内容

福島県社会的養育推進計画策定にあたり、当事者である子どもの計画策定への参画の方法として、「みんなの生活についてのアンケート」を実施しました。

アンケートの内容は、計画策定の中でも子どもの生活に直接的に影響すると考えられる以下の内容に関する項目としました。

【アンケート内容】

- ・現在の生活について
- ・施設・里親・ファミリーホームでの生活について
- ・施設・里親・ファミリーホームでの居室やグループ（施設のみ）の人数について
- ・施設・里親・ファミリーホームで改善が必要なことについて
- ・一時保護所での生活について
- ・一時保護所での居室の人数について
- ・一時保護所での学習、通学等について
- ・一時保護所の改善に必要なことについて
- ・代替養育を受ける前の生活で必要と考える支援について
- ・地域で再び家族と暮らすために必要と考える支援について

2 アンケートの実施方法、対象及び回答率

(1) 実施方法

児童養護施設については、児童養護施設を通して依頼し、子どもが記入したアンケートを自ら封筒に入れて封をしたものを集めて提出してもらう方法としました。

養育里親については、担当する児童相談所から養育里親宛に依頼し、子どもが記入したアンケートを自ら封筒に入れて封をし、郵便ポストに投函して提出してもらう方法としました。

ファミリーホームについては、ファミリーホームを通して依頼し、子どもが記入したアンケートを自ら封筒に入れて封をし、郵便ポストに投函して提出してもらう方法としました。

(2) 対象及び回答率

アンケートは児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の全ての子どもを対象に行いました。

【回答率】

	対象児童人数	回答数	回答率
児童養護施設	232	226	97.4%
養育里親	37	19	51.4%
ファミリーホーム	6	6	100.0%
合計	275	251	91.3%

【回答した子どもの学校等】

	児童養護施設		里親		ファミリーホーム	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
小学生	66	29.2%	5	26.3%	2	33.3%
中学生	75	33.2%	3	15.8%	0	0.0%
高校生	66	29.2%	8	42.1%	3	50.0%
大学・専門学校等	1	0.4%	0	0.0%	1	16.7%
行ってない	1	0.4%	1	5.3%	0	0.0%
未回答	17	7.5%	2	10.5%	0	0.0%
計	226	100.0%	19	100.0%	6	100.0%

3 集計結果

※選択式回答については数の集計、自由記述については回答について共通するカテゴリーに分類し、カテゴリー毎の数について集計しました。

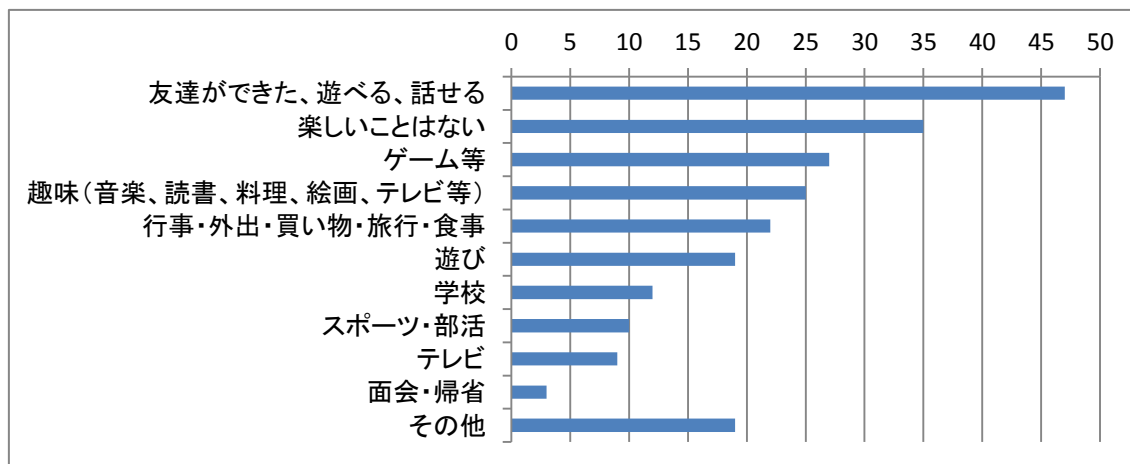
なお、「答えたくない場合は答えなくて良い」という条件で実施したため、質問毎に回答数に異なる結果となっており、パーセンテージについては回答数に占める割合となっています。

(1) 児童養護施設

【質問1】今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	友達ができた、遊べる、話せる	47	20.6%
2	楽しいことはない	35	15.4%
3	ゲーム等	27	11.8%
4	趣味(音楽、読書、料理、絵画、テレビ等)	25	11.0%
5	行事・外出・買い物・旅行・食事	22	9.6%
6	遊び	19	8.3%
7	学校	12	5.3%
8	スポーツ・部活	10	4.4%
9	テレビ	9	3.9%
10	面会・帰省	3	1.3%
11	その他	19	8.3%
	合計	228	100.0%

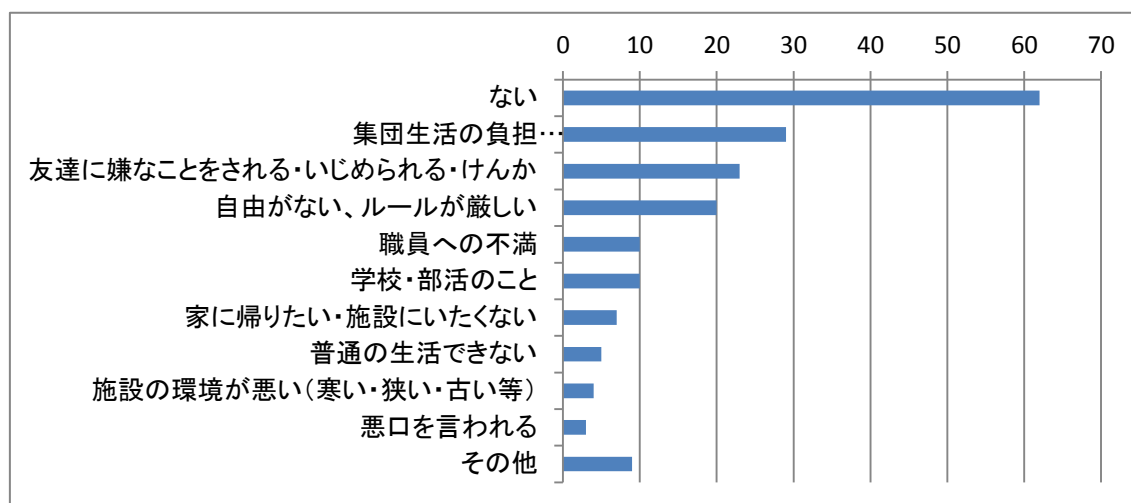
今の生活で楽しいこと



【質問2】今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	62	34.1%
2	集団生活の負担 (プライバシーがないうるさい、1人になれる等)	29	15.9%
3	友達に嫌なことをされる・いじめられる・けんか	23	12.6%
4	自由がない、ルールが厳しい	20	11.0%
5	職員への不満	10	5.5%
7	学校・部活のこと	10	5.5%
8	家に帰りたい・施設にいたくない	7	3.8%
9	普通の生活できない	5	2.7%
10	施設的环境が悪い(寒い・狭い・古い等)	4	2.2%
11	悪口を言われる	3	1.6%
12	その他	9	4.9%
	合計	182	100.0%

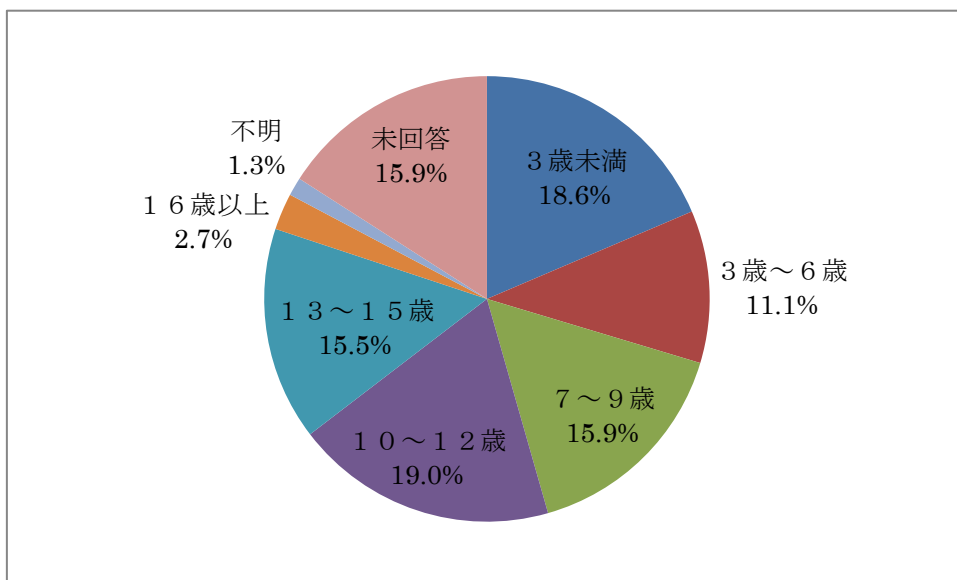
今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問3】施設には何歳からいますか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	42	18.6%
3歳～6歳	25	11.1%
7～9歳	36	15.9%
10～12歳	43	19.0%
13～15歳	35	15.5%
16歳以上	6	2.7%
不明	3	1.3%
未回答	36	15.9%
合計	226	100.0%

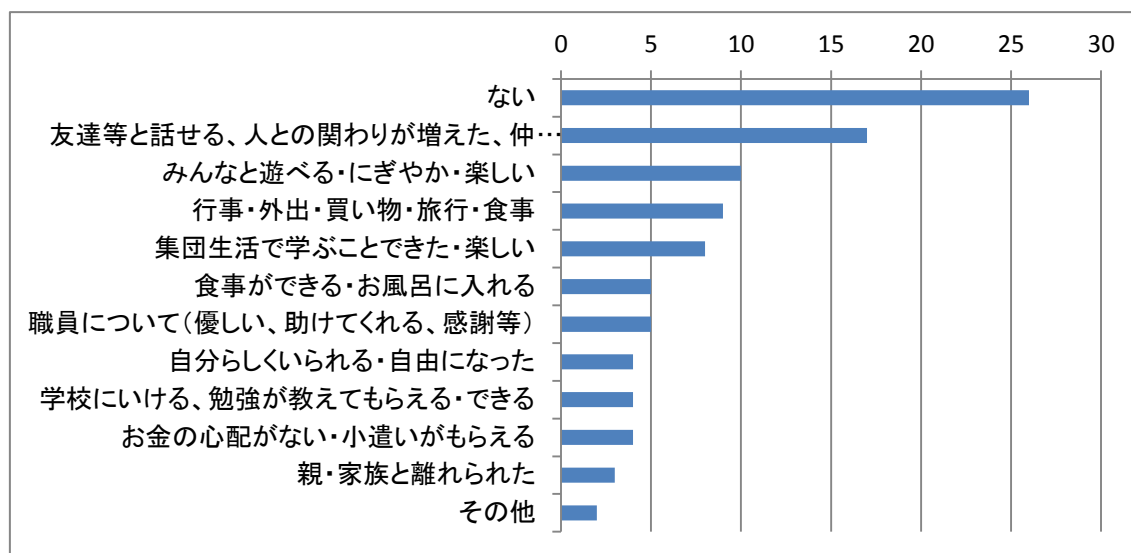
施設に入所した年齢



【質問4】施設に来てよかったことはどんなことですか。（自由記述）

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	26	36.6%
2	友達等と話せる、人との関わりが増えた、仲間と会えた等	17	23.9%
3	みんなと遊べる・にぎやか・楽しい	10	14.1%
6	行事・外出・買い物・旅行・食事	9	12.7%
7	集団生活で学ぶことできた・楽しい	8	11.3%
8	食事ができる・お風呂に入れる	5	7.0%
9	職員について（優しい、助けてくれる、感謝等）	5	7.0%
10	自分らしくいられる・自由になった	4	5.6%
11	学校にいける、勉強が教えてもらえる・できる	4	5.6%
12	お金の心配がない・小遣いがもらえる	4	5.6%
13	親・家族と離れられた	3	4.2%
14	その他	2	2.8%
	合計	71	100.0%

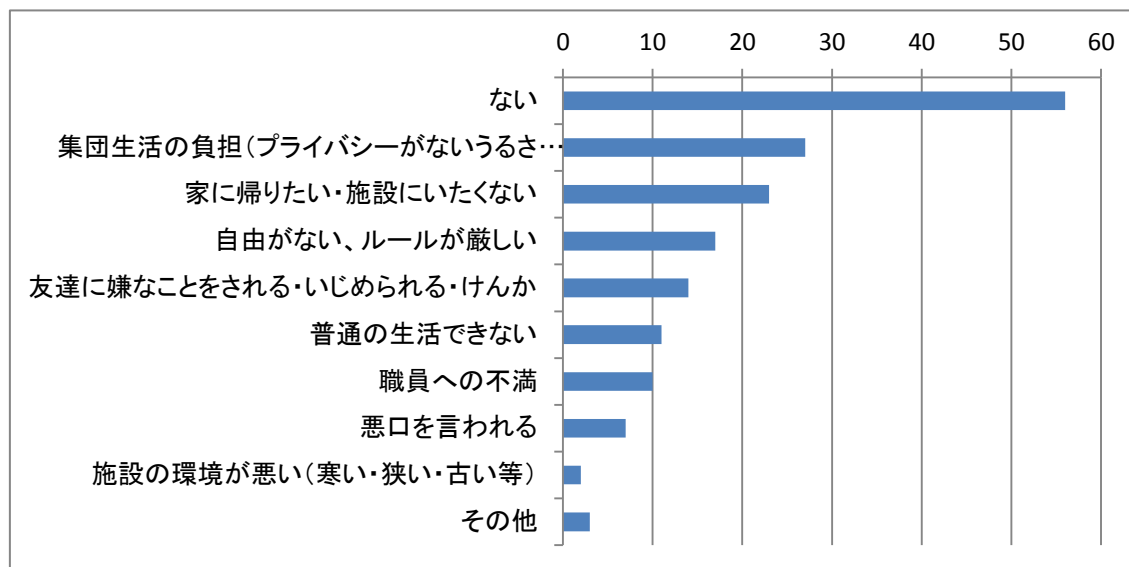
施設に来てよかったこと



【質問5】施設に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったことはどんなことですか。

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	56	32.9%
2	集団生活の負担（プライバシーがないうるさい、1人になれない等）	27	15.9%
3	家に帰りたい・施設にいたくない	23	13.5%
4	自由がない、ルールが厳しい	17	10.0%
5	友達に嫌なことをされる・いじめられる・けんか	14	8.2%
7	普通の生活できない	11	6.5%
8	職員への不満	10	5.9%
9	悪口を言われる	7	4.1%
10	施設的环境が悪い（寒い・狭い・古い等）	2	1.2%
11	その他	3	1.8%
	合計	170	100.0%

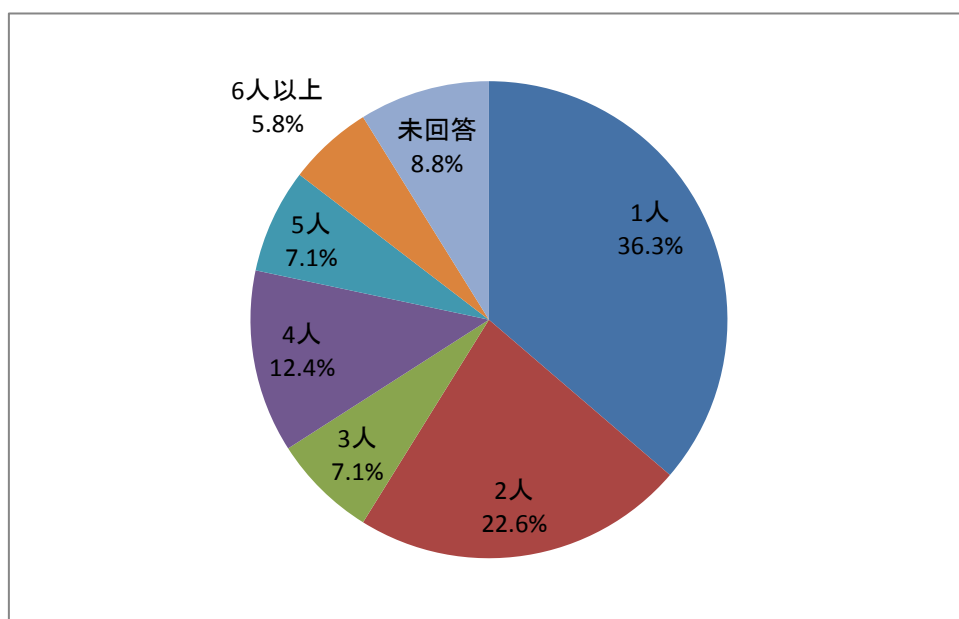
施設に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問6】今、一緒のお部屋（寝たり、自分の机や学用品がおいてある部屋）で生活しているのは何人ですか。

同室人数	回答数	比率
1人	82	36.3%
2人	51	22.6%
3人	16	7.1%
4人	28	12.4%
5人	16	7.1%
6人以上	13	5.8%
未回答	20	8.8%
合計	226	100.0%

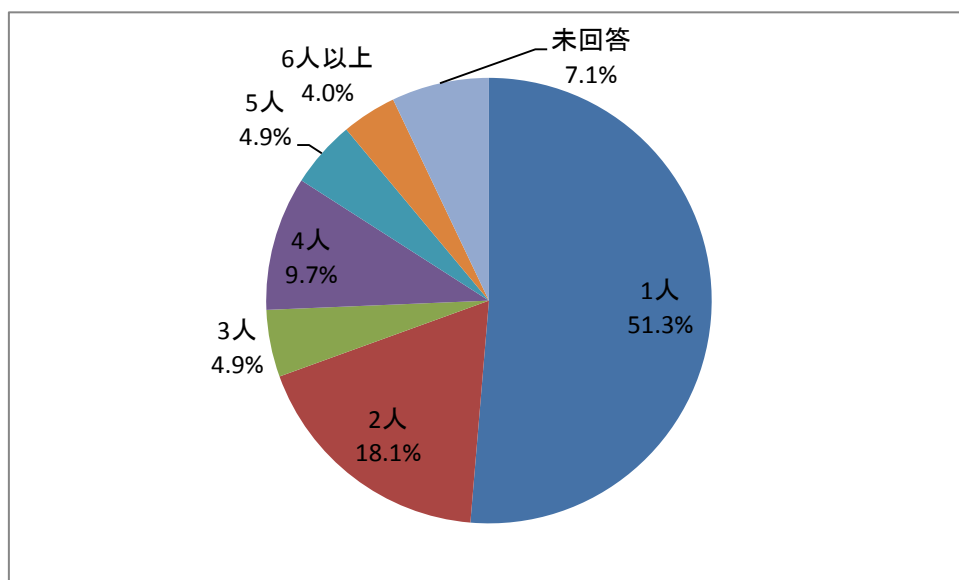
一緒の部屋で生活している人数



【質問7】一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	比率
1人	116	51.3%
2人	41	18.1%
3人	11	4.9%
4人	22	9.7%
5人	11	4.9%
6人以上	9	4.0%
未回答	16	7.1%
合計	226	100.0%

一緒の部屋で生活する希望人数

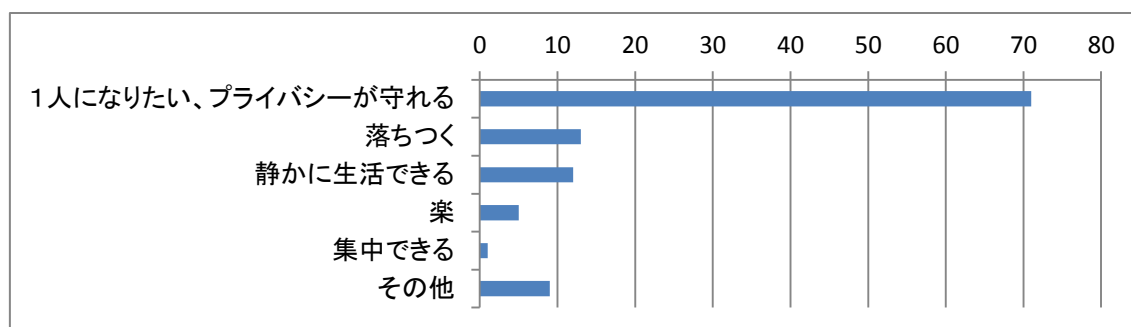


【質問8】（同じ部屋の希望人数について）それはどうしてですか。（自由記述）

(1) 1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	1人になりたい、プライバシーが守れる	71	64.0%
2	落ちつく	13	11.7%
3	静かに生活できる	12	10.8%
4	楽	5	4.5%
5	集中できる	1	0.9%
6	その他	9	8.1%
	合計	111	100.0%

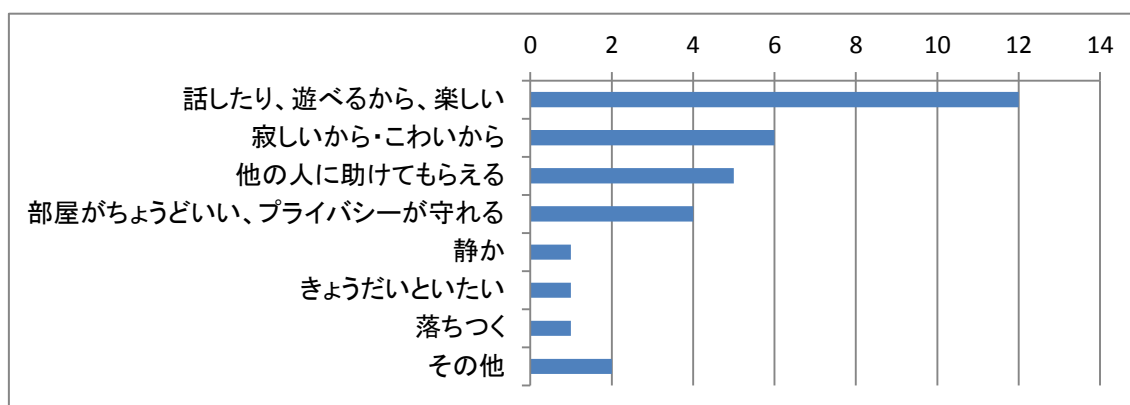
同じ部屋の希望人数の理由



(2) 2人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	話したり、遊べるから、楽しい	12	37.5%
2	寂しいから・こわいから	6	18.8%
3	他の人に助けてもらえる	5	15.6%
4	部屋がちょうどいい、プライバシーが守れる	4	12.5%
5	静か	1	3.1%
6	きょうだいといたい	1	3.1%
7	落ちつく	1	3.1%
8	その他	2	6.3%
	合計	32	100.0%

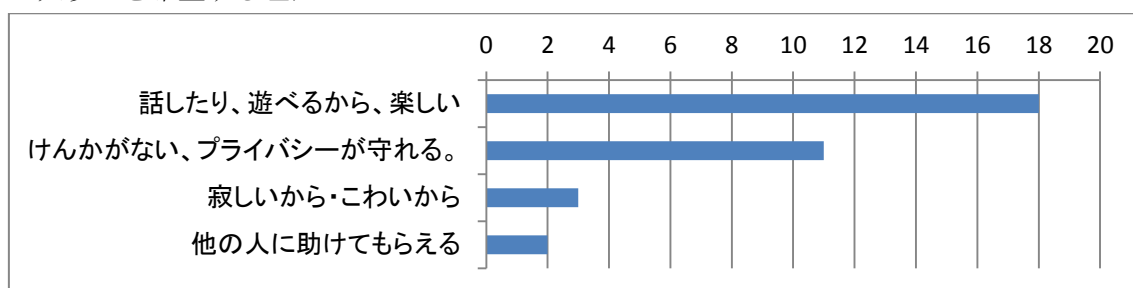
2人を希望する理由



(3) 3人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	話したり、遊べるから、楽しい	18	52.9%
2	けんかがない、プライバシーが守れる	11	32.4%
3	寂しいから・こわいから	3	8.8%
4	他の人に助けってもらえる	2	5.9%
	合計	34	100.0%

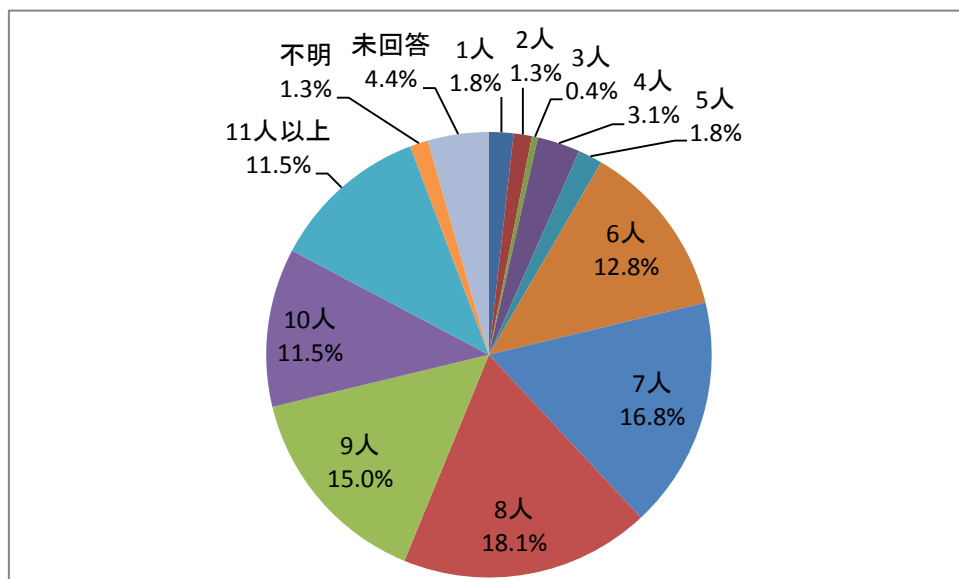
3人以上を希望する理由



【質問9】今、一緒のホーム（寮、グループなど）で生活しているのは何人ですか。

同グループ人数	回答数	比率
1人	4	1.8%
2人	3	1.3%
3人	1	0.4%
4人	7	3.1%
5人	4	1.8%
6人	29	12.8%
7人	38	16.8%
8人	41	18.1%
9人	34	15.0%
10人	26	11.5%
11人以上	26	11.5%
不明	3	1.3%
未回答	10	4.4%
合計	226	100.0%

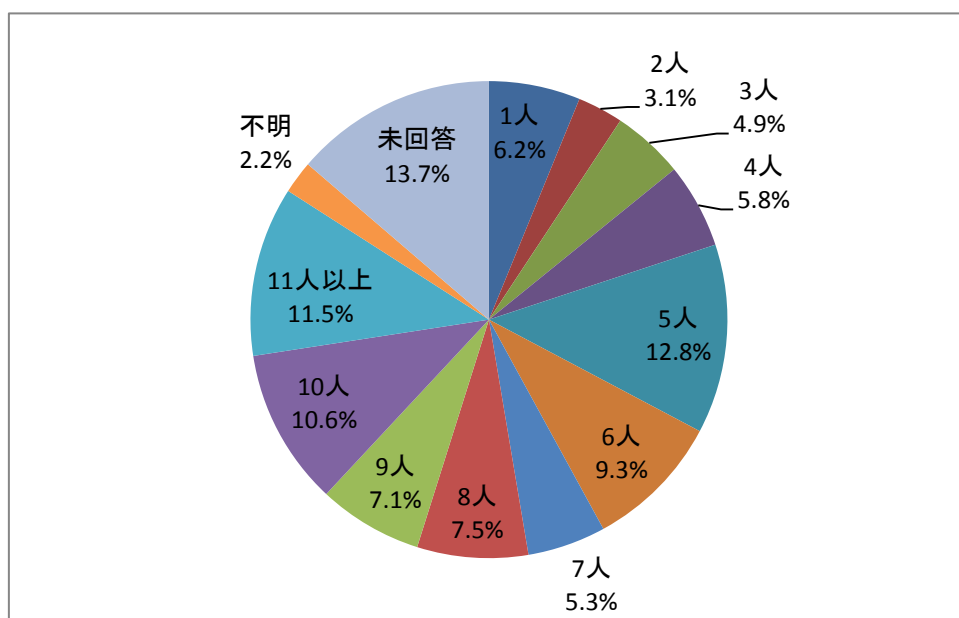
同じグループの人数



【質問10】 一緒のホーム（寮、グループなど）で生活するのは何人がいいと思いますか。

同グループ希望人数	回答数	比率
1人	14	6.2%
2人	7	3.1%
3人	11	4.9%
4人	13	5.8%
5人	29	12.8%
6人	21	9.3%
7人	12	5.3%
8人	17	7.5%
9人	16	7.1%
10人	24	10.6%
11人以上	26	11.5%
不明	5	2.2%
未回答	31	13.7%
合計	226	100.0%

同じグループの希望人数

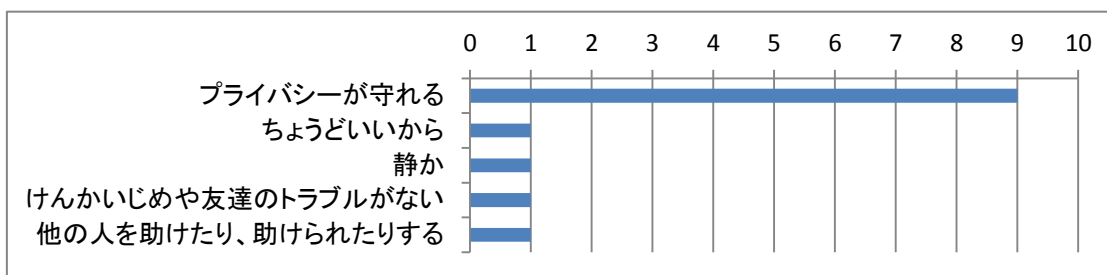


【質問 1 1】(同じグループを希望する人数の理由について) それはどうしてですか。(自由記述)

(1) 1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	プライバシーが守れる	9	69.2%
2	ちょうどいいから	1	7.7%
3	静か	1	7.7%
4	けんかいじめや友達のトラブルがない	1	7.7%
5	他の人を助けたり、助けられたりする	1	7.7%
	合計	13	100.0%

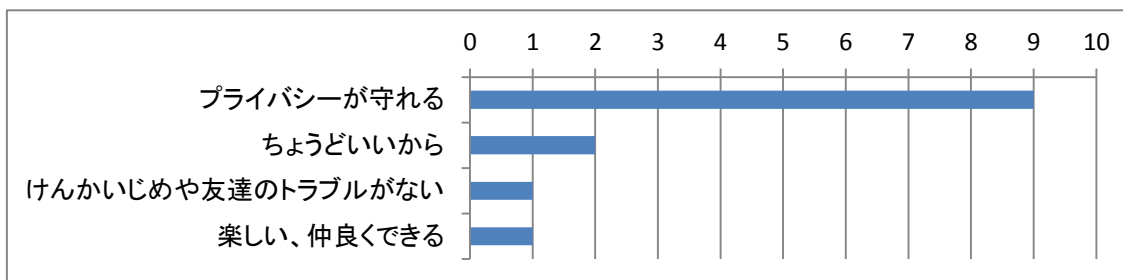
1人を希望する理由



(2) 2～3人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	プライバシーが守れる	9	69.2%
2	ちょうどいいから	2	15.4%
3	けんかいじめや友達のトラブルがない	1	7.7%
4	楽しい、仲良くできる	1	7.7%
	合計	13	100.0%

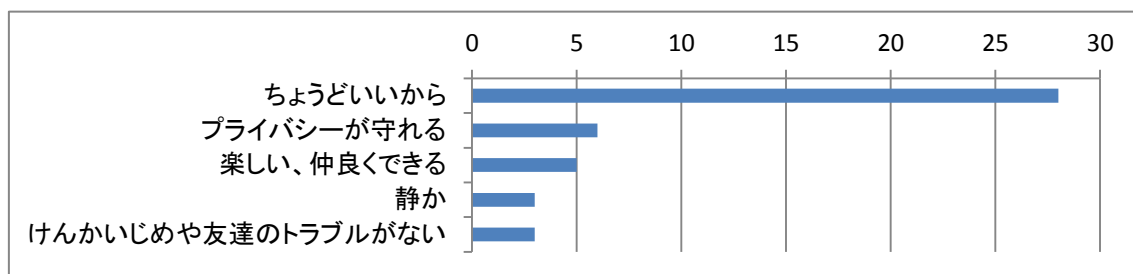
2～3人を希望する理由



(3) 4～6人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	ちょうどいいから	28	62.2%
2	プライバシーが守れる	6	13.3%
3	楽しい、仲良くできる	5	11.1%
4	静か	3	6.7%
5	けんかいじめや友達のトラブルがない	3	6.7%
	合計	45	100.0%

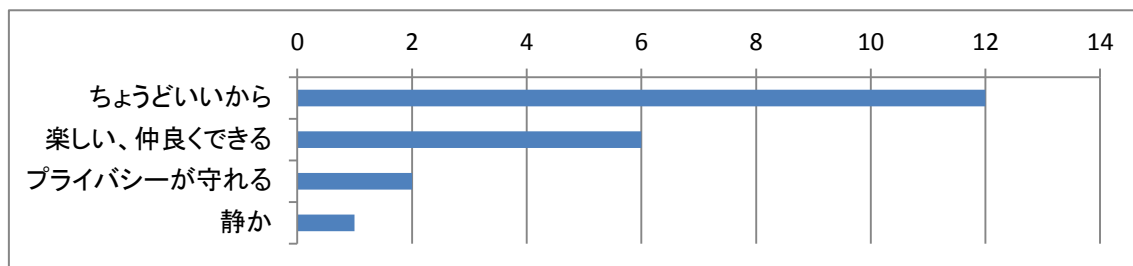
4～6人を希望する理由



(4) 7～8人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	ちょうどいいから	12	57.1%
2	楽しい、仲良くできる	6	28.6%
3	プライバシーが守れる	2	9.5%
6	静か	1	4.8%
	合計	21	100.0%

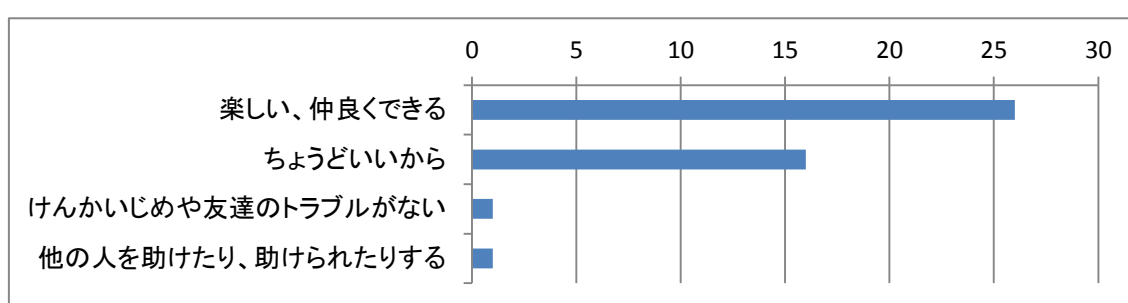
7～8人を希望する理由



(5) 9人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	楽しい、仲良くできる	26	59.1%
2	ちょうどいいから	16	36.4%
3	けんかいじめや友達のトラブルがない	1	2.3%
4	他の人を助けたり、助けられたりする	1	2.3%
	合計	44	100.0%

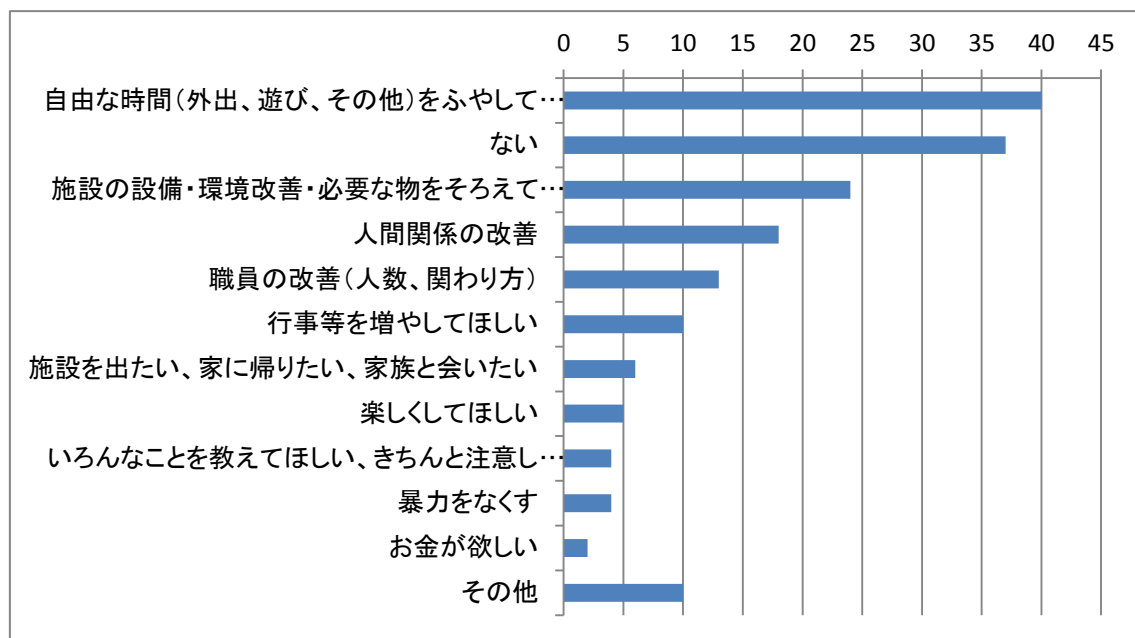
9人以上を希望する理由



【質問 1 2】施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。
 (自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	自由な時間(外出、遊び、その他)をふやしてほしい	40	23.1%
2	ない	37	21.4%
3	施設の設備・環境改善・必要な物をそろえてほしい	24	13.9%
4	人間関係の改善	18	10.4%
5	職員の改善(人数、関わり方)	13	7.5%
6	行事等を増やしてほしい	10	5.8%
7	施設を出たい、家に帰りたい、家族と会いたい	6	3.5%
8	楽しくしてほしい	5	2.9%
10	いろんなことを教えてほしい、きちんと注意してほしい	4	2.3%
11	暴力をなくす	4	2.3%
12	お金が欲しい	2	1.2%
13	その他	10	5.8%
	合計	173	100.0%

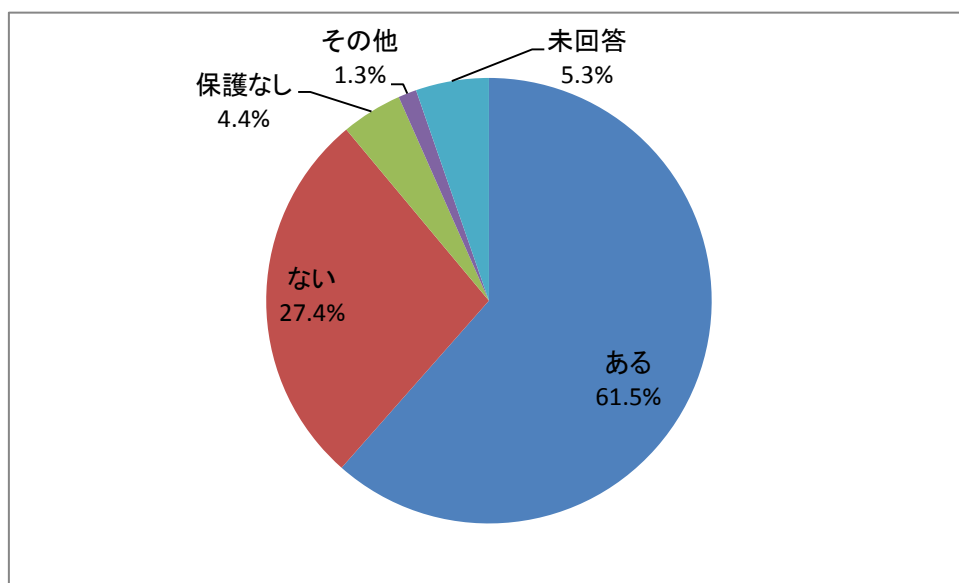
施設での生活を良くするためにしてほしいこと



【質問 1 3】 児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。

記憶の有無	回答数	比率
ある	139	61.5%
ない	62	27.4%
保護なし	10	4.4%
その他	3	1.3%
未回答	12	5.3%
合計	226	100.0%

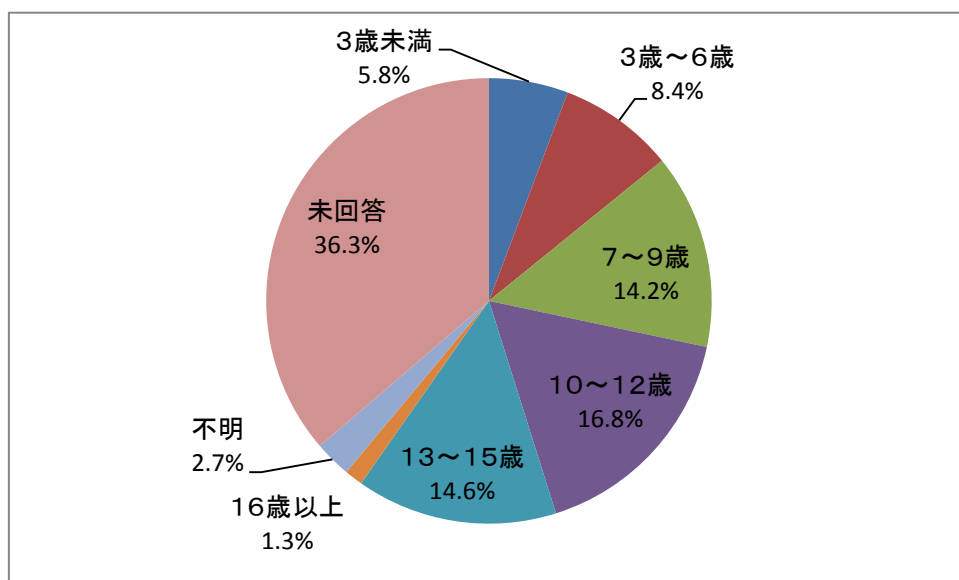
一時保護所の生活の記憶の有無



【質問 1 4】一時保護所にいたころは何歳ですか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	13	5.8%
3歳～6歳	19	8.4%
7～9歳	32	14.2%
10～12歳	38	16.8%
13～15歳	33	14.6%
16歳以上	3	1.3%
不明	6	2.7%
未回答	82	36.3%
合計	226	100.0%

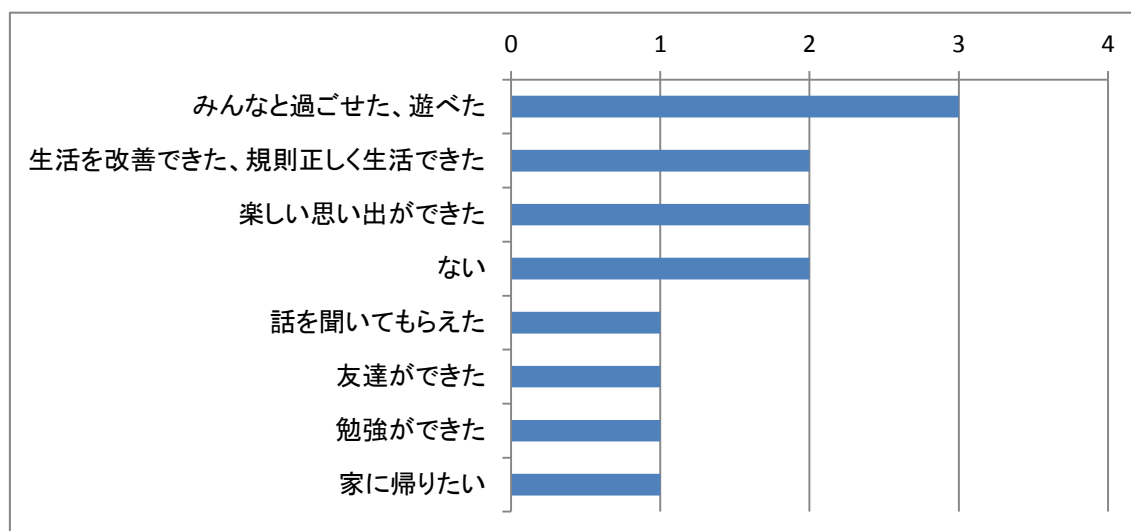
一時保護の年齢



【質問 1 5】 一時保護所に来てよかったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	みんなと過ごせた、遊べた	3	23.1%
2	生活を改善できた、規則正しく生活できた	2	15.4%
3	楽しい思い出ができた	2	15.4%
4	ない	2	15.4%
5	話を聞いてもらえた	1	7.7%
6	友達ができた	1	7.7%
7	勉強ができた	1	7.7%
8	家に帰りたい	1	7.7%
	合計	13	100.0%

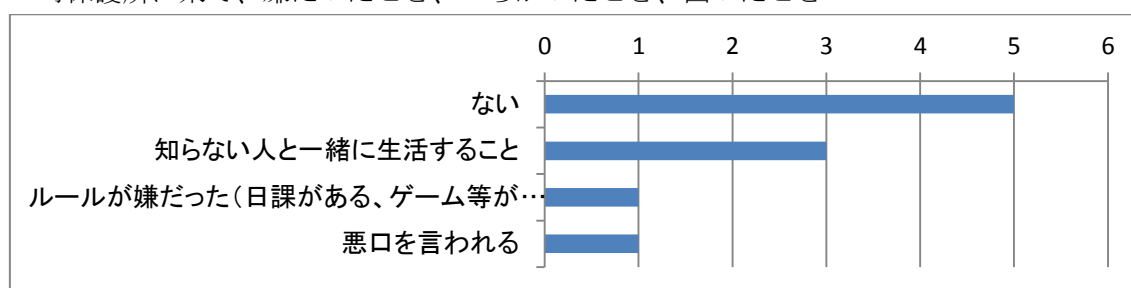
一時保護所に来てよかったこと



【質問16】一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	5	50.0%
2	知らない人と一緒に生活すること	3	30.0%
3	ルールが嫌だった(日課がある、ゲーム等ができない等)	1	10.0%
4	悪口を言われる	1	10.0%
	合計	10	100.0%

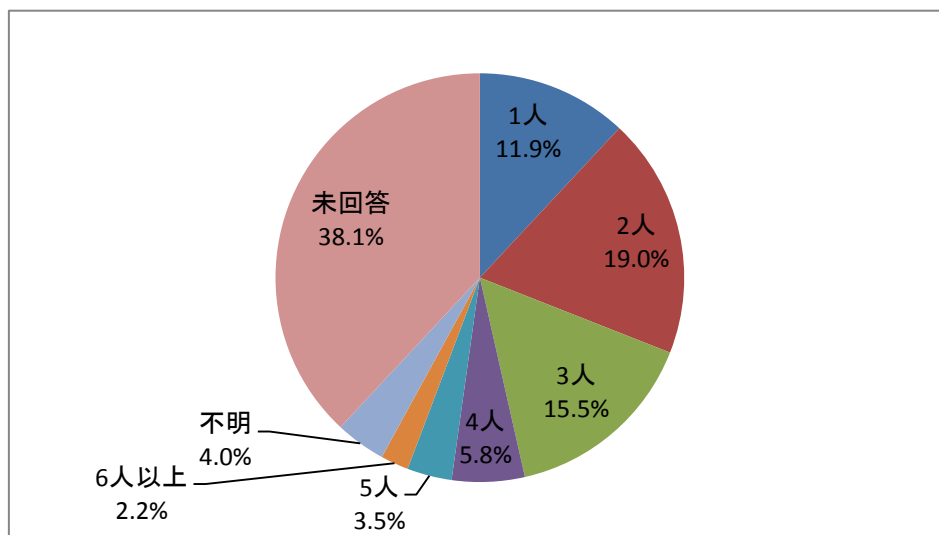
一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったこと



【質問 1 7】 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人でしたか。

同室人数	回答数	比率
1 人	27	11.9%
2 人	43	19.0%
3 人	35	15.5%
4 人	13	5.8%
5 人	8	3.5%
6 人以上	5	2.2%
不明	9	4.0%
未回答	86	38.1%
合計	226	100.0%

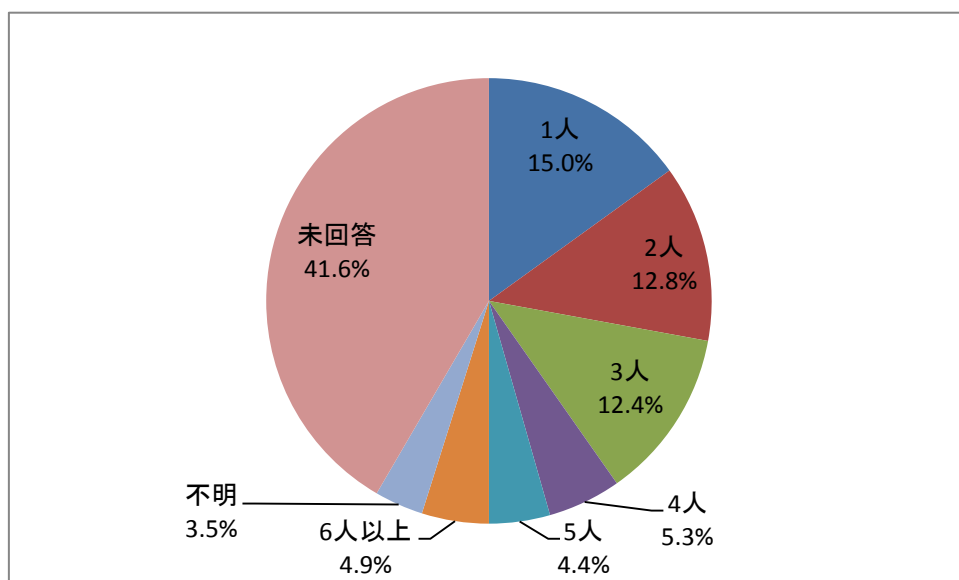
一時保護所の同室人数



【質問18】 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	比率
1人	34	15.0%
2人	29	12.8%
3人	28	12.4%
4人	12	5.3%
5人	10	4.4%
6人以上	11	4.9%
不明	8	3.5%
未回答	94	41.6%
合計	226	100.0%

一時保護所での同室の希望人数

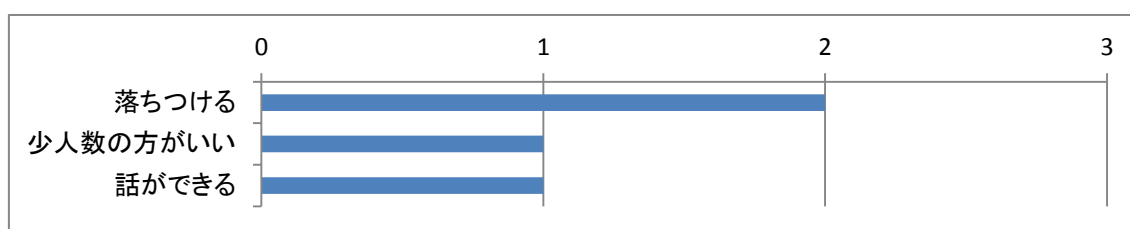


【質問 19】（一時保護所の部屋の希望人数の理由について）それはどうしてですか。（自由記述）

(1) 1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	落ちつける	2	50.0%
2	少人数の方がいい	1	25.0%
3	話ができる	1	25.0%
	合計	4	100.0%

1人を希望する理由



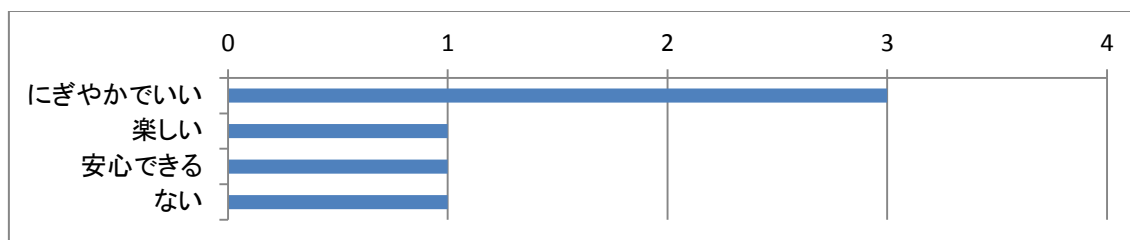
(2) 2人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	寂しい	2	100.0%
	合計	2	100.0%

(3) 3人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	にぎやかでいい	3	50.0%
2	楽しい	1	16.7%
3	安心できる	1	16.7%
4	ない	1	16.7%
	合計	6	100.0%

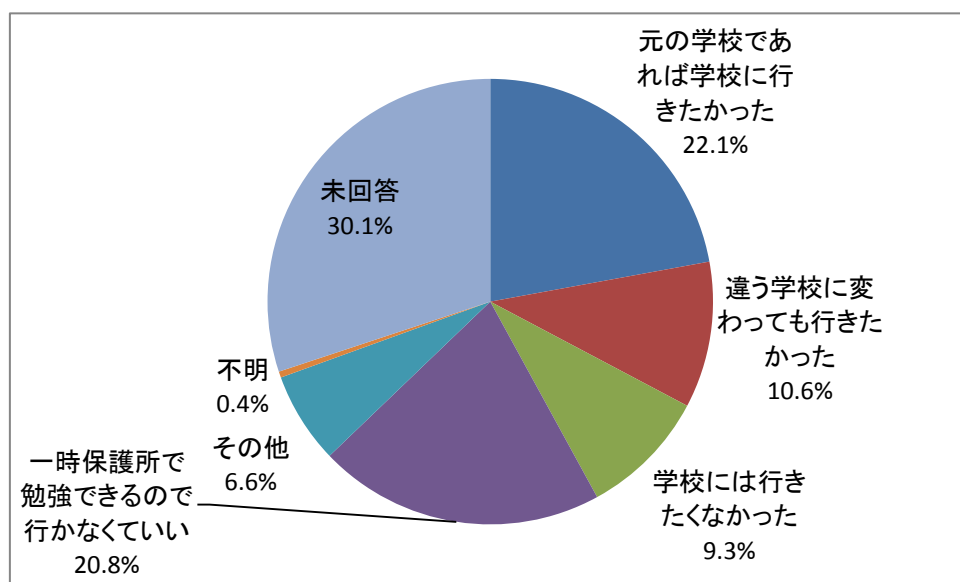
3人以上を希望する理由



【質問 2 0】 一時保護所にいるときに、学校にいけなかったことについて、どう思いますか。

回答	回答数	比率
元の学校であれば学校に行きたかった	50	31.8%
違う学校に変わっても行きたかった	24	15.3%
学校には行きたくなかった	21	13.4%
一時保護所で勉強できるので行かなくていい	47	29.9%
その他	15	9.6%
不明	1	0.6%
未回答	68	43.3%
合計	157	100.0%

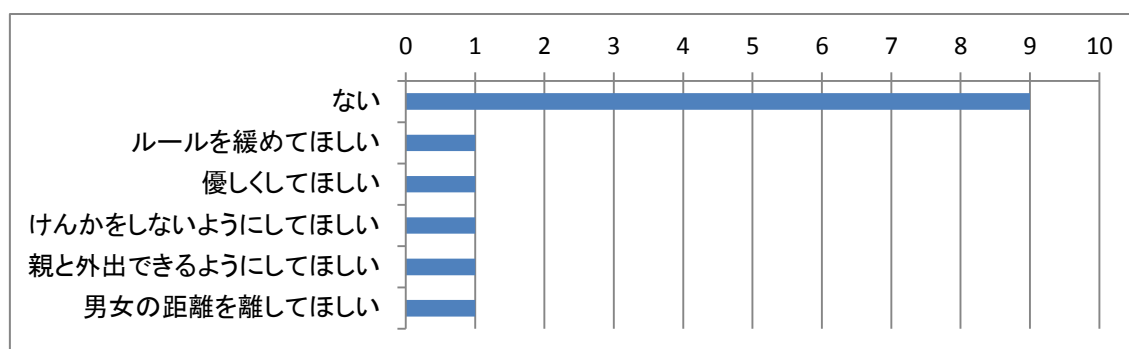
一時保護所から学校に行けなかったことについて



【質問 2 1】 一時保護所での生活を良くするためにしてほしいと思うことを書いてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	9	64.3%
2	ルールを緩めてほしい	1	7.1%
3	優しくしてほしい	1	7.1%
4	けんかをしないようにしてほしい	1	7.1%
5	親と外出できるようにしてほしい	1	7.1%
6	男女の距離を離してほしい	1	7.1%
	合計	14	233.3%

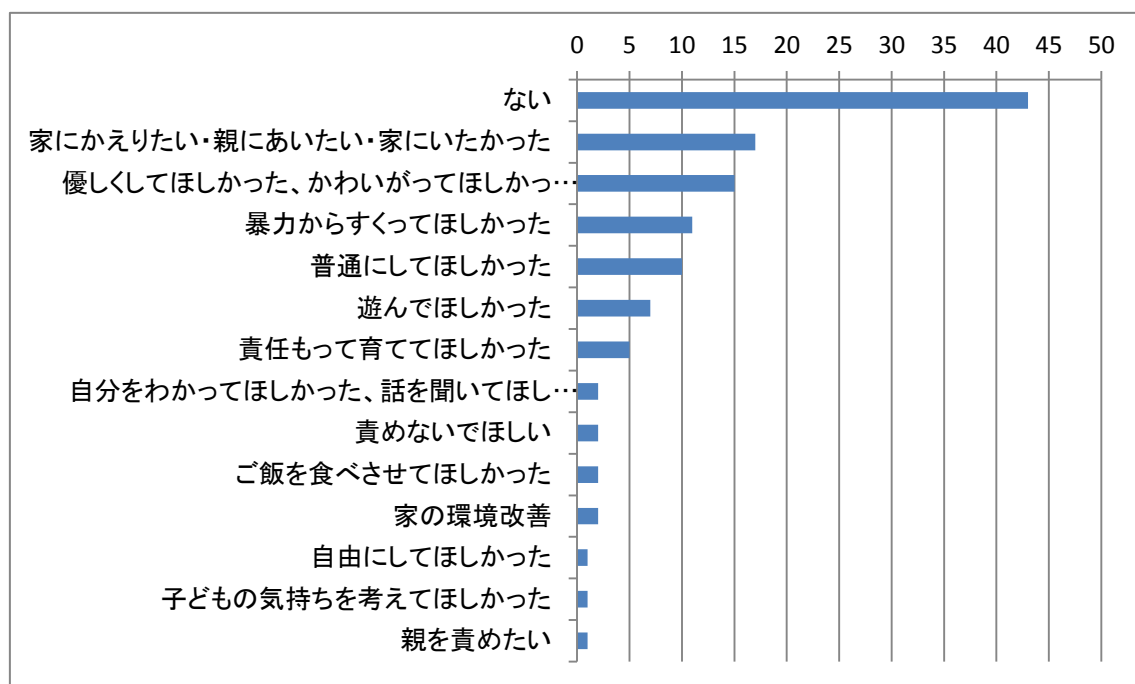
一時保護所の生活を良くするために欲しいこと



【質問 2 2】施設に来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。（自由記述）

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	43	36.1%
2	家にかえりたい・親にあいたい・家にいたかった	17	14.3%
3	優しくしてほしいかった、かわいがってほしいかった、ほめてほしいかった	15	12.6%
4	暴力からすくってほしいかった	11	9.2%
5	普通にしてほしいかった	10	8.4%
6	遊んでほしいかった	7	5.9%
7	責任もって育ててほしいかった	5	4.2%
8	自分をわかってほしいかった、話を聞いてほしいかった	2	1.7%
9	責めないでほしい	2	1.7%
10	ご飯を食べさせてほしいかった	2	1.7%
11	家の環境改善	2	1.7%
12	自由にしてほしいかった	1	0.8%
13	子どもの気持ちを考えてほしいかった	1	0.8%
14	親を責めたい	1	0.8%
	合計	119	100.0%

施設に来る前、家にいるときにしてほしいかったこと

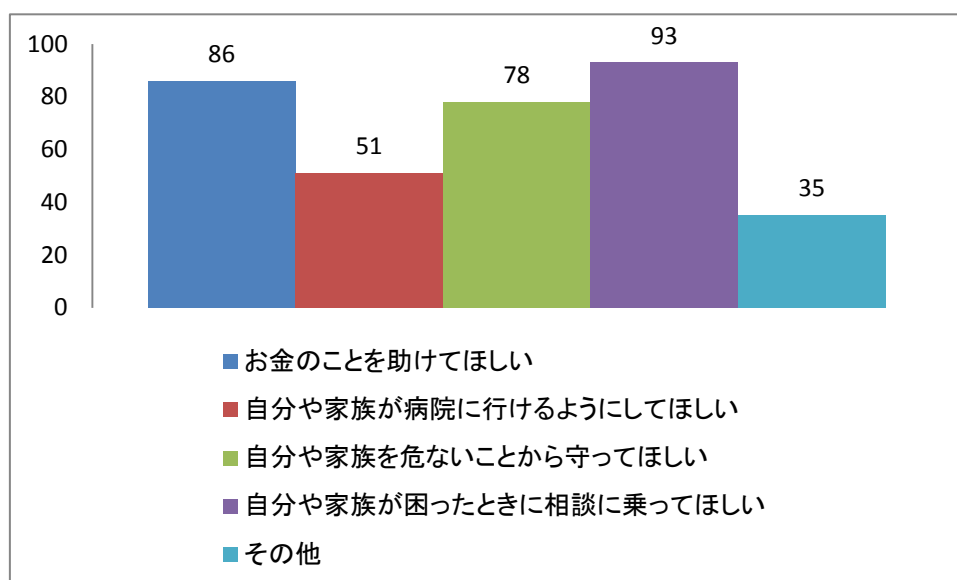


【質問23】 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。（複数回答）

回答	回答数	比率※
お金のことを助けてほしい	86	38.1%
自分や家族が病院に行けるようにしてほしい	51	22.6%
自分や家族を危ないことから守ってほしい	78	34.5%
自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい	93	41.2%
その他	35	15.5%

※分母はアンケート全回答数226として比率を計算

家族と暮らすなら、まわりの大人からして欲しいこと

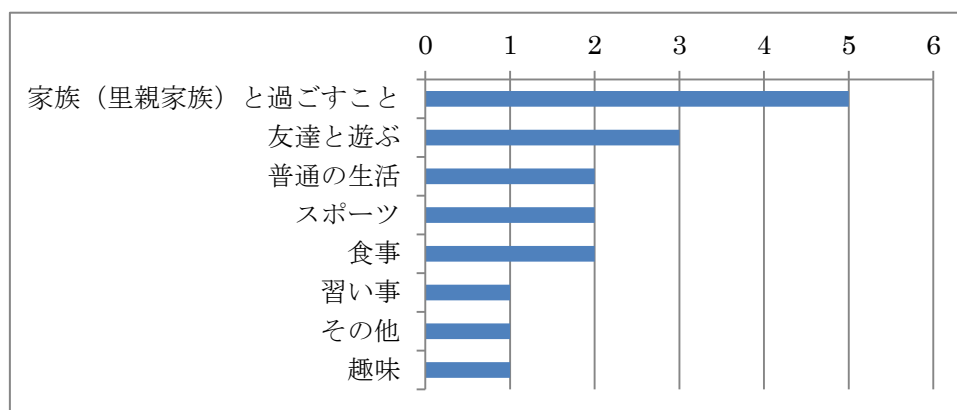


(2) 養育里親

【質問1】今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	家族（里親家族）と過ごすこと	5	29.4%
2	友達と遊ぶ	3	17.6%
3	普通の生活	2	11.8%
4	スポーツ	2	11.8%
5	食事	2	11.8%
6	習い事	1	5.9%
7	その他	1	5.9%
8	趣味	1	5.9%
9	合計	17	100.0%

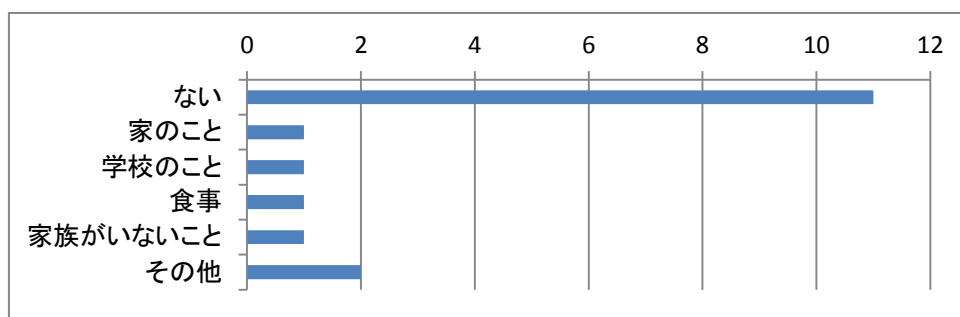
今の生活で楽しいこと



【質問2】今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	11	64.7%
2	家のこと	1	5.9%
3	学校のこと	1	5.9%
4	食事	1	5.9%
5	家族がいないこと	1	5.9%
7	その他	2	11.8%
	合計	17	100.0%

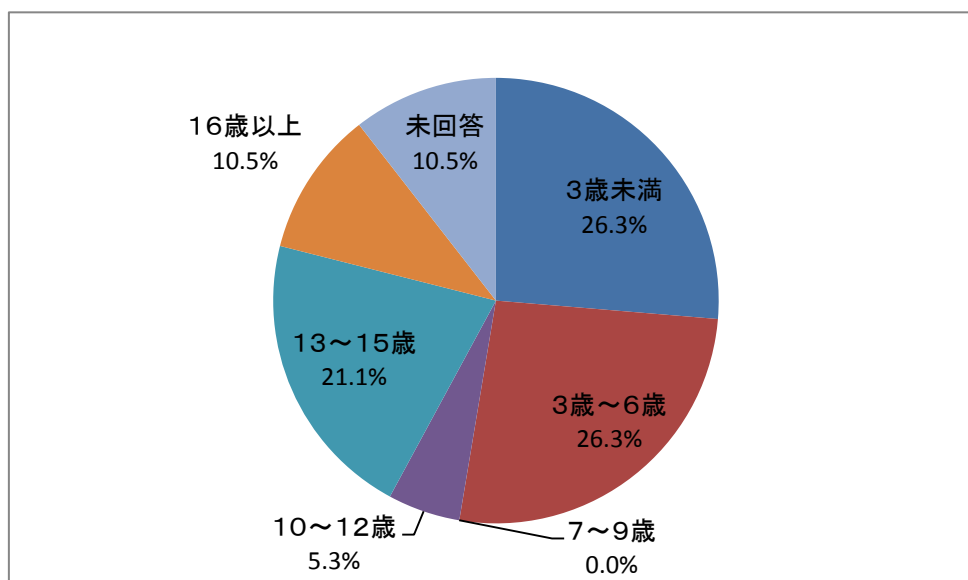
今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問3】 養育里親の家には何歳からいますか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	5	26.3%
3歳～6歳	5	26.3%
7～9歳	0	0.0%
10～12歳	1	5.3%
13～15歳	4	21.1%
16歳以上	2	10.5%
未回答	2	10.5%
合計	19	100.0%

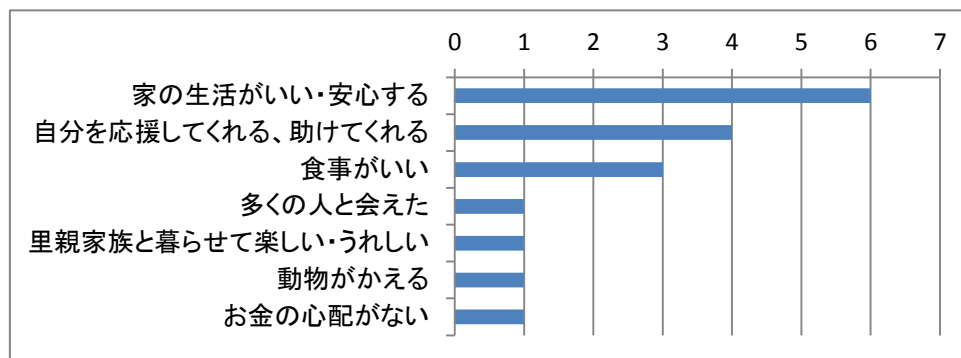
養育里親の家に来た年齢



【質問4】 養育里親の家に来てよかったことはどんなことですか。（自由記述）

	カテゴリー	回答数	比率
1	家の生活がいい・安心する	6	35.3%
2	自分を応援してくれる、助けてくれる	4	23.5%
3	食事がいい	3	17.6%
6	多くの人と会えた	1	5.9%
7	里親家族と暮らせて楽しい・うれしい	1	5.9%
8	動物が飼える	1	5.9%
9	お金の心配がない	1	5.9%
	合計	17	100.0%

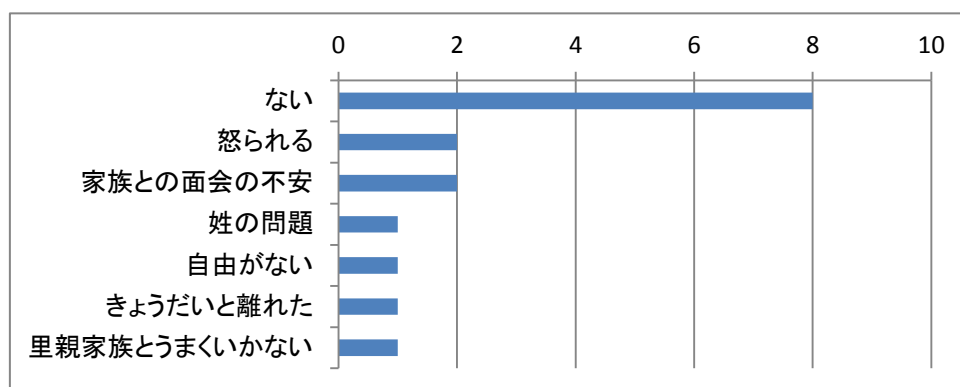
養育里親の家に来てよかったこと



【質問5】 養育里親の家に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったことはどんなことですか。

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	8	50.0%
2	怒られる	2	12.5%
3	家族との面会の不安	2	12.5%
4	姓の問題	1	6.3%
5	自由がない	1	6.3%
7	きょうだいと離れた	1	6.3%
8	里親家族とうまくいかない	1	6.3%
	合計	16	100.0%

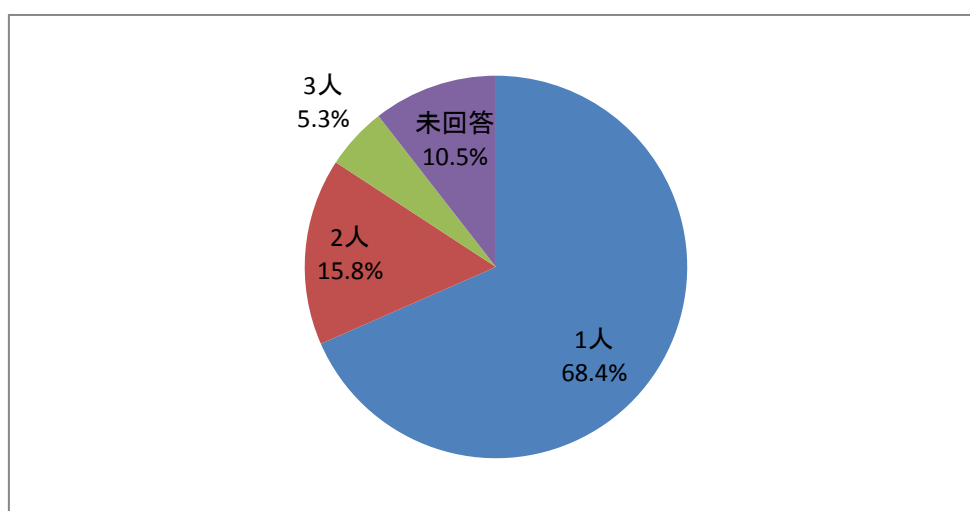
養育里親の家に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問6】今、一緒のお部屋（寝たり、自分の机や学用品がおいてある部屋）で生活しているのは何人ですか。

同室人数	回答数	比率
1人	13	68.4%
2人	3	15.8%
3人	1	5.3%
未回答	2	10.5%
合計	19	100.0%

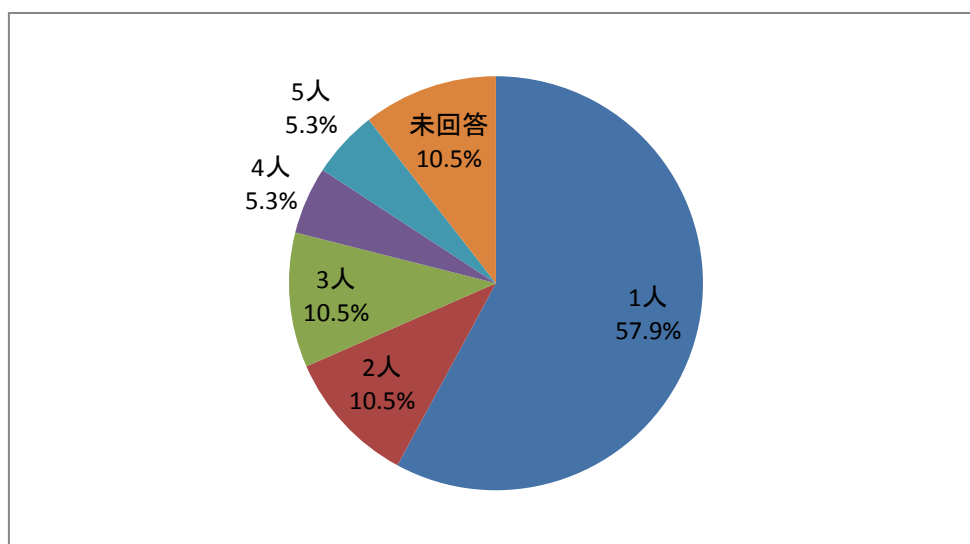
一緒の部屋で生活している人数



【質問 7】 一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	比率
1人	11	57.9%
2人	2	10.5%
3人	2	10.5%
4人	1	5.3%
5人	1	5.3%
未回答	2	10.5%
合計	19	100.0%

一緒の部屋で生活する希望人数

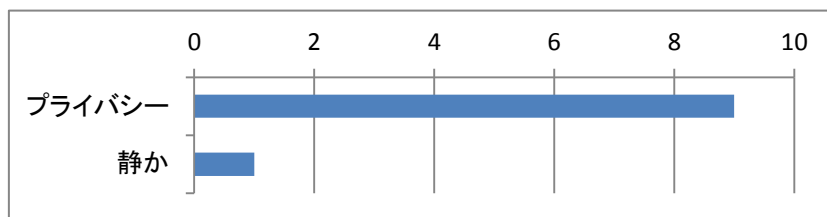


【質問8】（同じ部屋の希望人数について）それはどうしてですか。（自由記述）

(1) 1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	プライバシー	9	90.0%
2	静か	1	10.0%
	合計	10	100.0%

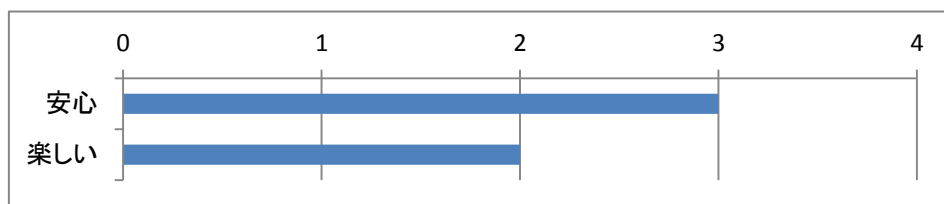
1人を希望する理由



(2) 2人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	安心	3	60.0%
2	楽しい	2	40.0%
	合計	5	100.0%

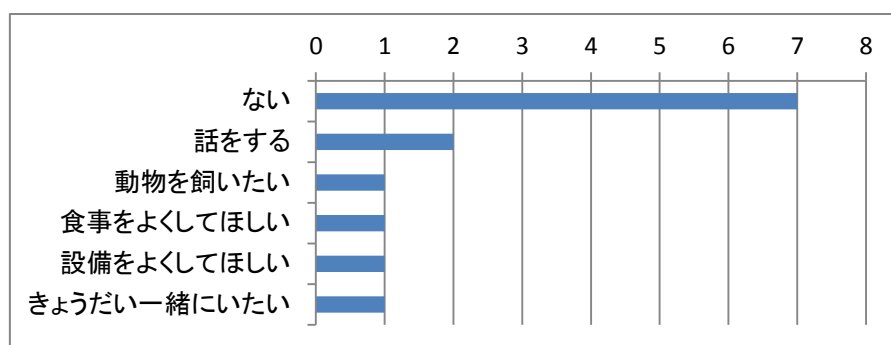
2人以上を希望する理由



【質問9】 養育里親の家での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。（自由記述）

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	7	53.8%
2	話をする	2	15.4%
3	動物を飼いたい	1	7.7%
4	食事をよくしてほしい	1	7.7%
5	設備をよくしてほしい	1	7.7%
6	きょうだい一緒にいたい	1	7.7%
	合計	13	100.0%

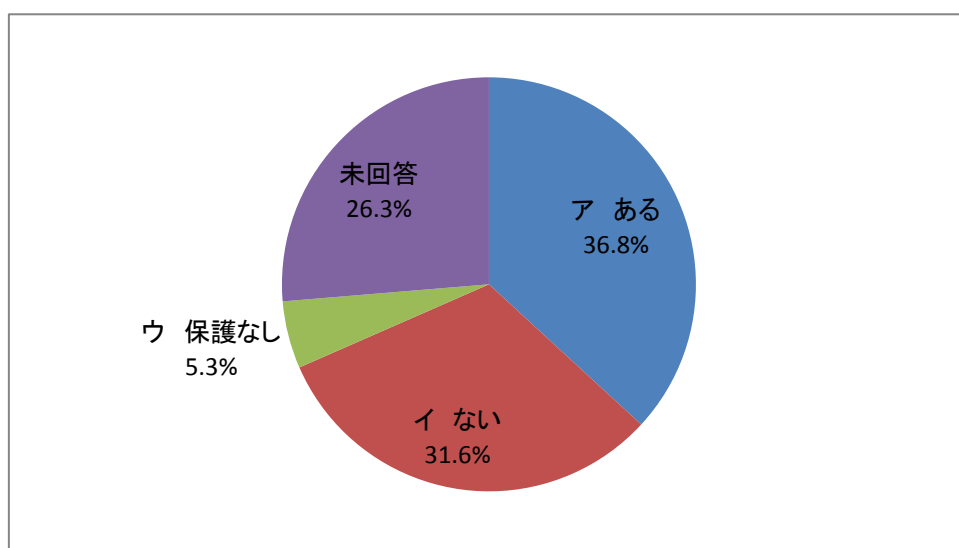
養育里親の家での生活を良くするためにしてほしいこと



【質問10】 児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。

記憶の有無	回答数	比率
ある	7	36.8%
ない	6	31.6%
保護なし	1	5.3%
未回答	5	26.3%
合計	19	100.0%

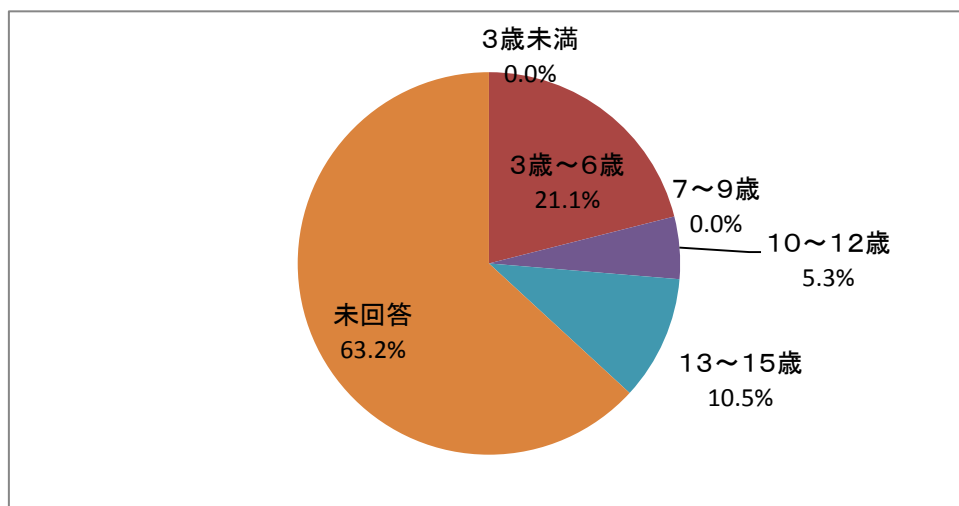
一時保護所の生活の記憶の有無



【質問 1 1】一時保護所にいたころは何歳ですか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	0	0.0%
3歳～6歳	4	21.1%
7～9歳	0	0.0%
10～12歳	1	5.3%
13～15歳	2	10.5%
16歳以上	0	0.0%
未回答	12	63.2%
合計	19	100.0%

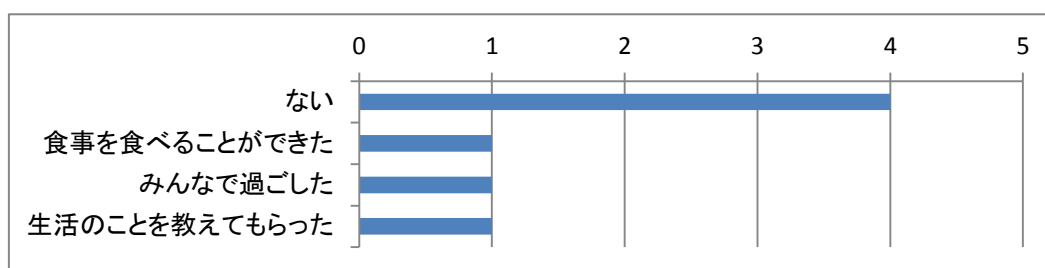
一時保護の年齢



【質問 1 2】 一時保護所に来てよかったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	4	57.1%
2	食事を食べることができた	1	14.3%
3	みんなで過ごした	1	14.3%
4	生活のことを教えてもらった	1	14.3%
5	合計	7	100.0%

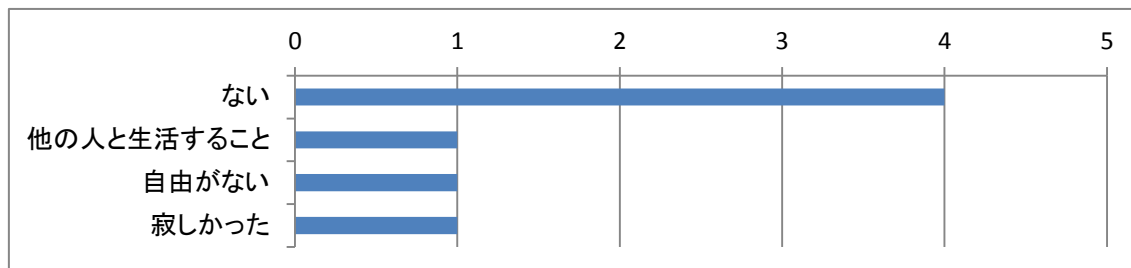
一時保護所に来てよかったこと



【質問 1 3】 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	4	57.1%
2	他の人と生活すること	1	14.3%
3	自由がない	1	14.3%
4	寂しかった	1	14.3%
	合計	7	100.0%

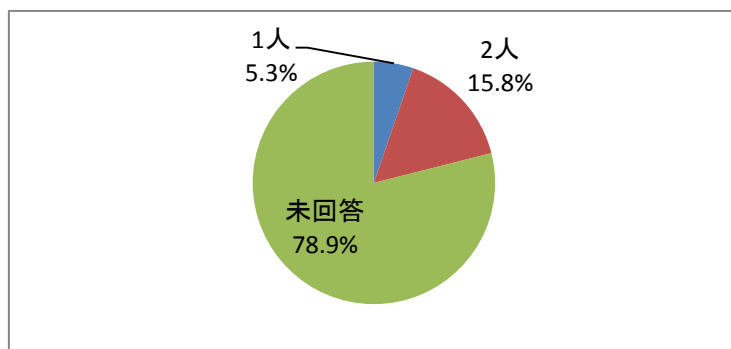
一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったこと



【質問 1 4】 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人でしたか。

同室人数	回答数	比率
1人	1	5.3%
2人	3	15.8%
未回答	15	78.9%
合計	19	100.0%

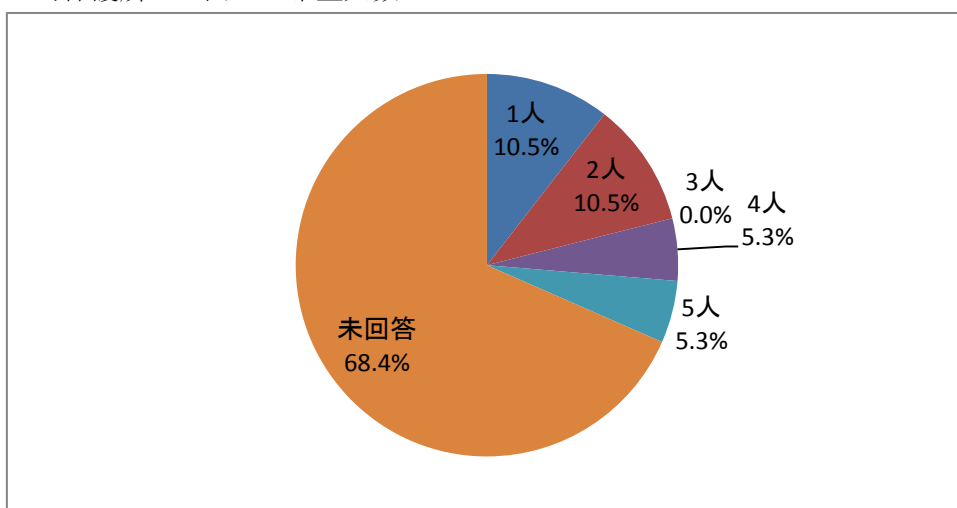
一時保護所の同室人数



【質問15】 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	比率
1人	2	10.5%
2人	2	10.5%
3人	0	0.0%
4人	1	5.3%
5人	1	5.3%
未回答	13	68.4%
合計	19	100.0%

一時保護所での同室の希望人数

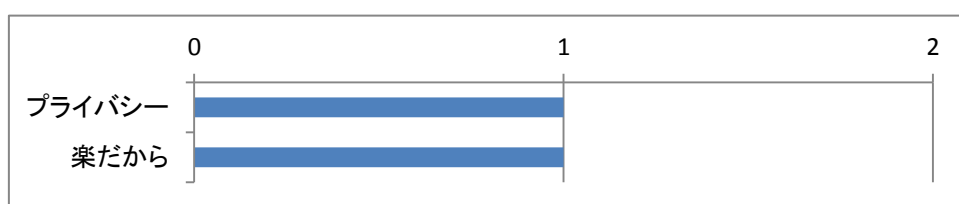


【質問 1 6】（一時保護所の部屋の希望人数の理由について）それはどうしてですか。（自由記述）

(1) 1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	プライバシー	1	50.0%
2	楽だから	1	50.0%
	合計	2	100.0%

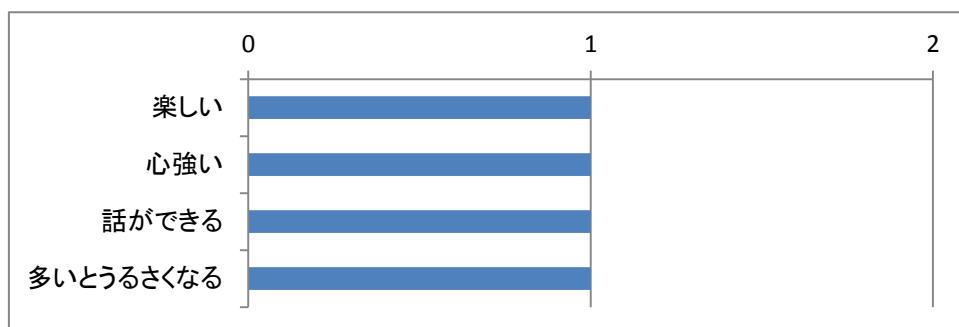
1人を希望する理由



(2) 2人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	楽しい	1	25.0%
2	心強い	1	25.0%
3	話ができる	1	25.0%
4	多いとうるさくなる	1	25.0%
	合計	4	100.0%

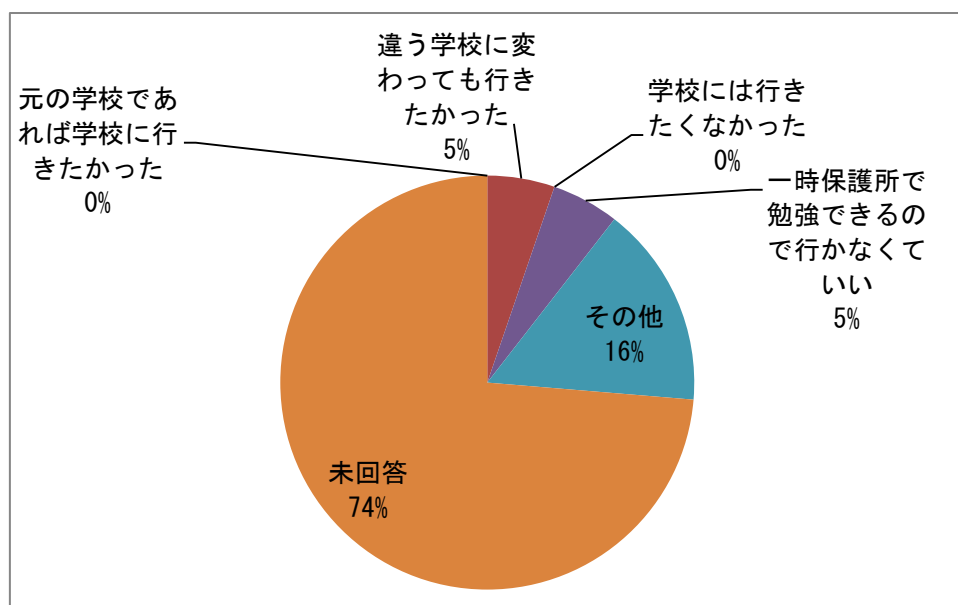
2人以上を希望する理由



【質問 1 7】 一時保護所にいるときに、学校にいけなかったことについて、どう思いますか。

回答	回答数	比率
元の学校であれば学校に行きたかった。	0	0.0%
違う学校に変わっても行きたかった。	1	5.3%
学校には行きたくなかった。	0	0.0%
一時保護所で勉強できるので行かなくていい。	1	5.3%
その他	3	15.8%
未回答	14	73.7%
合計	19	100.0%

一時保護所から学校に行けなかったことについて



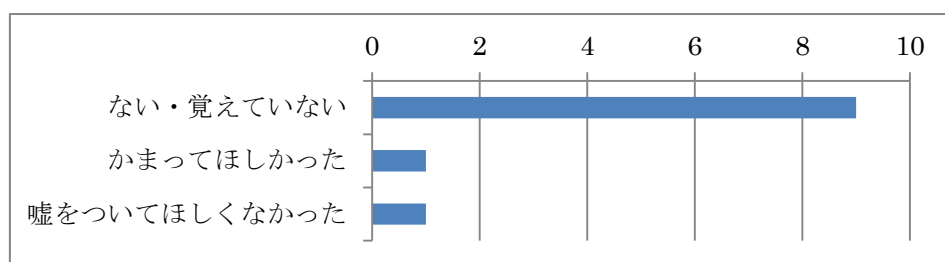
【質問18】一時保護所での生活を良くするためにしてほしいと思うことを書いてください。(自由記述)

※「覚えていない」「ない」の回答のみ。

【質問19】養育里親の家に来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない・覚えていない	9	81.8%
2	かまってほしかった	1	9.1%
3	嘘をついてほしくなかった	1	9.1%
4		11	100.0%

養育里親の上に来る前、家にいるときにして欲しかったこと

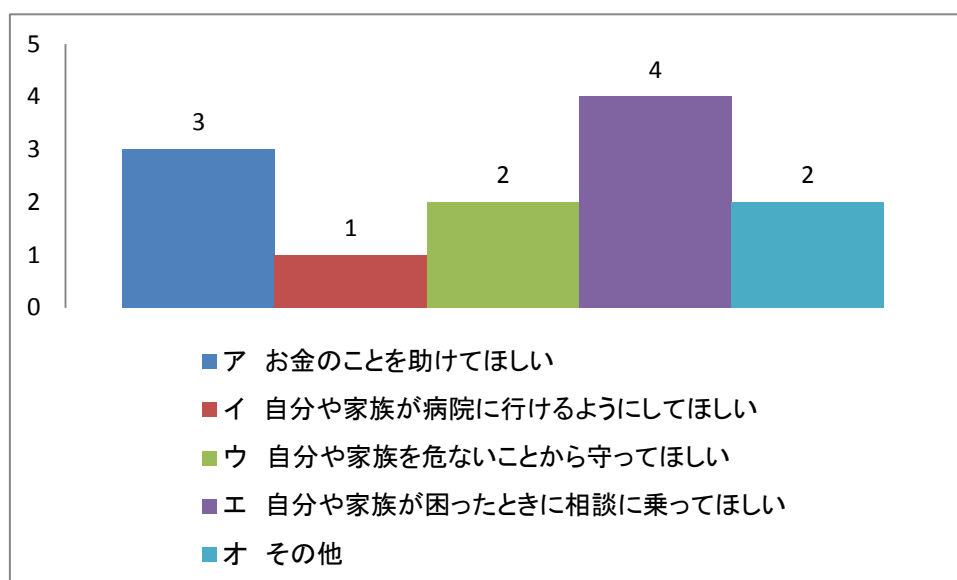


【質問23】 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。(複数回答)

回答	回答数	比率※
お金のことを助けてほしい	3	15.8%
自分や家族が病院に行けるようにしてほしい	1	5.3%
自分や家族を危ないことから守ってほしい	2	10.5%
自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい	4	21.1%
その他	2	10.5%

※分母はアンケート全回答数19として比率を計算

家族と暮らすなら、まわりの大人からしてほしいこと

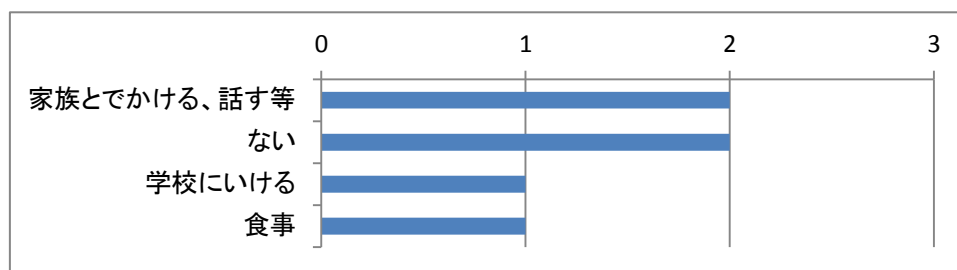


(3) ファミリーホーム

【質問1】今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	家族とでかける、話す等	2	33.3%
2	ない	2	33.3%
3	学校にいける	1	16.7%
4	食事	1	16.7%
	合計	6	100.0%

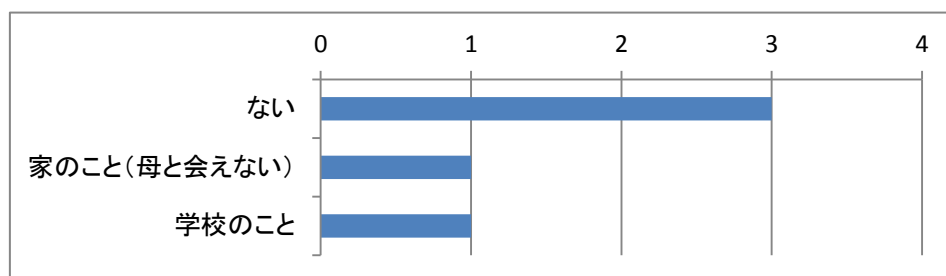
今の生活で楽しいこと



【質問2】今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	3	60.0%
2	家のこと (母と会えない)	1	20.0%
3	学校のこと	1	20.0%
	合計	5	100.0%

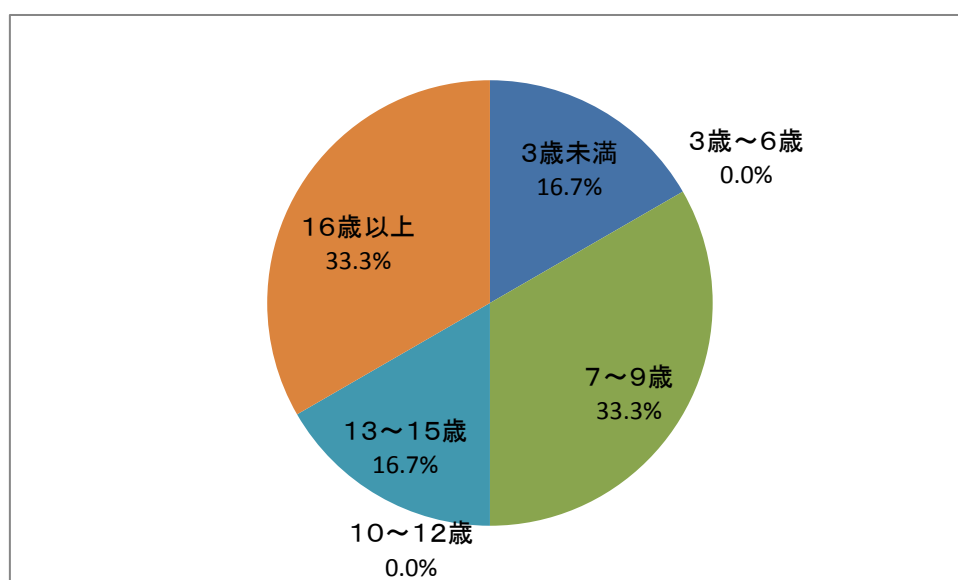
今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問3】ファミリーホームには何歳からいますか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	1	16.7%
3歳～6歳	0	0.0%
7～9歳	2	33.3%
10～12歳	0	0.0%
13～15歳	1	16.7%
16歳以上	2	33.3%
合計	6	100.0%

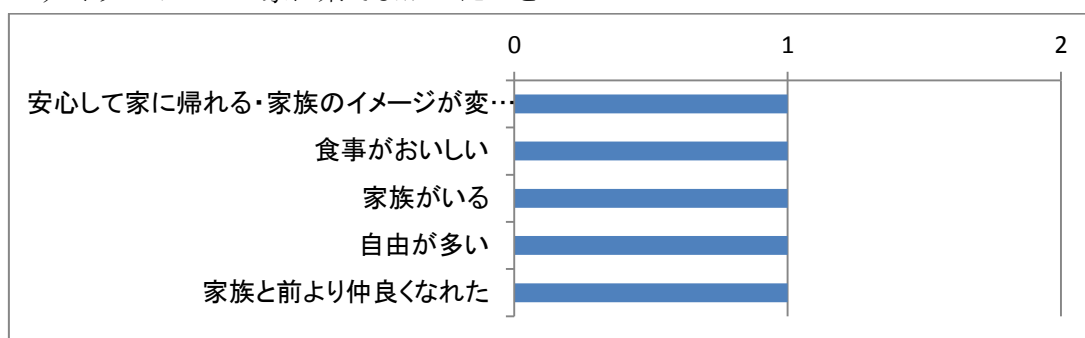
ファミリーホームにきた年齢



【質問4】ファミリーホームに来てよかったことはどんなことですか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	安心して家に帰れる・家族のイメージが変わった	1	20.0%
2	食事がおいしい	1	20.0%
3	家族がいる	1	20.0%
6	自由が多い	1	20.0%
7	家族と前より仲良くなれた	1	20.0%
	合計	5	100.0%

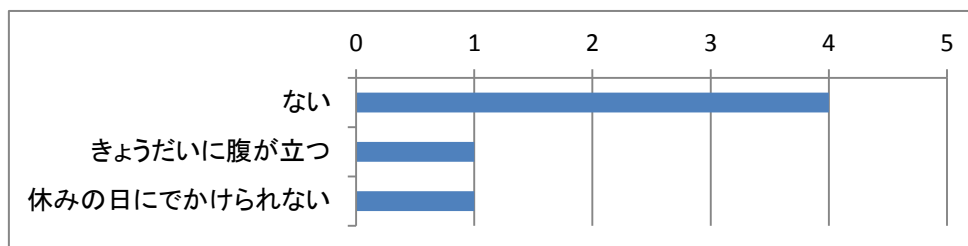
ファミリーホームの家に来てよかったこと



【質問5】ファミリーホームに来て、嫌なこと、つらいこと、困ったことはどんなことですか。

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	4	66.7%
2	きょうだいに腹が立つ	1	16.7%
3	休みの日にでかけられない	1	16.7%
	合計	6	100.0%

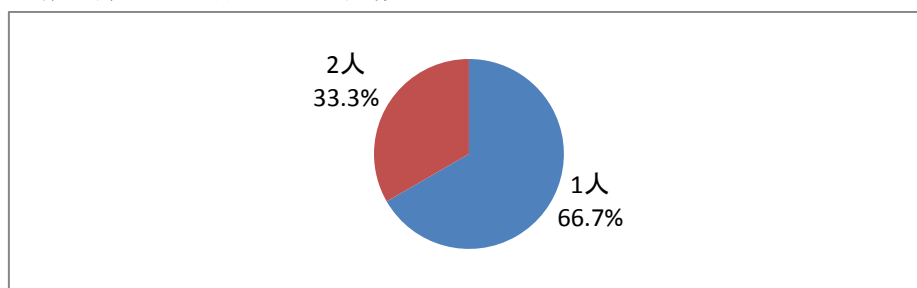
ファミリーホームの家に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったこと



【質問6】今、一緒のお部屋（寝たり、自分の机や学用品がおいてある部屋）で生活しているのは何人ですか。

同室人数	回答数	比率
1人	4	66.7%
2人	2	33.3%
合計	6	100.0%

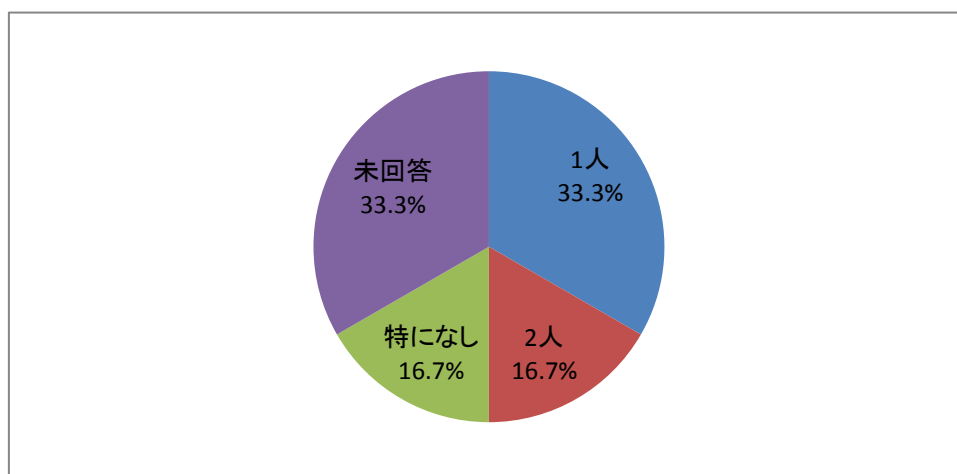
一緒の部屋で生活している人数



【質問7】一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	比率
1人	2	33.3%
2人	1	16.7%
特になし	1	16.7%
未回答	2	33.3%
合計	6	100.0%

一緒の部屋で生活する希望人数



【質問8】（同じ部屋の希望人数について）それはどうしてですか。（自由記述）

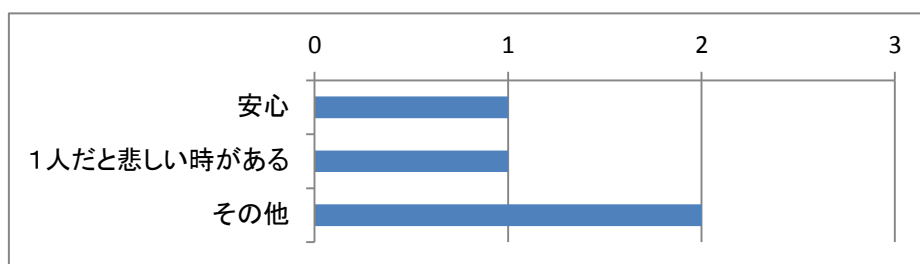
（1）1人を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	1人のほうがゆっくり過ごせる	1	100.0%
	合計	1	100.0%

（2）2人以上を希望する理由

	カテゴリー	回答数	比率
1	安心	1	25.0%
2	1人だと悲しい時がある	1	25.0%
3	その他	2	50.0%
	合計	4	100.0%

2人以上を希望する理由



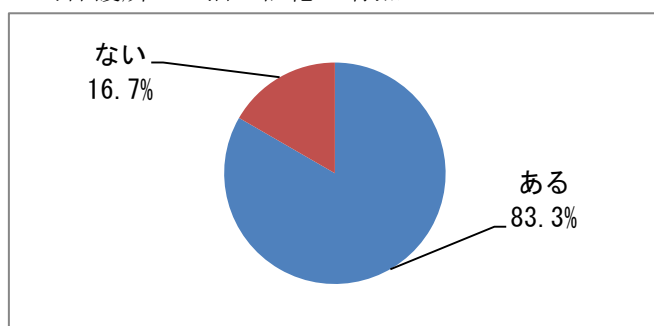
【質問9】ファミリーホームでの生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。（自由記述）

※「ない」「今のままでよい」という回答のみ。

【質問 1 0】 児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。

記憶の有無	回答数	比率
ある	5	83.3%
ない	1	16.7%
保護なし	0	0.0%
未回答	0	0.0%
合計	6	100.0%

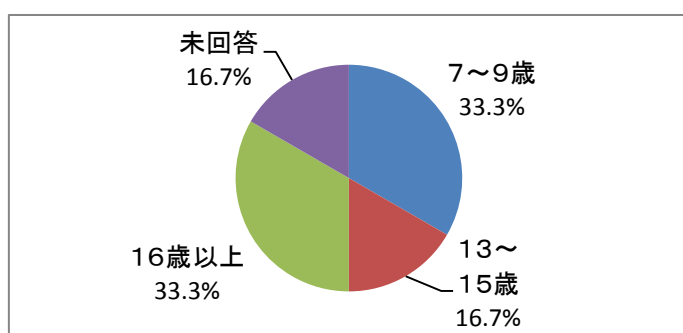
一時保護所の生活の記憶の有無



【質問 1 1】 一時保護所にいたころは何歳ですか。

年齢区分	人数	比率
3歳未満	0	
3歳～6歳	0	
7～9歳	2	
10～12歳	0	
13～15歳	1	
16歳以上	2	
未回答	1	
合計	6	100.0%

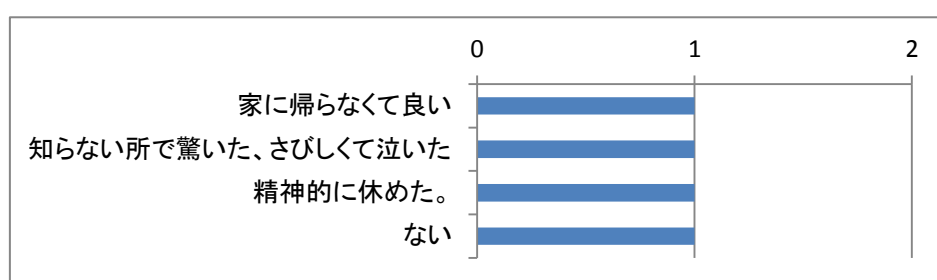
一時保護の年齢



【質問 1 2】 一時保護所に来てよかったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	家に帰らなくて良い	1	25.0%
2	知らない所で驚いた、さびしくて泣いた	1	25.0%
3	精神的に休めた。	1	25.0%
4	ない	1	25.0%
5	合計	4	100.0%

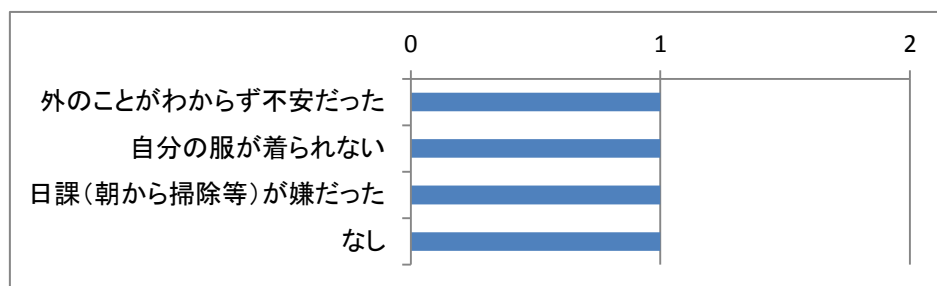
一時保護所に来てよかったこと



【質問 1 3】 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはどんなことでしたか。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	外のことがわからず不安だった	1	25.0%
2	自分の服が着られない	1	25.0%
3	日課（朝から掃除等）が嫌だった	1	25.0%
4	なし	1	25.0%
	合計	4	100.0%

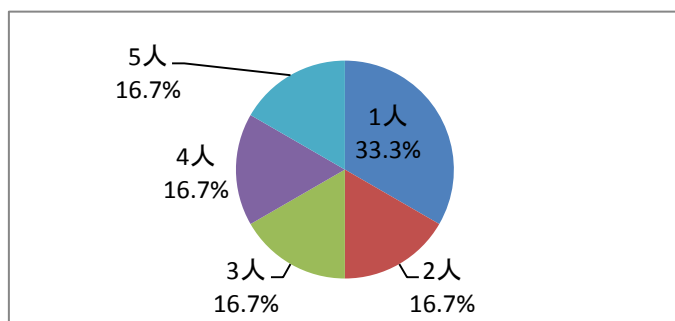
一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困ったこと



【質問 1 4】 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人でしたか。

同室人数	回答数	比率
1人	2	33.3%
2人	1	16.7%
3人	1	16.7%
4人	1	16.7%
5人	1	16.7%
合計	6	100.0%

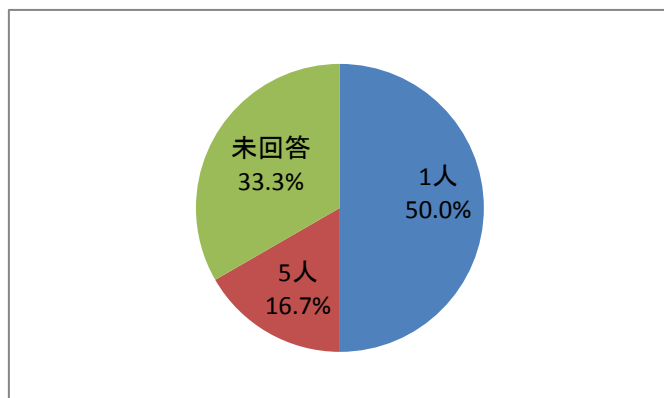
一時保護所の同室人数



【質問 1 5】 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答人数	比率
1人	3	50.0%
5人	1	16.7%
未回答	2	33.3%
合計	6	100.0%

一時保護所での同室の希望人数

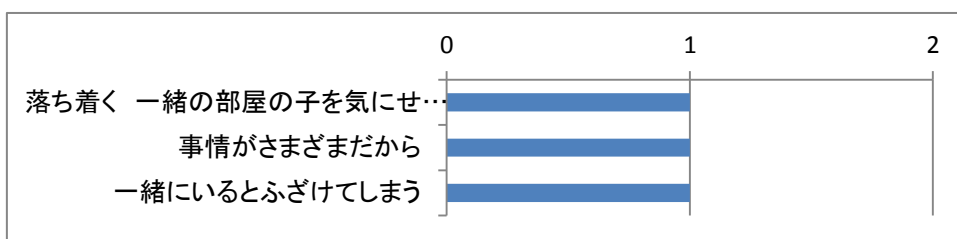


【質問 1 6】（一時保護所の部屋の希望人数の理由について）それはどうしてですか。（自由記述）

（1）1人を希望する理由（※2人以上を希望する理由の回答はなし）

	カテゴリー	回答数	比率
1	落ち着く、一緒の部屋の子を気にせず泣ける	1	33.3%
2	事情がさまざまだから	1	33.3%
3	一緒にいるとふざけてしまう	1	33.3%
	合計	3	100.0%

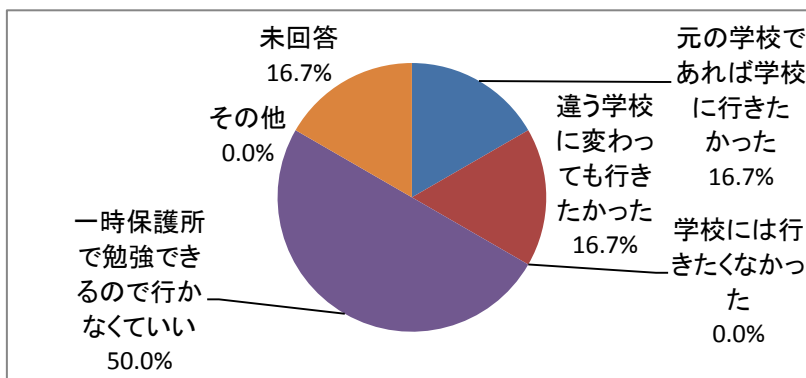
1人を希望する理由



【質問 1 7】一時保護所にいるときに、学校にいけなかったことについて、どう思いますか。

回答	回答数	比率
元の学校であれば学校に行きたかった	1	16.7%
違う学校に変わっても行きたかった	1	16.7%
学校には行きたくなかった	0	0.0%
一時保護所で勉強できるので行かなくていい	3	50.0%
その他	0	0.0%
未回答	1	16.7%
合計	6	100.0%

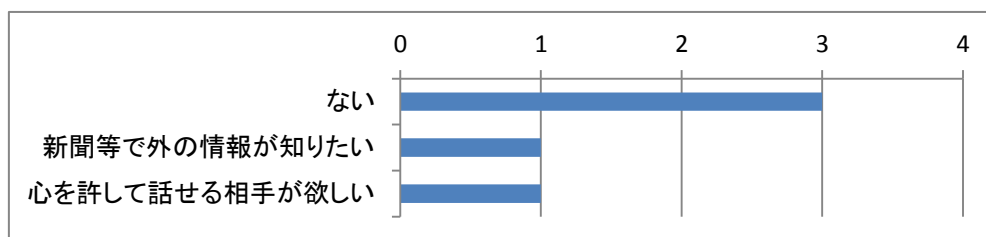
一時保護所から学校に行けなかったことについて



【質問18】一時保護所での生活を良くするためにしてほしいと思うことを書いてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない	3	60.0%
2	心を許して話せる相手が欲しい	1	20.0%
3	新聞等で外の情報が知りたい	1	20.0%
	合計	5	100.0%

一時保護所の生活を良くするためにほしいこと

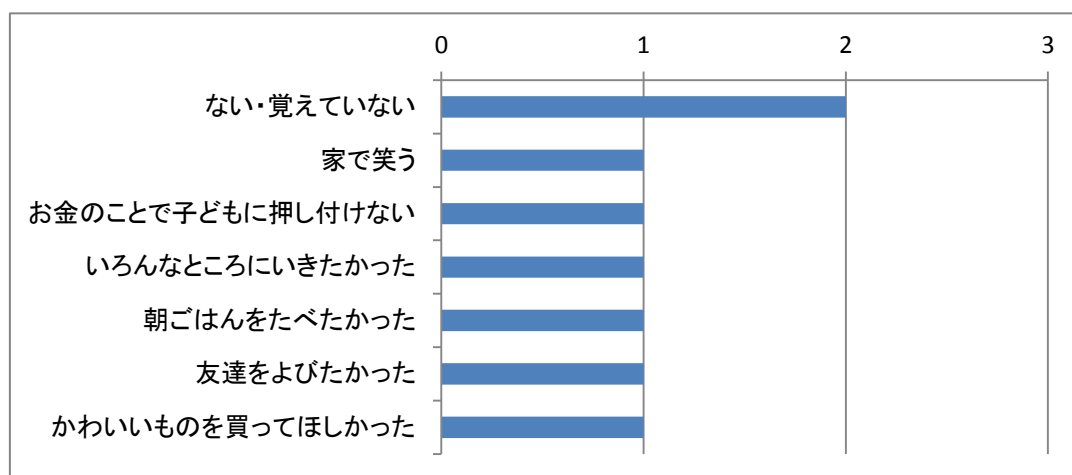


【質問19】ファミリーホームに来る前、家で生活しているときに、親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。(自由記述)

	カテゴリー	回答数	比率
1	ない・覚えていない	2	25.0%
2	家で笑う	1	12.5%
3	お金のことで子どもに押し付けない	1	12.5%
4	いろんなところに行きたかった	1	12.5%
5	朝ごはんをたべたかった	1	12.5%
6	友達をよびたかった	1	12.5%
7	かわいいものを買ってほしかった	1	12.5%
	合計	8	100.0%

※複数回答あり。

ファミリーホームに来る前、家にいるときにして欲しかったこと

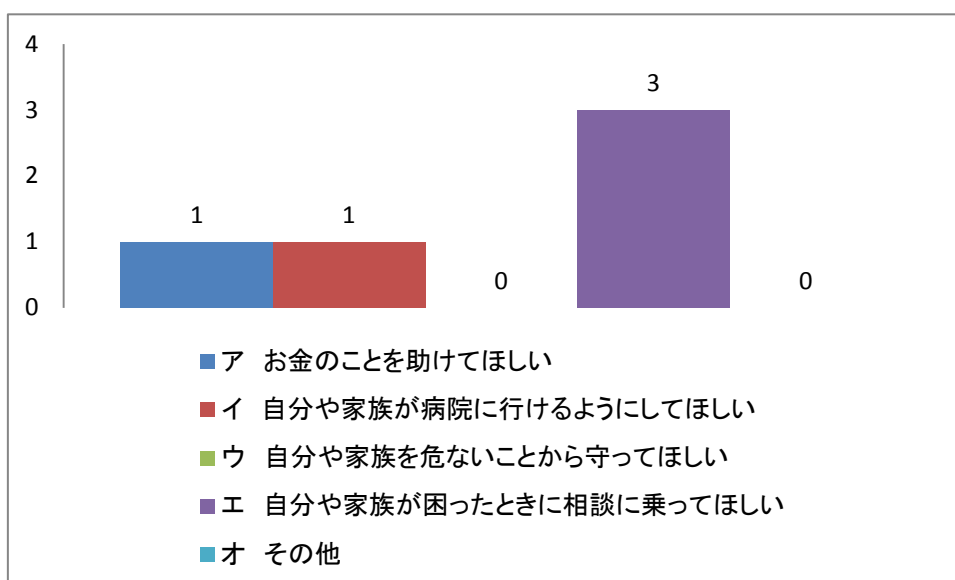


【質問23】 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。(複数回答)

回答	回答数	比率※
お金のことを助けてほしい	1	16.7%
自分や家族が病院に行けるようにしてほしい	1	16.7%
自分や家族を危ないことから守ってほしい	0	0.0%
自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい	3	50.0%
その他	0	0.0%

※分母はアンケート全回答数6として比率を計算

家族と暮らすなら、まわりの大人からして欲しいこと





福島県社会的養育推進計画

平成31年3月

福島県こども未来局児童家庭課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-8665

FAX 024-521-7747

メールアドレス jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp